

平成27年12月策定
平成29年12月改定
令和2年2月改定

長崎県国土強靱化地域計画

令和3年3月改定



目次

1. 長崎県国土強靱化地域計画策定の目的、趣旨	2
2. 長崎県の特徴、想定される大規模自然災害	4
(長崎県の特徴).....	4
(地勢に関する特徴).....	5
(長崎県において想定される大規模自然災害).....	5
3. 長崎県国土強靱化地域計画の基本的考え方	11
(取組の基本的な姿勢).....	11
(主な取組).....	12
(想定するリスク).....	13
(目標).....	13
(リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)).....	14
(施策分野).....	15
4. 脆弱性の分析、評価、課題の検討	17
5. 施策分野ごとの推進方針	20
①【リスクコミュニケーション】.....	20
②【老朽化対策】.....	20
③【離島・半島対策】.....	21
④【南海トラフ巨大地震のバックアップ機能】.....	22
⑤【人材育成】.....	22
⑥【官民連携】.....	23
⑦【行政機能/警察、消防/教育等】.....	23
⑧【住宅・都市、環境分野】.....	26
⑨【保健医療・福祉分野】.....	30
⑩【産業分野(情報通信、エネルギー、産業構造)】.....	31
⑪【農林水産分野】.....	33
⑫【国土保全・交通、物流】.....	34
6. 施策の重点化	38
7. 計画の推進体制	40

(別紙)

- 「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」ごとの「脆弱性の分析・評価、課題の検討」、「対応方策の検討、推進方針」、「重要業績指標」
- 個別事業一覧

1. 長崎県国土強靱化地域計画策定の目的、趣旨

今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要であることから、平成25年12月11日、国土強靱化基本法が施行された。

この法律の目的、基本理念は以下のとおりであり、第四条において地方公共団体の責務、第十三条において地域計画の策定について規定されている。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(抄)

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該

都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

もとより、都道府県は災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るため様々な防災対策を行なっているところであるが、国土強靱化基本法の理念、責務に基づいて、自然災害のリスクを踏まえ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような強靱な行政機能、地域社会を事前につくりあげることが重要である。

長崎県が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進める必要性に鑑み、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、長崎県国土強靱化地域計画を策定する。

なお、本計画における「強靱な県土づくり」は、国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」※1で目指す方向性とも一致するものであり、その実現に向けて、本計画を計画的に推進していく。



※1 「持続可能な開発目標（SDGs）」

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指している。

本計画では、このSDGsの理念を踏まえながら関係する以下の取組を推進し、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献することで、県民の皆様が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりを推進していく。

(関係する取組)

	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

2. 長崎県の特徴、想定される大規模自然災害

長崎県国土強靱化地域計画を策定するに当たっては、長崎県が有する地勢、気象条件、想定される自然災害（これまで長崎県に被害をもたらした自然災害）等の地域特性を踏まえてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討等をおこない、長崎県の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定することが必要である。以下に長崎県が有する地勢や気候の特性及び想定される大規模自然災害について示す。

（長崎県の特徴）

～災害に関する特徴～

①豪雨、台風、土砂災害の危険性

長崎県における気候の特性として、梅雨前線の活発化による豪雨や台風の接近、上陸による強風、高潮等の被害を受けてきた。また、地勢は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏しており、急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域指定が31,362箇所、全国3位となっているなど、土石流や地滑り、急傾斜地の崩壊といった土砂災害の危険性が非常に高い。また、豪雨やあびき（湾や港内の海面が数分から数十分の周期で昇降を繰り返す現象。潮位の副振動）による低地での浸水も想定される。昭和32年の諫早豪雨、昭和57年の長崎豪雨、平成3年の台風19号、令和2年7月豪雨などで多大な被害が発生した。

②火山災害の危険性

平成2年から平成7年にかけての雲仙普賢岳噴火による災害では、火砕流や土石流被害が頻発し、災害対策基本法に基づく警戒区域が市街地で設定されたことで住民生活や経済活動に長期間深刻な影響を及ぼし、死者、行方不明者44人、住家被害1,399棟、非住家被害1,112棟という甚大な被害が生じた。火山災害は長期にわたる多方面への被害が懸念され、噴火への警戒、気象台等関係機関との緊密な連携による情報収集や伝達体制の維持及び溶岩ドーム崩壊への適切な対策を講じていく必要がある。

③南海トラフ巨大地震への対応

本県は、九州の西に位置し、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震の想定津波高、最大震度は太平洋側の各県に比べると低く（内閣府公表の被害想定）、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」や「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定もない。このため、九州内で大きな被害が想定される宮崎県、大分県、鹿児島

県をはじめ、南海トラフ巨大地震により被害が想定される地域をバックアップしていく必要がある。

（地勢に関する特徴）

④斜面に市街地が密集

地形の特性から、長崎市や佐世保市等、斜面に市街地が密集している地域が存在する。このような斜面地は、地震時等に大規模火災のリスクが高いことや、道路が狭く緊急自動車等の進出が困難となるケースが考えられ、計画的な改善整備に取り組む必要がある。

⑤多くの離島・半島地域

県土の約 38%、県人口の約 10%が離島地域（法指定有人島）、県土の約 35%、県人口の約 21%が半島地域（半島振興対策実施地域）となっており、交通ネットワークの整備や海上輸送、空中輸送の体制整備など特別な配慮が必要となる。

～社会環境に関する特徴～

⑥人口減少・高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、本県の人口は平成 27(2015)年の 137 万人から 2045 年には 98 万人に減少し、高齢人口比率は 29%から 40%に上昇するおそれがある。人口減少、高齢化の進行は、地域コミュニティの希薄化、地域防災力の低下につながるおそれがある。

（長崎県において想定される大規模自然災害）

■大雨、豪雨

長崎県においては、前線活動の活発化、特に梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むとき大雨となることが多い。

[過去の被災事例]

○昭和 32 年 7 月の諫早豪雨

昭和 32 年 7 月 24 日夜から 25 日朝にかけて、華中から東進してきた低気圧が黄海に進むころから、梅雨前線は次第に活動が活発となり、25 日 9 時には黄海南部の低気圧からチェジュ島の南、長崎県中部を経て四国沖に達しており、チェジュ島付近から九州西部にかけて各所で雷を伴った強い雨が降っていた。

その後梅雨前線は 26 日まで引き続き長崎県中部で南北に振動を続け、この間、

雷を伴った記録的な大雨が降った。この大雨はきわめて局地性が強く、大村・諫早・島原・熊本を結ぶ幅約 20 km、長さ約 100 kmの細長い帯状の地域に集中し、本県で死者 705 人、行方不明者 77 人の被害が発生した。

○昭和 57 年 7 月の長崎豪雨

昭和 57 年 7 月 23 日に九州北部で活発になった梅雨前線により長崎市で記録的な大雨となり、山崩れ、土石流、河川の氾濫などの大きな災害をもたらした。

長与町役場で観測した 1 時間雨量 187 ミリは日本歴代 1 位の記録的大雨であり、本県で死者 294 人、行方不明者 5 人の被害が発生した。



○令和 2 年 7 月豪雨

令和 2 年 7 月 3 日から、日本付近に停滞していた前線の影響で、温かく非常に湿った空気が継続して流れ込み、7 月上旬から下旬にかけて、九州北部付近を中心に広い範囲で大雨となった。

県内各地で時間雨量の地点観測史上 1 位を更新する豪雨に見舞われ、7 月 6 日、長崎市ほか県内 6 市町に大雨特別警報が発表された。

当該豪雨により、住宅浸水、がけ崩れ、道路の浸水損壊、配電の寸断などの被害のほか、7 月 10 日対馬市で 1 人が川に流され、また、7 月 25 日、諫早市轟峡におけるがけ崩れにより 2 人の命が失われた。

■台風による強風、大雨、高潮、高波

長崎県は、台風の常襲地域であり、その接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受けてきたが、台風の周りには活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらす洪水、浸水害、土砂災害等が発生させる。また、台風や低気圧の接近で気圧が下がると海面上昇による高潮災害、高潮と重なった高波による浸水害が発生することがある。



[過去の被災事例]

○昭和 62 年 8 月 31 日の台風第 12 号

台風第 12 号は 8 月 31 日 00 時に福江市の西約 90 km の海上を通過して、31 日 04 時頃対馬のごく近くの西海上を北東進した。福江の最大風速は 31.3 メートル、最大瞬間風速は 55.6 メートルの観測史上最大の風速を観測した。また、厳原では最大風速は 21.8 メートル、最大瞬間風速は 52.1 メートルを観測した。本県で死者 2 人、建物全壊 17 棟、半壊 37 棟の被害が発生した。

○平成 3 年 9 月 27 日の台風第 19 号

台風 19 号は大型で非常に強い勢力（中心気圧 940hPa、中心付近の最大風速 50 メートル、風速 25 メートル以上の暴風域の半径 300 km）を保ったまま 27 日 16 時過ぎに佐世保市の南に上陸した。この台風による最大風速は長崎で 25.6 メートル、佐世保で 17.6 メートル、最大瞬間風速は長崎で 54.3 メートル、佐世保で 42.1 メートルと記録的な暴風となり、本県で死者 5 人、負傷者 257 人、建物全壊 158 棟、半壊 2,453 棟の被害が発生した。

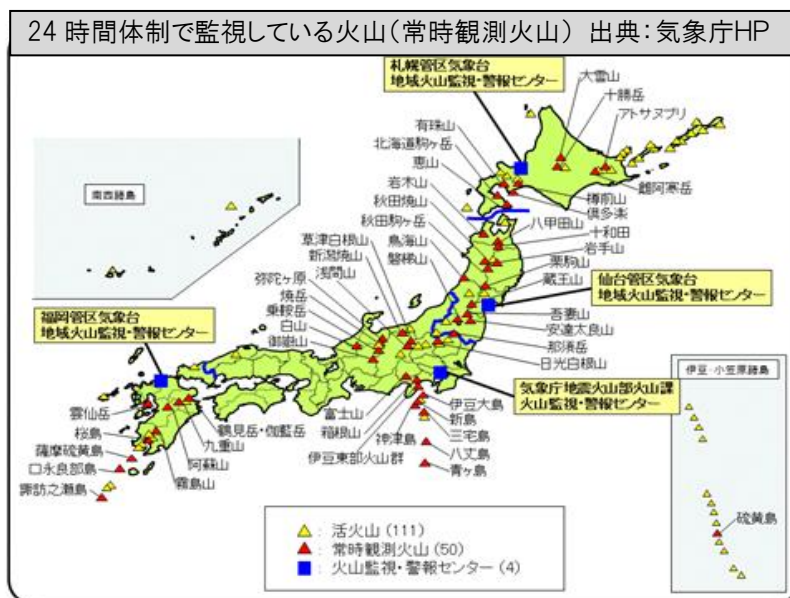
○令和 2 年 9 月 7 日の台風第 10 号

9 月 1 日に小笠原近海で発生した台風第 10 号は、特別警報級の勢力で北上し、7 月 7 日 3 時に新上五島町を中心気圧 945hPa、中心付近の最大風速 45 メートルの大型で非常に強い勢力で通過し北上した。長崎県では、6 日夜のはじめから 7 日昼前にかけて風速 25 メートルの暴風域に入った。

6 日から 7 日までの総降水量は福江で 178.5 ミリ、上大津で 165.5 ミリ、雲仙岳で 123.5 ミリ、有川で 107.5 ミリを観測した。最大瞬間風速は、野母崎で 59.4 メートル、鰐浦で 48.9 メートルのほか 6 地点で観測史上 1 位の値を更新する暴風となり、重傷者 2 名を含む 16 人の人的被害に加え、家屋や施設の損壊、農林水産、港湾等の施設で大きな被害が発生するとともに、5 万人を超える方が避難所へ避難するほか、停電が最大で 17 万 3,600 戸であった。

■火山災害

長崎県には活動火山である雲仙岳が存在し、火山活動に伴う各種災害（地震、噴火、降灰、火砕流、火災、土石流、泥流、溶岩流、火山活動の活発化に伴う山地の崩壊等）による災害が想定される。（※火山噴火予知連絡会によって、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として選定）



[過去の被災事例]

平成 2 年 11 月に始まった雲仙普賢岳の噴火は平成 7 年 2 月までの 4 年 3 ヶ月にわたり継続し、火砕流や土石流が頻発した。死者、行方不明者 44 人、住家被害 1, 399 棟、非住家被害 1, 112 棟という甚大な被害が生じ、特に平成 3 年 6 月 3 日の大規模火砕流では死者、行方不明者 43 人、負傷者 9 人、建物損壊 179 棟の被害が発生した。

災害対策基本法に基づく警戒区域が市街地で設定されたことで住民生活や経済活動に長期間深刻な影響を及ぼした。火山活動の結果、山頂には 1 億立方 m の溶岩が不安定に堆積しており、溶岩ドーム崩壊の恐れがあることから現在も警戒区域が設定され、一般の立入が制限されている。



■地震、津波

平成 17 年度の地震等防災アセスメント調査においては、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動で建物被害 34,262 棟、死者数 2,001 人等の被害を想定しており、地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、火災、津波等による物的、人的被害が想定される。

[過去の被災事例]

○寛政 4 年（1792）4 月 1 日の島原大変

M6.4 の地震により島原で眉山大崩壊、対岸にも押し寄せた津波で死者 1.5 万人の被害が発生した。

○大正 11 年（1922）12 月 8 日の千々石湾における地震（島原地震）

M6.9 の地震（1 時 49 分）により北有馬を中心に、死者 23 人、家屋倒壊、煙突倒壊、水道管破裂の被害、M6.5 の地震（11 時 2 分）により小浜を中心に死者 3 人、家屋倒壊の被害が発生した。

○昭和 59 年 8 月 6 日の島原半島における地震

M5.7、5.0 の地震により小浜、千々石を中心に家屋一部損壊、石垣墓石倒壊の被害が発生した。

○平成 17 年 3 月 20 日の福岡県西方沖地震

壱岐市で震度 5 強を観測し、負傷者 2 人、住宅全壊 1 棟、住家一部破損 16 棟の被害が発生した。



○平成 28 年 4 月 16 日の熊本地震

南島原市で震度 5 強を観測し、住宅一部破損 1 棟、がけ崩れ 1 箇所、ブロック塀損壊 1 箇所、水道断水 35 戸の被害が発生した。

■ 渇水

長崎県の水利特性は、流路延長が短い急勾配の中小河川が多く、平地が少ないため河川の保水能力が低いという地勢に加え、年間降水量の多くが梅雨時期と台風期に集中する気象条件等から、水資源に恵まれない特性を有し、過去に深刻な渇水被害を受けてきた。

[過去の被災事例]

○平成6年の渇水

平成6年は、1月から5月までは平年よりやや少ない程度の降水量であったが、梅雨入り後は、梅雨前線の活動が不活発で、晴れる日が多く降水量も少なかった。梅雨明け以降も、高温・少雨・多照の傾向は7月、8月と続き、日最高気温、月平均気温の最高値、月降水量の最小値等が各地で更新され、9月以降も続いた少雨傾向は平成7年2月まで継続した。平成6年渇水の降雨の特徴は、空梅雨とともに7月、8月の降水量が県本土の観測所で、平年比の10%前後と極端に少ない状態で、9月以降も50%以下の降水量しかなく、梅雨期から台風期にかけて降水量が多い時期に異常な少雨傾向が継続したことである。

県内79市町村のうち25市町村において給水制限が実施され、佐世保市においては1日平均20.5時間の断水となるなど、県民生活、経済活動に多大な被害が生じた。



○平成19年の渇水

平成19年1月は、厳原を除く県下各地で平年比の30%から40%程度の降水量であった。2月から5月はおおむね平年並みの降水量であったが6月は各地で平年比の30%程度以下と極めて低い降水量となった。7月は平年よりやや多い降水が各地で観測された。8月から11月は再び少雨傾向となり、県内各地で平年比の50%以下の降水量で、年間としては平年の約7割程度の降水量となった。

水道用ダムの貯水率は、平成20年2月25日に53.3%（県全体）を観測し、貯水率の低下に伴い、佐世保市や平戸市等で減圧給水制限や河川からの緊急取水を実施した。

3. 長崎県国土強靱化地域計画の基本的考え方

(取組の基本的な姿勢)

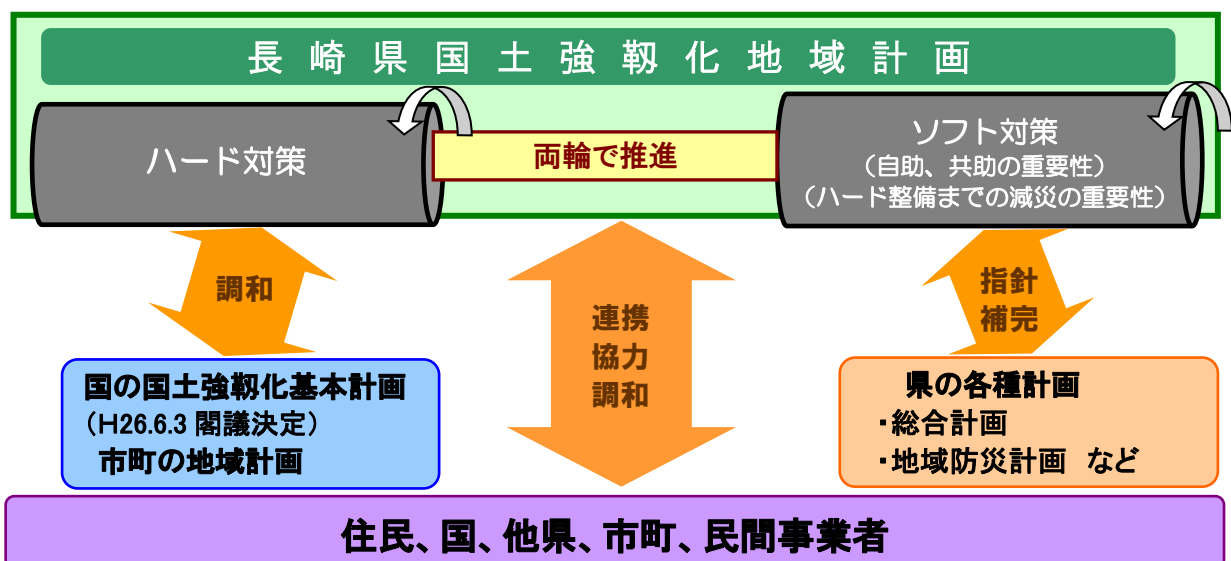
長崎県の強靱化に取り組むにあたっては、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した大量の公共施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要である。インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と防災教育の推進、防災ポータルサイトの充実といった「ソフト面」の両輪で取組を進める。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取組むことで切れ目のない強靱化を目指す。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた適切な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行なう仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組や防災情報発信の充実に努める。

本県の強靱化を行うにあたっては、基本計画に基づき国土の全域にわたって強靱化を進めている国や大規模災害時に相互応援を実施する他県、より住民に密着した分野で行政や社会経済活動を担っている市町や民間事業者と一体となって推進していくことが重要であることから、国、他県、市町、民間事業者と連携・協力しながら強靱化を推進する。

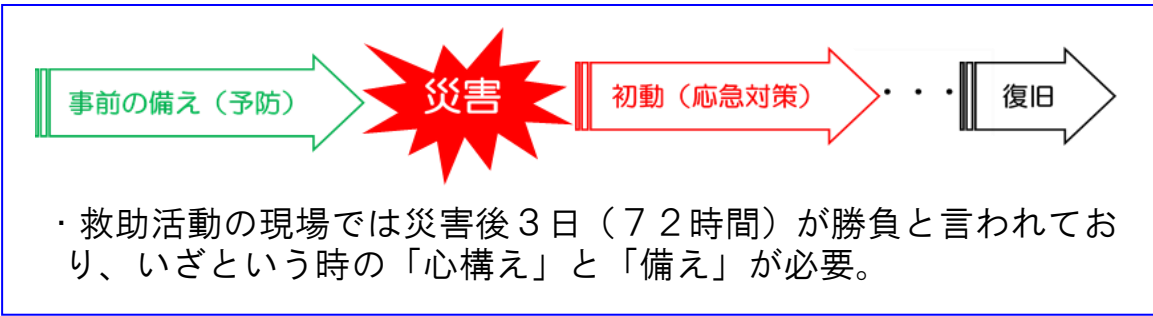
なお、長崎県地域防災計画や長崎県総合計画等の計画に対し、指針を合わせるとともに、相互補完として機能し、双方向でより実践的な計画となるよう努める。



(主な取組)

長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 横断プロジェクト
【災害から命を守るプロジェクト】

～「自助」「共助」「公助」による災害に強いまちづくり～



方向性

主な取り組み

『命を守る』
国土強靱化
と情報伝達

- ・ ハザードマップの作成、災害情報の伝達、リアルタイムの雨量・河川水位の情報提供など、警戒避難体制構築を推進
- ・ 避難所情報の迅速な提供
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保
- ・ 県立病院、企業団病院、社会福祉施設の耐震化や非常用自家発電設備の整備等の推進
- ・ 災害に強い社会基盤や自然災害に備えた施設の充実
- ・ 学校施設や保育施設等の耐震化、維持管理及び老朽化対策

『自ら守る』
地域・県民の
防災力

- ・ 危険地区等の情報発信
- ・ 適切な避難行動の周知
- ・ 自主防災組織の結成促進と活動の充実
- ・ 集落・地域コミュニティによる防災意識向上への取組促進
- ・ 関係機関・団体等との防災訓練の充実強化
- ・ 消防団員の確保と消防団活動の充実強化
- ・ 防災教育の推進

『命を救う』
発災時の
対応力

- ・ 消防、警察、自衛隊等、災害対策本部の体制、装備、訓練の強化
- ・ 被災者の避難誘導及び救出救助
- ・ 要配慮者の避難対策
- ・ 災害時における保健医療福祉活動体制の強化
- ・ 備蓄物資の円滑な支援
- ・ 学校の危機管理体制の強化
- ・ 行方不明者の捜索
- ・ 災害に便乗した各種犯罪への対策

主なハード対策

- インフラの維持管理・更新
- 災害対応力を強化するための道路整備
- 住宅、学校、病院等の耐震化の推進
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化
- 各沿岸における海岸堤防等の計画高までの整備推進
- 道路、港湾、空港等の老朽化・耐震対策等の推進
- 砂防事業、森林整備事業等の推進

主なソフト対策

- 防災情報の収集や発信の強化
- 災害教訓の家庭や地域での伝承
- 各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育・自主防災組織結成の促進
- 消防団の体制・装備・訓練の充実強化
- 災害派遣医療チーム(DMAT)の養成
- 要配慮者の避難支援対策の促進
- 防災行政無線のデジタル化の推進
- ヘリコプターによる空中輸送体制の確立

ハード整備には一定の期間が必要

ソフト対策と両輪で推進し、切れ目のない強靱化

(想定するリスク)

長崎県に被害を与えるリスクとしては、自然災害の他に大規模事故や原子力災害なども考えられるが、これまで本県において被害が発生した災害や、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本地域計画が想定するリスクは、長崎県において想定される大規模自然災害全般とする。

(目標)

長崎県の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討をおこなうことが重要である。

大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び多くの離島・半島を有する本県の特性、国の基本計画が定める目標に即するという観点を踏まえ、5つの基本目標、9の事前に備えるべき目標を設定する。

[基本目標]

- ①人命の保護が最大限に図られる
- ②本県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興
- ⑤南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保

[事前に備えるべき目標]

- ①直接死を最大限防ぐ

- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する
- ⑨離島・半島の孤立地域の発生を回避する

(リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態))

脆弱性の分析・評価、対応方策の検討をおこなうにあたり、事前に備えるべき目標に応じてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。国の基本計画に定めるリスクシナリオを基本としつつ、本県の実情に応じた火山災害（雲仙岳）、溶岩ドーム崩壊や離島・半島における孤立地域の発生という事態を加えた 43 のリスクシナリオを設定する。

脆弱性の分析・評価、対応方策、重要業績指標の設定については、別紙のとおり。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
① 人命の保護が最大限に図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火（雲仙岳）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪、暴風等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
②本県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	コンビナート（松浦市・新上五島町）・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-6	食料等の安定供給の停滞
			5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
			7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
7-6			農地・森林等の被害による県土の荒廃	
④ 迅速な復旧復興	8	社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
			8-7	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響
⑤ 南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保	9	離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

（施策分野）

長崎県国土強靱化地域計画に関する施策の分野は、以下の6つの横断的分野と6つの個別施策分野とする。

〔横断的分野〕

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策
- ③ 離島・半島対策
- ④ 南海トラフ巨大地震のバックアップ機能
- ⑤ 人材育成
- ⑥ 官民連携

[個別施策分野]

- ⑦行政機能/警察、消防/教育等
- ⑧住宅・都市、環境
- ⑨保健医療・福祉
- ⑩産業（情報通信、エネルギー、産業構造）
- ⑪農林水産
- ⑫国土保全・交通、物流

4. 脆弱性の分析、評価、課題の検討

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)への対応方策を検討するためには、脆弱性を分析、評価し、その脆弱性を克服して強靱な長崎県をつくるための課題を適切に認識することが必要である。脆弱性の分析、評価、課題の検討についてのポイントを長崎県の特徴に沿って以下に示す。

①災害

昭和57年の長崎豪雨、平成3年の台風19号等、豪雨や台風によって土砂災害や強風による被害を受けてきた本県においては、河道掘削、築堤、洪水調節施設や土砂災害に対する施設の整備、土砂災害警戒区域の指定、市町による洪水ハザードマップの作成などの取組を推進してきた。

気候変動による局地的豪雨の増加の懸念も高まる中で、施設整備についてはコスト削減を図りながら投資効果の高い箇所に重点的、集中的におこなっていく必要がある。その他、市町が取り組んでいる洪水ハザードマップについて全エリアをカバーできていないこと、土砂災害警戒区域の指定が途上であるといった課題がある。

また、災害時には情報の収集や伝達が自主避難や避難指示等の判断材料となるなど重要な要素であることから、本県でも総合防災ポータルサイトや河川砂防情報システムを構築しているが、このようなシステムについて、情報収集・提供の主体である県、市町の人材育成を含め、一層の充実強化を図っていく必要がある。

火山災害については、平成2年～7年の噴火で甚大な被害をもたらした雲仙岳を有することから、気象台等関係機関等との連携による情報収集や伝達体制の維持を図るとともに、ハード対策では国土交通省雲仙復興事務所により砂防施設の整備が進められてきたが、令和2年度に完成し、今後は、国土交通省の新たな体制に溶岩ドームの監視が引き継がれる。

溶岩ドームの崩壊の恐れから現在も警戒区域が設定されている状況の中で、具体的に実践的な避難計画の策定やそれに基づいた避難訓練等の実施が課題である。

地震・津波については、これまで平成17年の福岡県西方沖地震や大正11年の島原地震で人的、物的被害が発生したほか、地震等防災アセスメント調査において、建物被害34,262棟、死者数2,001人等の被害が想定されており、住宅・建築物の耐震化や海岸堤防の整備、警察、消防、DMAT等の救助、救急活動体制の強化を図ってきた。

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に関しては、本県は想定津波高や最大震

度が太平洋側各県に比して低いことから他県をバックアップする役割も期待されるが、まずは自らが地震・津波に対して十分な強さを有することが重要である。課題として、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置、安全性が確認できていないこと、無電柱化の対策が途上であること、住宅、建築物、道路、港湾等の耐震化に引き続き取り組む必要があること、救助、救急体制について必要な装備資機材の整備や通信基盤、施設の堅牢化、高度化等が進捗途上にあること等が挙げられる。

②地勢

本県には、長崎市や佐世保市等斜面に市街地が密集している地域が存在し、道路が狭いことで地震時などに緊急車両が通れない恐れがあり、避難地の整備や建築物の不燃化等を図る必要がある。このような密集地域については改善整備の取組が進んでいるが、解消にはいたっていない。

また、多くの離島・半島地域を有することも本県の大きな特徴であり、大規模自然災害による道路の寸断や港湾、漁港の被災、ライフラインの途絶等による孤立を防ぐために防災、震災対策を進めている。しかしながら、道路や港湾施設の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、洪水、土砂災害、津波対策といった取組はいまだ途上である。

具体的には、九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現、離島の重要港湾における港湾BCPの実効性を高めること、等の課題がある。

③社会環境

大規模災害時には、行政が全ての被災者を直ちに支援することが難しいことから、住民一人ひとりが自ら防災対策を講じ、適切な避難行動をとること、家族、学校、地域での対応力の強化を図り、地域で助け合って救助活動を行うなどの取組により被害の軽減が期待できる。

本県では「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」を制定し、自助・共助・公助の理念の下に適切な役割分担を図ることを基本としながら、防災に関する意識の高揚や災害教訓の伝承、防災教育の機会の確保等に努めることとしている。しかし、全国的に進行する人口減少、高齢化は本県においても例外ではなく、地域コミュニティの崩壊やそれに伴う地域防災力の低下が進むことが懸念されている。このような社会環境の変化を見据えれば、自助、共助を強化する取組の一層の充実強化や、災害時

に自ら避難することが困難な要支援者への支援体制づくり、社会福祉施設等の防災対策の充実などがますます重要となってくる。

※DMAT

大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

※BCP

Business Continuity Plan(事業継続計画)企業等が、災害や事故等緊急事態が起こった際に事業を継続するために定めておく計画。

※リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

5. 施策分野ごとの推進方針

【横断的分野】

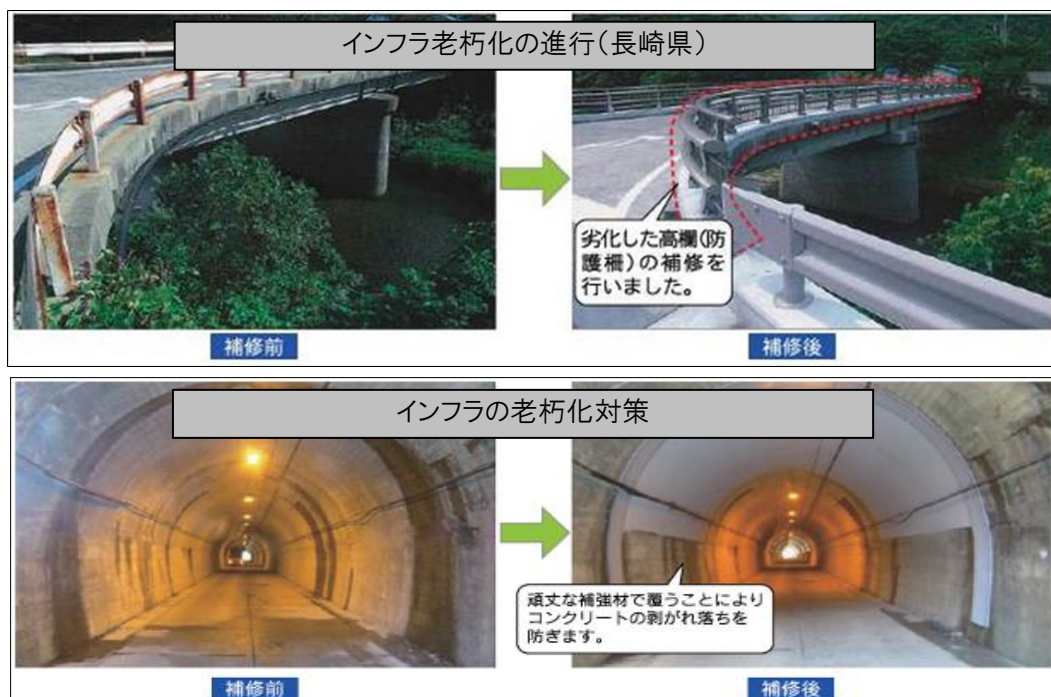
①【リスクコミュニケーション】

- 総合防災ポータルや防災情報システムを充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。(危機管理監、土木部)
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。(企画部)
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。(教育庁)
- 住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができるように、地域の生活や暮らしを守る活動について、行政だけではなく、自治会やNPOなど地域活動を行う多様な主体が参画し、支えあいながら、地域住民が主体となって取り組むことができる体制を構築する。(地域振興部)

②【老朽化対策】

- 既に耐震対策が完了している県立学校及び県立社会体育施設については、引き続き老朽化対策や耐震点検の実施など施設の安全性の確保に努める。また、市町立学校、公立幼稚園、公立保育所、市町立社会体育施設については、各市町に対して国庫補助制度を周知しながら耐震対策の早期完了を働きかける。私立の幼稚園・保育所・認定こども園については、補助制度等について周知を図り、市町とも連携して耐震化未実施施設に対する働きかけを強化することにより、耐震化（非構造部材の耐震化も含む）を推進するとともに、国に対し耐震化工事に係る国庫補助の充実について要望を行う。(総務部、こども政策局、教育庁)
- 各沿岸における河川・海岸堤防等の計画高までの整備及び老朽化対策を計画的かつ着実に推進する。また、港湾・漁港管理者である市町に対しても、計画的かつ着実な整備を働きかける。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。(水産部、土木部)
- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進する。(水産部、土木部)
- 老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。(県民生活環境部、農林部)
- 市町と連携して下水道施設の耐震化を推進していくとともに、老朽化が進む施設についてはストックマネジメント計画等による計画的な改築更新の推進を図る。(県民生活環境部)
- 市町に対して、農業・漁業集落排水施設の老朽化調査に基づく、老朽化対策を着実に推進できるよう、また、施設の耐震化等の推進とあわせて、災害時の代替

性の確保及び公共下水道と農業集落排水事業等との連携、民間活用導入による管理体制の強化等の情報提供に努めていく。(県民生活環境部、水産部)



③【離島・半島対策】

- 島しょ、半島が多く、長い海岸線をもつ本県では、漁村の営みも多く、また港湾では物流・人流などの活動も行われる等、津波災害のリスクの高い地域に多くの人の生活があり、また就業者も多い状況であるため、津波に対する防災対策を進めていく。(土木部)
- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)
- 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。(総務部、警察本部ほか)
- 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄をおこなう。(危機管理監、福祉保健部、警察本部ほか)
- 島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した県民生活が維持できるよう、EV・PHEV車が活用可能な電力供給体制を維持するため、エネルギーマネジメントシステムの構築を支援する。(産業労働部)

- 離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策（国県道の計画的な整備、道路の防災、耐震対策、空港・港湾までのアクセス性の向上等）を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。（土木部）
- 離島における台風等による高潮・高波・暴風等への対応を追加し、また毎年大規模災害を想定した訓練を実施していく等、港湾 BCP の実効性を高める検討をおこなう。（土木部）
- 半島における交通施設の災害対応力を強化するための、西九州自動車道・九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みの実施によるリダンダンシーの向上を着実に推進する。さらに、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国県道の強靱化を図る。（土木部）

④【南海トラフ巨大地震のバックアップ機能】

- 南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の警察災害派遣隊即応部隊、緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力向上のため、関係防災機関を交えた、具体的な被害想定に基づく合同訓練を計画的に実施する。（危機管理監、警察本部）

⑤【人材育成】

- 県内全域でまんべんなく地域防災の核となる人材を養成するため、各地において防災推進員養成講座を開催する。また、過去に受講を完了した者を対象としたフォローアップ研修会も開催し、地域防災力の維持向上を図る。（危機管理監）



- 防災部局や下水道部局の人材・組織体制等の整備のため、防災関係各種会議への参加や訓練の実施等を通じて市町の人材育成を推進する。（危機管理監、県民生活環境部）
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、防災、減災のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。（土木部）
- 県及び市町の災害廃棄物処理計画に基づき、実効性の向上に向けた教育・訓練

による人材育成を図っていく。(県民生活環境部)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成を図るための取組を推進する。(土木部)

⑥【官民連携】

- 民間事業者等との協定締結による帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。(危機管理監)
- 応急用食料の調達について、災害時における物資の供給に関する協定を締結している民間流通備蓄と連携し実効性を高める。(福祉保健部)
- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCP等の取組を関係機関と連携しながら促進・改善する。(産業労働部)
- 「適切な災害関連情報の収集・提供」をおこなうため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に努めるとともに、民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握、信号機電源付加装置の整備等を推進し、円滑な活動を支援する。(警察本部)
- 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れをおこなう避難場所や防災拠点等(公共施設等)において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。また、通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、倒木処理に係る電気通信事業者と都道府県との協定締結の推進や電力・燃料・通信の連携に係る申合せに基づき、関係機関間の連携について訓練等を通じてその実効性の向上を図る。(危機管理監、総務部、警察本部)

【個別施策分野】

⑦【行政機能/警察、消防/教育等】

(行政機能)

- 県内行政機関(警察含む)が策定しているBCP計画について、組織改正や人事異動に伴う非常時優先業務の執行体制の見直しや業務立上げ時間の短縮を図るなど見直しを行う。(危機管理監、警察本部)
- 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、県災害時受援計画を適宜見直すとともに、市町に対しては、県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ迅速かつ効果的に災害対策にあたるよう、市町災害時受援計画の作成、見直しについての助言等を行う。(危

機管理監)

- G空間情報センター、総合防災情報システム、統合災害情報システム、災害情報ハブの取組、SIP4D等を各種災害対応に活用するとともに、情報収集・提供の人員・体制を整備する。(危機管理監、総務部)
- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、福祉保健部内に設置する保健医療福祉調整班や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。(総務部、福祉保健部)
- 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等を適切に組み合わせた対策を推進する。(危機管理監、農林部、土木部)
- 地籍調査事業を着実に進めるため、実施主体である市と連携を図りながら、国の優先採択地域の考え方に則した事業計画を策定し、必要な事業費を確保する。また、調査を進めるにあたっては、固定資産課税台帳記録情報等を活用した土地所有者の探索、所有者等が不明の場合の公告による筆界案調査、現地立会の代替としての図面送付等による調査など、新たな調査手続の活用について、実施市町に助言し可能な限り境界の特定に努める。(地域振興部)
- 港湾 BCP の実効性を高める検討を行うため、台風等による高潮・高波・暴風等への対応を追加し、また毎年大規模災害を想定した訓練を実施していくとともに、非常時(幹線交通が分断する事態)を想定した需要管理対策(最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等)を検討する。(土木部)
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。(福祉保健部、土木部)
- 平時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)における災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を確認し、関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組行う地方公共団体等の対応力向上を図る。(水産部、土木部)

(警察、消防)

- 災害現場での人命救助能力を高めるため、警察災害派遣隊の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る。(警察本部)
- 市町における防災行政無線のデジタル化の推進、旅行者(外国人を含む)を含

めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、行政機関や警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。(危機管理監、土木部、警察本部)

- 警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団や水防団の体制・装備・教育訓練の充実強化を図る。(危機管理監、警察本部)
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星携帯電話等の代替手段の整備を図るとともに、電力の遮断に備え太陽光発電装置、非常用発電機(大型発動発電機)、応急用電源車等の導入を視野に入れる等、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。(警察本部)
- 県内行政機関等(警察・消防を含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練をおこなう等の取組を推進する。また、被災市町への県職員の派遣など、大規模災害時における広域的な応援体制の構築を推進する。(危機管理監、総務部、警察本部)



(教育等)

- 災害等に対して主体的に行動する力を育成するために、学校種・地域の特性に応じた継続的で発展的な学校安全に係る取組を進める体制を構築することが必要である。(教育庁)
- 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、長寿命化改修、大規模改造等の際はバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。また、各設置者に対して国庫補助制度を周知しながらバリアフリー化の推進を働きかける。(総務部、教育庁)



- 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を実施する。(教育庁)



- 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録（デジタル化）し、アーカイブするなど、文化財の保護対策を図る。(文化観光国際部、教育庁)

⑧【住宅・都市、環境分野】 （住宅、建築物）

- 住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。(土木部)
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を、市町とともに推進する。また、市町による災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を支援する。(土木部)
- 道の駅や国立青少年教育施設など、災害時に活用が可能な施設について、役割を明確化するとともに防災機能を強化する。(危機管理監、土木部)
- 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境

の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。(土木部)

- インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、道路や港湾施設の防災、震災対策、老朽化対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進。東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組み、国県道の計画的な整備、地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。(土木部)
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、内閣府に要請し、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会を開催する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、市町に方向性を示す。(総務部、福祉保健部、土木部)
- 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化などや、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取組を進める。(土木部)
- 大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行い、判定活動の実施体制を確立するため、市町と連携した協議会を組織し、関係団体との協定を推進する。なお、判定の結果は、その後の罹災証明及び被災度区分の基礎資料となるため、関係機関との情報共有のあり方を検討する。(土木部)
- 災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を行い、仮設住宅用地の確保に努める。また、災害時に迅速かつ的確に応急仮設建設ができるよう応急仮設建設ガイドラインの策定を進める。(福祉保健部、土木部)

(市街地等)

- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱について、順次、無電柱化を推進することで、安全性の向上に取り組む。(土木部)
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な斜面地にある密集市街地などの改善整備については、長崎市、佐世保市に対して密集市街地の改善整備の推進を働きかけるとともに、両市において実施している老朽住宅等の建替えと公共施設の整備促進(住宅市街

地総合整備事業：密集市街地整備型）と連携し、住宅の不燃化・耐震化などにより計画的な改善を図る。（危機管理監、土木部）

- 都市の中心市街地等において、細分化された建築物や敷地を集約化する市街地再開発事業・土地区画整理事業等により、不燃化及び耐震化することで、災害に強いまちづくりを推進する。（土木部）
- 空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と市町が連携して、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備をおこなう。（土木部）
- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善整備については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。（土木部）
- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての県内市町への啓発を継続するとともに、県内市町が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する。（土木部）
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備等を着実に推進する。また、洪水ハザードマップや内水ハザードマップのカバーエリアを速やかに拡大するよう市町に働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。また、雨量情報の市町への提供、「流域治水プロジェクト」のリスク情報発信等のソフト対策を推進する。なお、施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的におこなう。（県民生活環境部、土木部）

（上下水道等、ガス）

- 水道施設の耐震化については、水道事業者に対して、施設の耐震性能の把握とともに耐震計画の策定により計画的な整備とともに、地下水や雨水、再生水などの多様な水源の利用を働きかける。併せて、上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業者へ国の補助制度を活用した施設整備を働きかけていくとともに、水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。（県民生活環境部）
- 地下水源の濁り対策については、水道事業者に対し、速やかに応急措置を求めるとともに、利用者に対しての必要な情報が逐次提供されるよう働きかける。（県民生活環境部）
- 現行の用水供給施設能力を超える渇水等に対応するため、水道事業者へ水資源

関連施設の漏水防止対策等の強化を働きかけるとともに、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する。また、災害時における用水供給の確保に対応するため、貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。(県民生活環境部)

- 不足する水道水源等を確保するため水資源関連施設等の整備を促進する。(県民生活環境部)
- 上水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。(県民生活環境部、農林部)
- 県と水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進するため、OJT (On The Job Training : 実務経験を積むことにより業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法) による若手技術者への技術継承とあわせ、外部研修会への派遣等水道技術者育成に向けた取り組みを行う。(県民生活環境部)
- 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するため、九州・山口9県災害時相互応援等の広域的な応援体制を整えるとともに、日本水道協会の応援体制を活用する。併せて、貯留施設の設置等による雨水の利用や下水処理水の再利用等水資源の有効利用等を普及・促進する。(県民生活環境部)
- 市町と連携して下水道施設の耐震化を推進していくとともに、被災者の生活空間から下水を速やかに排除し処理を行なうために、各団体における下水道BCPのブラッシュアップを図る。(県民生活環境部)
- 市町に対して、老朽化した単独処理浄化槽(トイレ排水のみを処理)から災害に強い合併処理浄化槽(家庭排水全般を処理)への転換を促進するように指導していく。また、浄化槽台帳システムについては、県システムと指定検査機関のシステムを連携させ、設置・管理状況の把握を効率化する。(県民生活環境部)
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについては、県立学校では必要に応じて大規模改造工事等の実施に合わせて取り組む。各設置者に対して国庫補助制度を周知しながら耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを働きかける。(総務部、教育庁)

(有害物質、災害廃棄物)

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、国など関係機関と連携して対応する。(県民生活環境部)
- 必要に応じ市町と連携して、PCBやアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握する。(県民生活環境部)
- 大規模災害発生による、本県の貴重な自然環境への影響について、正確な情報を収集し、必要に応じ関係機関へ情報提供を行っていく。(県民生活環境部)

⑨【保健医療・福祉分野】

（保健医療）

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携体制における具体的な実現に向け、訓練等の検討を行う。（危機管理監）
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、市町と地域の医師会との災害時協定の締結の支援、災害医療従事者研修会の開催による災害医療従事者の医療技術の向上と、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。（福祉保健部）
- 大規模災害時に中核となる災害拠点病院や救命救急センターについては耐震化が完了しており、二次救急医療機関などその他の医療施設について、耐震改修の支援により耐震化を推進する。（福祉保健部）
- 災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。（福祉保健部）
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を促進するよう市町に働きかけるとともに、消毒や害虫駆除等を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、必要な薬剤や備品についての的確に確保できるようにしておく。さらに、避難者に対し、正しい感染症予防等の情報が提供できるよう、市町と連携する。（福祉保健部）
- 感染症の未然防止のため、密集・密接・密閉を避ける取組として、分散避難を推進するとともに、多くの避難所を確保し、早めの避難をするよう広報に努める。（危機管理監、福祉保健部）
- 災害拠点病院等に「日本DMAT隊員養成研修」や九州・沖縄ブロックで開催される研修・訓練の受講を促すことで災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を図る。（福祉保健部）

（福祉）

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を推進する。（福祉保健部）
- 「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。（福祉保健部）
- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、各家庭、避難所等における食料備蓄を推進する。（福祉保健部）
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援がおこなえるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的

な福祉支援ネットワーク構築に対する支援をおこなう。(福祉保健部)

- 高齢者や障害者、母子など特性に応じた福祉避難所の確保に向け、各市町と連携しながら対応する。また、「福祉避難所運用マニュアル」の未策定の市町には策定を促し、併せて、感染症対策についての項目も適宜、マニュアルに追加するよう周知していく。(福祉保健部)

⑩【産業分野(情報通信、エネルギー、産業構造)】

(情報通信、情報伝達)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや防災行政無線等多様な手段による緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。(危機管理監)
- 情報通信機能・情報サービスの確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。(土木部)
- テレビ・ラジオ放送以外の多様な手段による情報提供が出来るようインターネット、SNS、簡易FM等の代替手段の整備や民間企業と連携した防災アプリの活用及びその基盤となるLアラートの活用を促進する。(危機管理監)
- 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。(危機管理監)
- 防災行政無線の衛星系のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県内の市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化の施策を着実に推進する。(地域振興部、危機管理監、県警本部)
- 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。(土木部)
- システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。(企画部、総務部)
- 通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、総務省及び通信事業者リエゾンのマニュアルの充実を図り、また、倒木処理に係る電気通信事業者と都道府県との協定締結の推進や電力・燃料・通信の連携に係る申合せに基づき、関係機関間の連携について訓練等を通じてその実効性の向上を図る。(危機管理監、総務部)
- 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。(企画部、総務部)
- 総合防災情報システム、河川砂防情報システム(NAKSS)等により、関係機関における情報共有を円滑に進める。(土木部)

(エネルギー)

- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策として、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、西九州自動車道・九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び、島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みを着実に進めるとともに、災害時においてける複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。（土木部）
- 災害時における太陽光発電や蓄電池・電気自動車（EV）の活用を促進することで、レジリエンス（防災・減災）の向上を推進する。（県民生活環境部）
- 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。（総務部、警察本部ほか）
- 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。（産業労働部）

(大規模施設)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、松浦市・新上五島町に立地するコンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。（危機管理監、県民生活環境部）
- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。（危機管理監）
- コンビナートエリア内企業のBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。（産業労働部）
- エネルギー供給施設の災害に備え関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。（危機管理監）

(サプライチェーン等)

- 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP等策定に加え、企業連携型BCP等の策定への民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCP等の必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。（産業労働部）
- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、食料等の一連の生産・流通過程に係るBCP

の策定等を促進する。(産業労働部)

- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP 等の策定及びその実効性の確保が必要であることから、関係機関と連携しながら、BCP 等の作成や、その実効性の検証等を実施していく。(産業労働部)
- 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、製造業、物流事業者の BCP 等の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP 等の策定を関係機関と連携しながら促進していく。(産業労働部)

⑪【農林水産分野】

(海岸堤防等)

- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組む。(農林部)

(生産基盤等)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設管理者の業務継続体制の確立、農地保全及び治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。(水産部、農林部)
- 避難拠点や流通拠点となりうる漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域を形成する。(水産部)

(ため池等水利施設)

- ため池の耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策およびハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。(農林部)
- ため池について、一斉点検結果に基づき、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の対策を推進する。(農林部)

(山地、森林)

- 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。(農林部)
- 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。(農林部)
- 山地災害については、航空レーザ計測等の ICT も活用した発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や機能強化・老朽化

対策、森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。特に、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を現地の状況に応じて複合的に組み合わせた治山対策を進めるとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を推進する。(農林部)

- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。(農林部)

⑫【国土保全・交通、物流】

(国土保全)

- 沿岸市町に対して、引き続き速やかなハザードマップ作成を働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。(水産部、土木部)
- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。(土木部)

(火山)

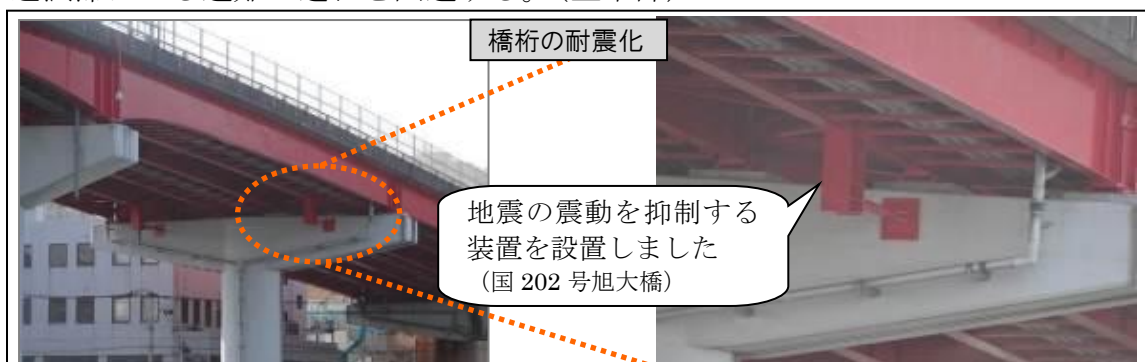
- 土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等の進捗が途上であり、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について推進する。あわせて、砂防事業、森林整備事業等のハード対策の着実な推進に努める。(農林部、土木部)
- 土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域の周知については、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに市町と連携して、ハザードマップの早期作成、避難確保計画や避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。(危機管理監、土木部)
- 大規模土石流や溶岩ドーム崩壊及び火山噴火による災害等に備え、国・県・市等の関係機関が連携して関係市の避難計画の策定を支援する。なお、火山災害は長期にわたる多方面への影響が懸念され、噴火等への適切な警戒、注視をおこなっていく必要があるが、雲仙岳火山防災協議会(平成27年1月設置)において、専門的知見を入れながら雲仙岳噴火等の対策が進められていることから、今後、必要に応じて、同協議会等の成果を加えていく。(危機管理監、農林部、土木部)
- 溶岩ドーム崩壊に対する住民避難に資するため、防災情報の強化を図るとともに住民の警戒避難対応や防災機関の情報伝達等の対応を確認するための合同防

災訓練を実施する。さらに雲仙普賢岳及びその周辺地域において、観測調査、避難等に必要なインフラ施設（登山道、避難施設等）の整備と十分な管理を図る。（危機管理監、土木部）



（交通）

- 港湾、空港、鉄道等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改市町や地域と連携して推進する。（地域振興部）
- 台風等事前に想定される災害に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を推進する。（地域振興部）
- 定期的な点検により適切な道路施設の維持管理を行うとともに、緊急車両の通行確保及び停電等による二次被害の発生を防止するため、市街地等の幹線道路の無電柱化を推進する。（土木部）
- 交通施設の災害対応力を強化する対策（道路・鉄道・港湾・海岸・空港の防災・震災対策、老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化等）、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。（地域振興部、土木部）
- 災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促す。（警察本部）
- 道路橋の耐震補強、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。（土木部）



- 運行状況や今後の開通の見通しのほか、通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。(地域振興部、警察本部)
- 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める。(地域振興部)
- 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進める。(地域振興部)
- 地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」「耐震改修計画作成」「改修工事」への補助事業を整備する。(土木部)
- 雲仙活断層群を震源とした地震等が発生した際、道路においては倒壊した家屋等のがれき、斜面等の崩壊、放置された車両により、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた具体的な道路啓開計画を策定する。(土木部)

(物流)

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)



- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練等を実施することで、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を図り、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。(地域振興部、福祉保健部)
- 製造業、物流事業者のBCP策定を促進する。また、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する。空港が機能不全に陥った場合を想定し、物流関係者間の連携計画を策定し、計画に基づいた訓練を行い、災害対応能力の向上を図る。(地域振興部)

- 燃料供給ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。(土木部)
- 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。(地域振興部)
- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組(国県道の計画的な整備、代替ルートの整備・検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等)を関係機関が連携して推進する。(土木部)
- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、国県道の計画的な整備、港湾、空港等の老朽化・耐震対策等を推進する。水産物の生産・流通機能を有する港湾については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるよう港湾施設の整備を推進する。(農林部、土木部)
- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。特に、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みを実施するとともに、災害時において複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。(土木部)
- 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には地方管理道路において道路種別を問わず、必要に応じ国が道路啓開・災害復旧を代行し、道路の迅速な機能回復を図る。(地域振興部)

6. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けをおこない、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

過去の災害経験や地域特性、時代、情勢の変化、緊急性等の要素を勘案し、22の重点化すべき対応方策、推進方針を選定した。

以下に重点化すべき対応方策、推進方針により回避する「起きてはならない最悪の事態」を示す。

重点化にあたっての視点

- 【a】過去の災害経験（土砂災害、火山災害等）
- 【b】地域特性（離島・半島等）
- 【c】時代、情勢の変化（気候変動、地域防災力低下、インフラ老朽化等）
- 【d】緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性等）

	起きてはならない最悪の事態	重点化
1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生	d
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	d
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	a、b、c、d
1-5	大規模な火山噴火（雲仙岳）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	d
1-6	暴風雪や豪雪、暴風等に伴う多数の死傷者の発生	d
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	d
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	b
2-3	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	d
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	b、d
2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	d
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	c
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
3-2	長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	d
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
5-3	コンビナート（松浦市・新上五島町）・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	
5-5	基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	b
5-6	食料等の安定供給の停滞	b、d
5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	c
6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	b
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	a、b
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	c、d

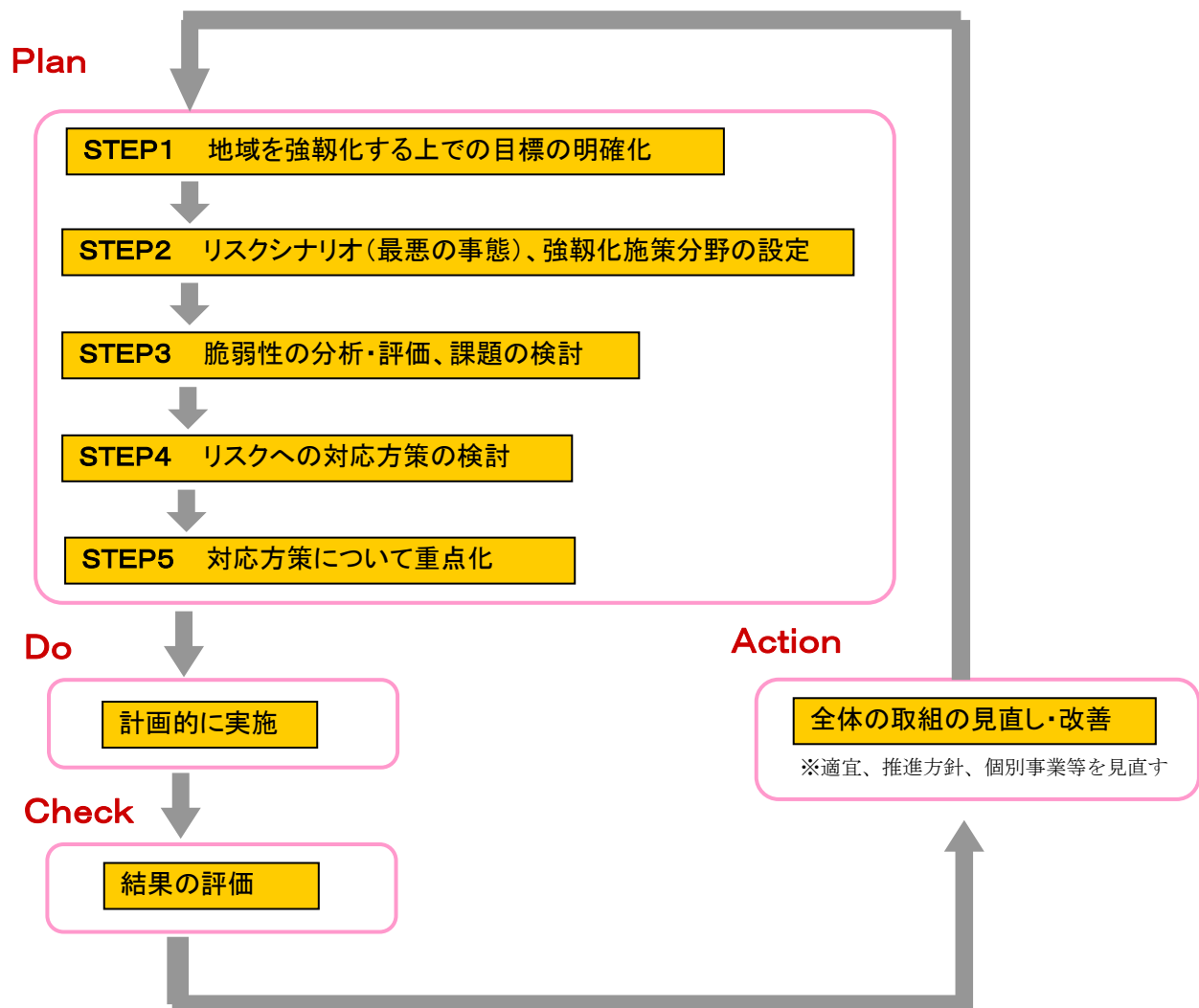
7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	d
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	a、b、c、d
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃	
7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	c
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
8-7	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響	
9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生	b、c、d

7. 計画の推進体制

長崎県国土強靱化地域計画にかかる施策を総合的、計画的に推進するため、以下の進め方により、PDCAサイクルをまわしていく。本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までとし、概ね5年ごとに計画内容を見直すこととする。

また、施策の進捗状況並びに国の動向等に応じて、推進方針や個別事業等の見直しを適宜行うものとする。

(PDCAプロセス)



(体制)

- ・ 長崎県国土強靱化地域計画推進本部（庁内会議）
- ・ 長崎県防災会議（関係団体会議）

(別紙)

- 「リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)」 ごとの
「脆弱性の分析・評価、課題の検討」、「対応方策の検討、
推進方針」、「重要業績指標」
- 「個別事業一覧」

リスクシナリオごとの脆弱性評価及び推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 住宅・建築物の耐震化については、現状の耐震化率が住宅が約70%（H20）、建築物が約85%（H23）であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。（土木部）
- ② 特に、学校施設や幼稚園、保育所、認定こども園、社会体育施設については、避難所等に利用されることもあることから、耐震化対策の一層の促進を図る必要がある。（総務部、こども政策局、教育庁）
- ③ 学校施設において、非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れており、対策の一層の加速が必要である。（総務部、教育庁）
- ④ 学校施設等の避難所は、高齢者や障害者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。（総務部、教育庁）
- ⑤ 文化財建造物の安全性を高めるため、耐震対策を促進する必要がある。（教育庁）
- ⑥ 港湾、空港、鉄道等の交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。（地域振興部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。（土木部）
- ② 既に耐震対策が完了している県立学校及び県立社会体育施設については、引き続き老朽化対策や耐震点検の実施など施設の安全性の確保に努める。また、市町立学校、公立幼稚園、公立保育所、市町立社会体育施設については、各市町に対して国庫補助制度を周知しながら耐震対策の早期完了を働きかける。私立の幼稚園・保育所・認定こども園については、補助制度等について周知を図り、市町とも連携して耐震化未実施施設に対する働きかけを強化することにより、耐震化（非構造部材の耐震化も含む）を推進するとともに、国に対し耐震化工事に係る国庫補助の充実について要望を行う。（総務部、こども政策局、教育庁）
- ③ 学校施設については、市町立・私立学校における非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れていることから、設置者に対して国庫補助制度や国が作成したガイドブック等を周知しながら非構造部材の耐震対策を要請する。（総務部、教育庁）
- ④ 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、長寿命化改修、大規模改造等の際はバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。また、各設置者に対して国庫補助制度を周知しながらバリアフリー化の推進を働きかける。（総務部、教育庁）
- ⑤ 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を実施する。（教育庁）
- ⑥ 港湾、空港、鉄道等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成の支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。（地域振興部）

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生

⑦ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置及び安全性が確認できていない。また、無電柱化の対策が途上である（土木部）

⑧ 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な道路が狭くて緊急車両が入れない斜面地にある密集市街地等の改善整備については、長崎市、佐世保市において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により計画的な解消を図る必要がある。（土木部）

⑨ 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。（危機管理監）

⑩ 帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。（危機管理監）

⑪ 県内の空き家率は増加し続けており、このうち老朽危険空家については、地域の防災や防犯に不安を与えているため、所有者への適切な維持管理を促す仕組みが必要である。（土木部）

⑦ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱について、順次、無電柱化を推進することで、安全性の向上に取り組む。（土木部）

⑧-1 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な斜面地にある密集市街地などの改善整備については、長崎市、佐世保市に対して密集市街地の改善整備の推進を働きかけるとともに、両市において実施している老朽住宅等の建替えと公共施設の整備促進（住宅市街地総合整備事業：密集市街地整備型）と連携し、住宅の不燃化・耐震化などにより計画的な改善を図る。（危機管理監、土木部）

⑧-2 都市の中心市街地等において、細分化された建築物や敷地を集約化する市街地再開発事業・土地区画整理事業等により、不燃化及び耐震化することで、災害に強いまちづくりを推進する。（土木部）

⑨ 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携体制における具体的な実現に向け、訓練等の検討を行う。（危機管理監）

⑩ 民間事業者等との協定締結による帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。（危機管理監）

⑪ 空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と市町が連携して、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備をおこなう。（土木部）

（重要業績指標）

【総務】 私立学校の耐震化率 84.8% (R2) →100% (R7)

【福祉】 私立幼稚園、私立保育所、私立幼保連携型認定こども園の耐震化率 88.8% (R1) →100% (R7)

・別紙事業一覧 福祉-こ未1

【土木】 大規模盛土造成地変動予測調査（第二次スクリーニング計画）で対象とされた県有施設の第二次スクリーニング調査の実施率 0% (R2) →100% (R7)

・別紙事業一覧 土木-都市1

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生

(重要業績指標)

【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 38.6km（R2）→46.5km（R7）

・別紙事業一覧 土木－道維1

【土木】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 79%（R1）→90%（R7）

・別紙事業一覧 土木－建築1

【土木】 住宅市街地総合整備事業

・別紙事業一覧 土木－住宅1

【土木】 市街地再開発事業

・別紙事業一覧 土木－住宅2

【土木】 昭和56年5月31日以前の木造戸建住宅のうち耐震性を有するものの割合 85%（R2）→95%（R7）

・別紙事業一覧 土木－住宅3

【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件（R2）→0件を維持（R7）

・別紙事業一覧 教育－教環 1

1. 直接死を最大限防ぐ

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha(H23)）の改善整備については、地方公共団体において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む必要がある。（土木部）
- ② 逃げ遅れの発生等を防ぐため、多様な手段による緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。（危機管理監）
- ③ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクの高い場所での土地利用・施設利用のありかたを検討し、対策に取り組んでいく必要がある。（土木部）
- ④ 建築物等の火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により警察本部等の災害対応機関の災害対応能力を向上させる必要がある。（警察本部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善整備については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。（土木部）
- ② 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや防災行政無線等多様な手段による緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。（危機管理監）
- ③-1 災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を、市町とともに推進する（土木部）
- ③-2 また、市町による災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を支援する。（土木部）
- ④ 災害現場での人命救助能力を高めるため、警察災害派遣隊の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る。（警察本部）

(重要業績指標)

- 【土木】住宅市街地総合整備事業
・別紙事業一覧 土木－住宅1

1. 直接死を最大限防ぐ

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 島しょ、半島が多く、長い海岸線をもつ本県では、漁村の営みも多く、また港湾では物流・人流などの活動も行われる等、津波災害のリスクの高い地域に多くの人の生活があり、また就業者も多い状況であるため、津波に対する防災を検討しておく必要がある。(土木部)
- ② 各沿岸における高潮・高波に対する河川・海岸堤防等の計画高までの整備及び老朽化対策に向けて計画的かつ着実に進めていくとともに、適切に維持管理していく必要がある。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。(水産部、土木部)
- ③ 沿岸市町において、地域防災計画と連携したハザードマップの整備が進んでいない。(水産部、土木部)
- ④ 津波からの避難を確実におこなうため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。(土木部)
- ⑤ 老朽化等により開閉不良の閉鎖扉があり、確実な機能保全対策が必要である。(水産部、土木部)
- ⑥ 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組んでいく必要がある。(農林部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 島しょ、半島が多く、長い海岸線をもつ本県では、漁村の営みも多く、また港湾では物流・人流などの活動も行われる等、津波災害のリスクの高い地域に多くの人の生活があり、また就業者も多い状況であるため、津波に対する防災対策を進めていく。(土木部)
- ② 各沿岸における河川・海岸堤防等の計画高までの整備及び老朽化対策を計画的かつ着実に推進する。また、港湾・漁港管理者である市町に対しても、計画的かつ着実な整備を働きかける。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。(水産部、土木部)
- ③ 沿岸市町に対して、引き続き速やかなハザードマップ作成を働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。(水産部、土木部)
- ④ 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。(土木部)
- ⑤ 海岸堤防の老朽化点検をおこない、開閉不良扉においては修繕・改良をおこなう。(水産部、土木部)
- ⑥ 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組む。(農林部)

(重要業績指標)

- 【水産】 高潮対策による漁港海岸背後地の浸水被害軽減戸数 45戸 (R2) →55戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 水産－漁港 1
- 【農林】 老朽ため池及び山地災害危険地区 (Aランク) の整備着手箇所数 804箇所 (R1) →933箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 農林－森整 1
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 38.6km (R2) →46.5km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木－道維1

1. 直接死を最大限防ぐ

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(重要業績指標)

【土木】 通学路の歩道等の整備延長 0.0km (R2) →12.5km (R7)

・別紙事業一覧 土木－道維5

【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木－港湾5

【土木】 老朽化対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →81戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木－港湾6

1. 直接死を最大限防ぐ

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

① 河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を推進するとともに、排水ポンプ、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進している。また、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速におこなうため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成に全市町が取り組んでいるところだが全てのエリアをカバーできていない。なお、施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的におこなう必要がある。(県民生活環境部、土木部)

② 防災部局や下水道部局において、より迅速な対応をおこなうため、人材育成を推進する必要がある。(危機管理監、県民生活環境部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

① 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備等を着実に推進する。また、洪水ハザードマップや内水ハザードマップのカバーエリアを速やかに拡大するよう市町に働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。また、雨量情報の市町への提供、「流域治水プロジェクト」のリスク情報発信等のソフト対策を推進する。なお、施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的におこなう。(県民生活環境部、土木部)

② 防災部局や下水道部局の人材・組織体制等の整備のため、防災関係各種会議への参加や訓練の実施等を通じて市町の人材育成を推進する。(危機管理監、県民生活環境部)

(重要業績指標)

【県環】下水道による都市浸水対策達成率 約64% (R2) →約67% (R7)

【県環】災害情報訓練及び雨の勉強会の開催(毎年1回) 100% (R2) →100% (R7)

【土木】事業完了ダム数 0 (R2) →3 (R7)

・別紙事業一覧 土木-河川1

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木-河川3

1. 直接死を最大限防ぐ

1-5 大規模な火山噴火（雲仙岳）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 長崎県は、いたるところで山岳、丘陵地が起伏し、また、半島や離島が多いため、平坦地に乏しく、土砂災害警戒区域が多く存在しており、昭和57年に死者行方不明者299人という長崎大水害が実際に起こっていることなどから、広域のかつ大規模な災害の発生が懸念される。（土木部）
- ② 土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域を多く抱える長崎県では、土砂災害に対する施設設備や土砂災害防止法による警戒区域等の指定が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。（危機管理監、土木部）
- ③ 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念される。また、ため池の耐震化や、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策が進められているが、その進捗に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する必要がある。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。（農林部）
- ④ 雲仙普賢岳は、平成3年の噴火災害以降、砂防・治山施設の整備が進められているが、山腹には多量の堆積物が存在することや、山頂には約1億m³の不安定な溶岩ドームが存在し、崩壊のおそれがある。また、火山噴火等に対して対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるが、火山災害に係る具体的で実践的な避難計画の策定がなされていない。（農林部、土木部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 総合防災ポータルを充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。（危機管理監、土木部）
- ②-1 土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等の進捗が途上であり、広域のかつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、広域のかつ大規模な災害発生時の対応方策について推進する。あわせて、砂防事業、森林整備事業等のハード対策の着実な推進に努める。（農林部、土木部）
- ②-2 なお、土砂災害が発生するおそれのある危険箇所土砂災害警戒区域の周知については、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに市町と連携して、ハザードマップの早期作成、避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。（危機管理監、土木部）
- ③-1 ため池の耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策およびハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。（農林部）
- ③-2 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。（農林部）
- ④-1 大規模土石流や溶岩ドーム崩壊及び火山噴火による災害等に備え、国・県・市等の関係機関が連携して関係市の避難計画の策定を支援する。なお、火山災害は長期にわたる多方面への影響が懸念され、噴火等への適切な警戒、注視をおこなっていく必要があるが、雲仙岳火山防災協議会（平成27年1月設置）において、専門的知見を入れながら雲仙岳噴火等の対策が進められていることから、今後、必要に応じて、同協議会等の成果を加えていく。（危機管理監、農林部、土木部）
- ④-2 溶岩ドーム崩壊に対する住民避難に資するため、防災情報の強化を図るとともに住民

1. 直接死を最大限防ぐ

1-5 大規模な火山噴火（雲仙岳）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

の警戒避難対応や防災機関の情報伝達等の対応を確認するための合同防災訓練を実施する。さらに雲仙普賢岳及びその周辺地域において、観測調査、避難等に必要なインフラ施設（登山道、避難施設等）の整備と十分な管理を図る。（危機管理監、土木部）

（重要業績指標）

- 【危機】 火山噴火による災害に備えた関係市の具体的な避難計画の策定 数値目標なし
- ・別紙事業一覧 危管－危機1
- 【農林】 ため池整備及び山地災害危険地区（Aランク）着手箇所数 804箇所（R1）→933箇所（R7）
- ・別紙事業一覧 農林－農整1
- 【農林】 老朽ため池及び山地災害危険地区（Aランク）の整備着手箇所数 804箇所（R1）→933箇所（R7）
- ・別紙事業一覧 農林－森整1
- 【土木】 土砂災害警戒区域・特別警戒区域内での土砂災害による死者数ゼロ 2人（R2）→0人（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－砂防1
- 【土木】 土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸（R2）→56,200戸（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－砂防3

1. 直接死を最大限防ぐ

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道やバスの車内、航空機内及び空港内に多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。(交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を推進する。(地域振興部))
- ② 災害等に対して主体的に行動する力を育成するために、実践的な安全、防災教育を推進することが必要である。(教育庁)
- ③ 暴風等に伴う道路施設の被災・倒壊により、第三者被害が発生する可能性がある。(土木部)
- ④ 暴風等に伴う電柱の倒壊、折損により緊急車両の不通や停電等の二次被害を引き起こす可能性がある。(土木部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を推進する。(地域振興部)
- ② 災害等に対して主体的に行動する力を育成するために、学校種・地域の特性に応じた継続的で発展的な学校安全に係る取組を進める体制を構築することが必要である。(教育庁)
- ③ 定期的な点検により適切な道路施設の維持管理を行う。(土木部)
- ④ 緊急車両の通行確保及び停電等による二次被害の発生を防止するため、市街地等の幹線道路の無電柱化を推進する。(土木部)

(重要業績指標)

【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 38.6km (R2) →46.5km (R7)
・別紙事業一覧 土木-道維1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。多くの離島半島を有する本県における港においては、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。また、大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等においてマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等を進める必要がある。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)
- ② 災害時に緊急輸送の拠点となる空港機能として、発災後早期の段階で、救急・救命活動等の拠点機能、及び緊急物資・人員等輸送受け入れ機能を有する必要がある。(土木部)
- ③ 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する必要がある。また、災害関連情報の収集・提供を行うため、小型無人機の導入、早期の被害情報の把握等を行うシステムの構築・整備など、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。(地域振興部)
- ④ 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(土木部)
- ⑤ 交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていく必要がある。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促していく必要がある。(警察本部)
- ⑥ 水道施設の耐震適合率は28.3%（上水道基幹管路 H30）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を促進するとともに、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用の検討を進める必要

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)
- ②③ 交通施設の災害対応力を強化する対策（道路・鉄道・港湾・海岸・空港の防災・震災対策、老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化等）、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。(地域振興部、土木部)
- ④ 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、長崎県建設業協会等との協定に基づく訓練を実施する。(土木部)
- ⑤ 災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促す。(警察本部)
- ⑥ 水道施設の耐震化については、水道事業者に対して、施設の耐震性能の把握とともに耐震計画の策定により計画的な整備を働きかける。また、地下水や雨水、再生水などの多様な水

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

がある。(県民生活環境部)

⑦ 地下水源の濁りについては、水道利用に対する、利用者への迅速な情報提供が必要。(県民生活環境部)

⑧ 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについて、学校等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と合わせ着実に推進する必要がある。(総務部、教育庁)

⑨ 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。(福祉保健部)

⑩ 応急用食料の調達について、災害時における物資の供給に関する協定を締結している民間流通備蓄と連携し実効性を高める必要がある。(地域振興部、福祉保健部)

⑪ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練等を実施することで、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を図り、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。(地域振興部、福祉保健部)

⑫ 離島の自治体や警察・消防等防災機関職員の被災により、救出・救助等の災害応急対策をおこなう要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。(福祉保健部、警察本部ほか)

源の利用を働きかける。併せて、上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業者へ国の補助制度を活用した施設整備を働きかけていくとともに、水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。(県民生活環境部)

⑦ 地下水源の濁り対策については、水道事業者に対し、速やかに応急措置を求めるとともに、利用者に対しての必要な情報が逐次提供されるよう働きかける。(県民生活環境部)

⑧ 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについては、県立学校では必要に応じて大規模改造工事等の実施に合わせて取り組む。各設置者に対して国庫補助制度を周知しながら耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを働きかける。(総務部、教育庁)

⑨-1 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。(福祉保健部)

⑨-2 「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。(福祉保健部)

⑩ 応急用食料の調達について、災害時における物資の供給に関する協定を締結している民間流通備蓄と連携し実効性を高める。(福祉保健部)

⑪ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練等を実施することで、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を図り、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。(地域振興部、福祉保健部)

⑫ 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄をおこなう。(危機管理監、福祉保健部、警察本部ほか)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(重要業績指標)

- 【土木】 道路斜面等の要対策箇所の対策完了箇所数 128箇所 (R2) →206箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維2
- 【土木】 トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維3
- 【土木】 橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維4
- 【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R2～R7の累積) 0km (R2) →150km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維6
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾2
- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾4
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾5
- 【土木】 老朽化対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →81戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾6
- 【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件 (R2) →0件を維持 (R7)
 - ・別紙事業一覧 教育―教環1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 長崎県は、九州の西北部に位置し台風常襲地帯であり、いたるところに山岳・丘陵が起伏し、平坦地が貧しく、各所に半島が突出し、大規模災害の脅威を有しているため、道路や港の耐震対策・耐波性能の強化や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。(水産部、土木部)
- ② 孤立離島の発生の抑制と長期化を回避するため、本土離島間及び離島間に就航している定期航路が利用する港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ③ 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進していく必要がある。(農林部)
- ④ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。(危機管理監、土木部、警察本部)
- ⑤ 広範囲に被災が及んだ場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあり、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCP等の取組促進・改善を図る必要がある。(産業労働部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 行政機関の機能を守る周辺対策(道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備、東彼杵道路の事業化、島原天草長島連絡道路の早期実現、国道の計画的な整備、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)の着実な進捗を図る。(水産部、土木部)
- ② 離島地域における行政機関の機能を守る周辺対策(防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国道の強靱化、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)の着実な進捗を図る。(土木部)
- ③ 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。(農林部)
- ④ 市町における防災行政無線のデジタル化の推進、旅行者(外国人を含む)を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、行政機関や警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。(危機管理監、土木部、警察本部)
- ⑤-1 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCP等の取組を関係機関と連携しながら促進・改善する。(産業労働部)
- ⑤-2 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、各家庭、避難所等における食料備蓄を推進する。(福祉保健部)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<p>⑥ 県内行政機関等（警察含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。（危機管理監、総務部、警察本部）</p>	<p>⑥ 県内行政機関（警察含む）が策定しているBCP計画について、組織改正や人事異動に伴う非常時優先業務の執行体制の見直しや業務立上げ時間の短縮を図るなど見直しを行う。（危機管理監、警察本部）</p>
<p>⑦ 民間プローブ情報の活用等による道路交通情報の的確な把握と提供を推進する必要がある。（警察本部）</p>	<p>⑦ 「適切な災害関連情報の収集・提供」をおこなうため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に努める。（警察本部）</p>
<p>⑧ 緊急時に迅速にかつ漏れなく対応するため、災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して情報発信する体制作りが必要。（危機管理監、総務部）</p>	<p>⑧ 災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して、迅速にかつ漏れなく情報発信する体制を強化する。（危機管理監、総務部）</p>

（重要業績指標）

- 【農林】 老朽ため池及び山地災害危険地区（Aランク）の整備着手箇所数 804箇所（R1）→933箇所（R7）
 - ・別紙事業一覧 農林－森整1
- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km（R2）→150.4km（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－道建1
- 【土木】 国県道の供用延長（累計） —（R2）→37.6km（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－道建2
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 38.6km（R2）→46.5km（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－道維1
- 【土木】 道路斜面等の要対策箇所の対策完了箇所数 128箇所（R2）→206箇所（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－道維2
- 【土木】 トンネルの補修実施橋梁数 8施設（R2）→59施設（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－道維3
- 【土木】 橋梁の補修実施橋梁数 87橋（R2）→197橋（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－道維4
- 【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長（R2～R7の累積） 0km（R2）→150km（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－道維6
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25%（R2）→83%（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－港湾2
- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14%（R2）→69%（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－港湾4
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸（R2）→338戸（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－港湾5

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(重要業績指標)

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木－河川3

【土木】LCCを考慮した砂防関係施設の長寿命化計画の策定完了数 0箇所 (R2) →1,500箇所 (R7)

・別紙事業一覧 土木－砂防2

【土木】土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木－砂防3

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、TEC-FORCE など派遣隊の受け入れ体制を整えておく必要がある。（危機管理監、福祉保健部、土木部、警察本部）
- ② 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。（危機管理監、文化観光国際部、警察本部）
- ③ 自治体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、民間プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備、地図情報の標準化に関する検討等を推進し、円滑な活動を支援する必要がある。（警察本部）
- ④ 南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の警察災害派遣隊即応部隊、緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力の向上を図る必要がある。（危機管理監、警察本部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団や水防団の体制・装備・教育訓練の充実強化を図る。（危機管理監、警察本部）
- ② 関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討をおこない、関係機関の連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。（危機管理監、文化観光国際部、警察本部）
- ③ 民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握、信号機電源付加装置の整備等を推進し、円滑な活動を支援する。（警察本部）
- ④ 南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の警察災害派遣隊即応部隊、緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力向上のため、関係防災機関を交えた、具体的な被害想定に基づく合同訓練を計画的に実施する。（危機管理監、警察本部）

(重要業績指標)

【危機】 人口千人あたりの消防団員数 14.6 人 (R2) →14.7 人 (R7)

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 190台 (R2) →215台 (R7)

・別紙事業一覧 警察－交規 1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー整備への支援が進められているが、インフラ被災時には供給できなくなるため、道路や港湾施設の防災、震災対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ② 広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。(福祉保健部)
- ③ 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化は完了したが(H29)、その他の医療施設のうち耐震化が未了の施設では、大規模地震により医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。(福祉保健部)
- ④ 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。(福祉保健部)
- ⑤ 複数のプログラムに関連する災害派遣医療チーム(DMAT)については、県内全ての災害拠点病院に配置する目標を達成済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する必要がある。(水産部、土木部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、道路や港湾施設の防災、震災対策、老朽化対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進。東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組み、国県道の計画的な整備、地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。(土木部)
- ② 被災時における大量の傷病者に対応するため、市町と地域の医師会との災害時協定の締結の支援、災害医療従事者研修会の開催による災害医療従事者の医療技術の向上と、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。(福祉保健部)
- ③ 大規模災害時に中核となる災害拠点病院や救命救急センターについては耐震化が完了しており、二次救急医療機関などその他の医療施設について、耐震改修の支援により耐震化を推進する。(福祉保健部)
- ④ 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援がおこなえるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援をおこなう。(福祉保健部)
- ⑤ 災害派遣医療チーム(DMAT)が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みを実施する。さらに海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する。(水産部、土木部)

(重要業績指標)

【土木】高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km(R2)→150.4km(R7)
・別紙事業一覧 土木―道建1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(重要業績指標)

- 【土木】 国県道の供用延長（累計） — (R2) →37.6km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建2
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 38.6km (R2) →46.5km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維1
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾2
- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾4
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾5

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽対策による施設の安全を確保するとともに、トイレ等施設のバリアフリー化など、防災機能の強化を図る必要がある。(教育庁)
- ② 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所のさらなる指定促進を図る。(福祉保健部)
- ③ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも備蓄する必要がある。(県民生活環境部、福祉保健部)
- ④ 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。また、福祉保健部内に設置する保健医療福祉調整班や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。(総務部、福祉保健部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、老朽対策による施設の安全を確保するとともに、トイレ等施設のバリアフリー化など、防災機能の強化を推進する。(教育庁)
- ② 高齢者や障害者、母子など特性に応じた福祉避難所の確保に向け、各市町と連携しながら対応する。また、「福祉避難所運用マニュアル」の未策定の市町には策定を促し、併せて、感染症対策についての項目も適宜、マニュアルに追加するよう周知していく。(福祉保健部)
- ③ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位において必要な備蓄等を推進する。(県民生活環境部、福祉保健部)
- ④-1 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、福祉保健部内に設置する保健医療福祉調整班や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。(総務部、福祉保健部)
- ④-2 道の駅や国立青少年教育施設など、災害時に活用が可能な施設について、役割を明確化するとともに防災機能を強化する。(危機管理監、土木部)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(重要業績指標)

【危機】 防災拠点となる公共施設の耐震率 12月上旬頃判明 (R2) →現状+5% (R7)

【福祉】 福祉避難所開設・運用マニュアル策定済み市町数 11市町 (R2) →21市町 (R7)

【福祉】 市町職員等と連携した災害対応訓練の実施保健所数 5保健所 (R1) →県下10保健所 (長崎市、佐世保市含) (R2)

・別紙事業一覧 福祉－福保 1

【土木】 防災機能を有する緑地の整備港数 2港 (R2) →2港 (R7)

・別紙事業一覧 土木－港湾1

【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件 (R2) →0件を維持 (R7)

・別紙事業一覧 教育－教環 1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模な発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から、市町と連携を強化し、コロナ禍における感染予防に重視した避難所運営体制構築と避難者へ正しい感染症予防等の情報が提供できる方法を検討しておく必要がある。(福祉保健部)
- ② 下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進める必要があるが、下水道管の耐震診断及び改修の財源確保が課題である。また、停電時でも処理機能を損なわないよう下水処理場、ポンプ場およびマンホールポンプの電源確保も課題となる。(県民生活環境部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を促進するよう市町に働きかけるとともに、消毒や害虫駆除等を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、必要な薬剤や備品についての確に確保できるようにしておく。さらに、避難者に対し、正しい感染症予防等の情報が提供できるよう、市町と連携する。(福祉保健部)
- ② 市町と連携して下水道施設の耐震化を推進していくとともに、被災者の生活空間から下水を速やかに排除し処理を行なうために、各団体における下水道BCPのブラッシュアップを図る。(県民生活環境部)

(重要業績指標)

- 【県環】重要な幹線における管渠耐震化率 約50% (R2) →約53% (R7)
・別紙事業一覧 県環－水対1
- 【福祉】市町職員等と連携した災害対応訓練の実施保健所数 5保健所 (R1) →県下10保健所 (長崎市、佐世保市含) (R2)
・別紙事業一覧 福祉－福保1

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。(警察本部)
- ② 信号機電源付加装置をはじめとする交通安全施設等の整備等を進めていく必要がある。(警察本部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 災害現場での人命救助能力の向上のため、警察災害派遣隊の訓練練度の向上を図るための訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新を推進する。(警察本部)
- ② 信号機電源付加装置をはじめとする交通安全施設等の整備等を進める。(警察本部)

(重要業績指標)

なし

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-2 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 県内行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。(危機管理監)
- ② 県内自治体における業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。(危機管理監)
- ③ 防災拠点となる公共施設等の耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。(総務部)
- ④ また、庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、社会体育施設等の耐震化を促進する必要がある。(総務部、教育庁)
- ⑤ 市町村庁舎の耐震化率については、全国平均75.5% (H27) に対し、本県は52-2% (H27) で全国最下位。災害対策本部が設置される本庁舎が未改修も令和2年8月時点で7市町ある。(土木部)
- ⑥ 警察署や警察施設の耐震化については約95% (R2) にとどまることから、大規模災害時には、警察機能が十分機能するよう、全ての施設の耐震化を推進する必要がある。(警察本部)
- ⑦ 学校施設において、非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れており、対策の1層の加速が必要である。(総務部、教育庁)
- ⑧ 離島の自治体や警察・消防等防災機関職員の被災により、救出救助等災害応急対策をおこなう要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。(福祉保健部、警察本部ほか)
- ⑨ 離島・半島の自治体や警察・消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 県内行政機関(警察を含む)の機能確保はレジリエンス(強靱さ)の観点から極めて重要な意味を担うことから、県内各自治体等における業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制を強化するとともに、計画を適切に整備するための協議の場を設け、働きかけをおこなっていく。(危機管理監、総務部、警察本部)
- ② 被災リスクに備えた県内各自治体等間の連携スキームの構築(救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制の構築等)を推進する。(危機管理監)
- ③④ 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、社会体育施設の耐震対策等を促進するため、県立学校及び県立社会体育施設については、引き続き老朽化対策や耐震点検の実施など施設の安全性の確保に努める。また、市町立学校、公立幼稚園、市町立社会体育施設については、各設置者に対して国庫補助制度を周知しながら耐震対策の早期完了を働きかける。(危機管理監、総務部、教育庁)
- ⑤ 災害時に防災拠点となる市町村庁舎については、長崎県耐震改修促進計画による要安全確認計画記載建築物に指定することにより、耐震診断結果の報告を義務付け、その結果を公表し、防災拠点の耐震化を推進する。(土木部)
- ⑥ 警察署や警察施設の耐震化等地域における活動拠点となる警察施設の耐震化を推進する。(警察本部)
- ⑦ 学校施設においては、非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れていることから、設置者に対して国庫補助制度や国が作成したガイドブック等を周知しながら非構造部材の耐震対策を要請する。(総務部、教育庁)
- ⑧ 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄をおこなう。(危機管理監、福祉保健部、警察本部ほか)
- ⑨ 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-2 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

策の拠点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。(総務部、警察本部ほか)

⑩ 電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れをおこなう避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活や災害対策活動等に必要不可欠な電力を確保するために、非常用発電機等の整備を推進する必要がある。(危機管理監、総務部、警察本部)

⑪ 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。(水産部、土木部)

⑫ 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保する必要がある(危機管理監)

討に取り組む。(総務部、警察本部ほか)

⑩ 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れをおこなう避難場所や防災拠点等(公共施設等)において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。(危機管理監、総務部、警察本部)

⑪ 行政機関の機能を守る周辺対策(道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組み、県道の計画的な整備、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性能を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策)の着実な進捗を図る。(水産部、土木部)

⑫-1 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、県災害時受援計画を適宜見直すとともに、同計画に基づく訓練等を実施するなど、計画の実効性の確保に努める。(危機管理監)

⑫-2 市町に対して、県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ迅速かつ効果的に災害対策にあたるよう、市町災害時受援計画の作成、見直しについての助言等を行う。(危機管理監)

(重要業績指標)

【危機】市町における災害時受援計画の策定状況 3市町(R2)→全(21)市町(R7)

【総務】公共施設等総合管理基本方針の改訂 0(R2)→100%(R7)

【土木】高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km(R2)→150.4km(R7)

・別紙事業一覧 土木―道建1

【土木】県道の供用延長(累計) - (R2)→37.6km(R7)

・別紙事業一覧 土木―道建2

【土木】県管理道路の無電柱化整備延長(累計) 38.6km(R2)→46.5km(R7)

・別紙事業一覧 土木―道維1

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-2 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(重要業績指標)

- 【土木】 道路斜面等の要対策箇所の対策完了箇所数 128箇所 (R2) →206箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維2
- 【土木】 トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維3
- 【土木】 橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維4
- 【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R2～R7の累積) 0km (R2) →150km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維6
- 【土木】 長寿命化計画に基づく遊具等の更新数 25施設 (R2) →75施設 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維7
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾2
- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾4
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾5
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―河川3
- 【土木】 土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―砂防3
- 【土木】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 79% (R1) →90% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―建築1
- 【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件 (R2) →0件を維持 (R7)
 - ・別紙事業一覧 教育―教環1
- 【警察】 警察施設の耐震化 95% (R2) →95% (R7)
- 【警察】 非常用発電機の整備 45% (R2) →63% (R7)
 - ・別紙事業一覧 警察―崎装1
- 【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 190台 (R2) →215台 (R7)
 - ・別紙事業一覧 警察―交規1

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ② 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。(警察本部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 情報通信機能・情報サービスの確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。(土木部)
- ② 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星携帯電話等の代替手段の整備を図るとともに、電力の遮断に備え太陽光発電装置、非常用発電機(大型発電機)、応急電源車等の導入を視野に入れる等、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。(警察本部)

(重要業績指標)

- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長(累計) 38.6km (R2) →46.5km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-道維1
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-港湾5

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備を促進する必要がある。(危機管理監)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るようインターネット、SNS、簡易FM等の代替手段の整備や民間企業と連携した防災アプリの活用およびその基盤となるLアラートの活用を促進する。(危機管理監)

(重要業績指標)

なし

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。防災行政無線のデジタル化の推進及び震度情報ネットワークシステムの更新、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。(地域振興部、危機管理監、県警本部)
- ② 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、G空間情報センター、総合防災情報システム、統合災害情報システム、SNSを活用した災害情報収集システム、災害情報ハブの取組、SIP4D等を各種災害対応に活用するとともに、情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制を整備する必要がある。(危機管理監、総務部)
- ③ 道路橋の耐震補強、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。(土木部)
- ④ 通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。(警察本部)
- ⑤ 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。(土木部)
- ⑥ 周辺インフラの被災によって、情報発信業務に従事する職員が不足を生じないよう災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築及び緊急輸送道路のリダンダンシーの向上を進める必要がある(土木部)
- ⑦ 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進め

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ①-1 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。(危機管理監)
- ①-2 防災行政無線のデジタル化の推進及び震度情報ネットワークシステムの更新、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県内の地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する。(地域振興部、危機管理監、県警本部)
- ② G空間情報センター、総合防災情報システム、統合災害情報システム、SNSを活用した災害情報収集システム、災害情報ハブの取組、SIP4D等を各種災害対応に活用するとともに、情報収集・提供の人員・体制を整備する。(危機管理監、総務部)
- ③ 道路橋の耐震補強、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。(土木部)
- ④ 通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。(警察本部)
- ⑤ 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。(土木部)
- ⑥ 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みを実施するとともに、災害時において複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。(土木部)
- ⑦ 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進め

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<p>る必要がある（地域振興部）</p> <p>⑧ システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策の充実が必要である。（企画部、総務部）</p> <p>⑨ 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進めていく必要がある。（企画部、総務部）</p>	<p>る。（地域振興部）</p> <p>⑧-1 システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。（企画部、総務部）</p> <p>⑧-2 通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、総務省及び通信事業者リエゾンのマニュアルの充実を図り、また、倒木処理に係る電気通信事業者と都道府県との協定締結の推進や電力・燃料・通信の連携に係る申合せに基づき、関係機関間の連携について訓練等を通じてその実効性の向上を図る。（危機管理監、総務部）</p> <p>⑨ 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。（企画部、総務部）</p>
--	--

（重要業績指標）

- 【危機】 災害情報伝達の迅速化等に向けた新総合防災情報システムをはじめとした防災情報システム導入 — (R2) → 導入 (R7)
 - ・別紙事業一覧 危機—危機2
- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—道建1
- 【土木】 国県道の供用延長（累計） — (R2) →37.6km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—道建2
- 【土木】 道路斜面等の要対策箇所対策完了箇所数 128箇所 (R2) →206箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—道維2
- 【土木】 トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—道維3
- 【土木】 橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—道維4
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—河川3
- 【土木】 土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—砂防3

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする企業毎のBCP等策定に加え、企業連携型BCP等の策定への取組が必要である。（産業労働部）
- ② 製造業、物流事業者のBCP策定を促進する。とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する必要がある。（地域振興部）
- ③ 離島半島を多く有する本県の緊急物資の海上輸送拠点港における航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。（水産部、土木部）
- ④ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の枠組みを活用し、災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する必要がある。（地域振興部）
- ⑤ 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高波対策等を着実に推進する必要がある。（水産部、土木部）
- ⑥ 効果的な海上交通管制の構築、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。（地域振興部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP等策定に加え、企業連携型BCP等の策定への民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCP等の必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。（産業労働部）
- ② 製造業、物流事業者のBCP策定を促進する。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する。空港が機能不全に陥った場合を想定し、物流関係者間の連携計画を策定し、計画に基づいた訓練を行い、災害対応能力の向上を図る。（地域振興部）
- ③④⑤⑥ 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、国県道の計画的な整備、県有車両の活用、県有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、航路啓開計画の策定や建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開などの支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。（水産部、土木部）

（重要業績指標）

- 【土木】高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km（R2）→150.4km（R7）
・別紙事業一覧 土木―道建1
- 【土木】国県道の供用延長（累計） —（R2）→37.6km（R7）
・別紙事業一覧 土木―道建2

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下

（重要業績指標）

【土木】海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25%（R2）→83%（R7）

・別紙事業一覧 土木－港湾2

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸（R2）→755戸（R7）

・別紙事業一覧 土木－河川3

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。（土木部）
- ② 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。（産業労働部）
- ③ 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。（危機管理監）
- ④ 公共交通機関が脆弱な離島では、日常生活を営むうえでの重要な移動手段として石油製品を燃料とする家用車を使用しているが、石油製品は島外から輸送されてくるものに依存しており、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合は、県民生活が停滞するおそれがあることから、移動手段の確保による安定した県民生活の維持が必要である。（産業労働部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。（土木部）
- ② 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。（産業労働部）
- ③ 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、燃料の優先供給を受ける重要施設のリスト化を推進する。（危機管理監）
- ④ 島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した県民生活が維持できるよう、EV・PHEV車が活用可能な電力供給体制を維持するため、エネルギーマネジメントシステムの構築を支援する。（産業労働部）

（重要業績指標）

- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)
・別紙事業一覧 土木―道建1
- 【土木】 国県道の供用延長（累計） — (R2) →37.6km (R7)
・別紙事業一覧 土木―道建2
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木―河川3
- 【土木】 土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木―砂防3

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-3 コンビナート（松浦市・新上五島町）・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

① 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。（危機管理監、県民生活環境部）

② コンビナートエリア内企業のBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する必要がある。（産業労働部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

①-1 火災、煙、有害物質等の流出により、松浦市・新上五島町に立地するコンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。（危機管理監、県民生活環境部）

①-2 コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。（危機管理監）

② コンビナートエリア内企業のBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。（産業労働部）

（重要業績指標）

【危機】石油コンビナート等総合防災訓練の実施回数 1回（R2）→1回（R7）

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-4 海上輸送の機能の停止による内外貿易等への甚大な影響

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 国内外の船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成を促進していく施策を展開していく必要がある。（地域振興部）
- ② 多くの離島半島を有する本県における港においては、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。（土木部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 国内外の船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成を促進するため、必要な協力・支援を実施する。（地域振興部）
- ② 陸・海・空の物資輸送ルートを実実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、航路啓開計画の策定や建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開などの支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。（土木部）

（重要業績指標）

- 【土木】海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25%（R2）→83%（R7）
・別紙事業一覧 土木－港湾2
- 【土木】老朽化対策による港湾施設の整備率 14%（R2）→69%（R7）
・別紙事業一覧 土木－港湾4

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、空港施設の耐震対策、港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。（水産部、土木部）
- ② 緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋梁の耐震対策完了率が69%（R1）、道路斜面等の要対策箇所対策率が62%（R1）であることなど、交通施設に関する耐震化対策、交通施設分断を防ぐ対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に推進する必要がある。（土木部）
- ③ 港湾BCPの実効性を高める検討をおこなう必要がある。（土木部）
- ④ 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送モード毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。（土木部）
- ⑤ 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進めていく必要がある。また、緊急車両の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進めていく必要がある。物流上重要な道路輸送網においては、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進める必要がある。（地域振興部）
- ⑥ 幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。（土木部）
- ⑦ 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。また、鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮しておく必要がある。（地域振興部）
- ⑧ 島内の生活圏と空港・港湾とを結ぶ道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を進めて

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ①② 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組み、国県道の計画的な整備、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性能を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。（水産部、土木部）
- ③ 台風等による高潮・高波・暴風等への対応を追加し、また毎年大規模災害を想定した訓練を実施していく等、港湾BCPの実効性を高める検討をおこなう。（土木部）
- ④ 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等）を検討する。（土木部）
- ⑤ 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。（地域振興部）
- ⑥ 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（国県道の計画的な整備、代替ルートの整備・検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して推進する。（土木部）
- ⑦ 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進める（地域振興部）
- ⑧ 離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策（国県道の計画的な整備、道路

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

いるが、進捗が途上であること、島内で大規模の災害が発生した場合に現状の施策では、十分に対応出来ないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに、対応対策を検討する必要がある。（土木部）

の防災、耐震対策、空港・港湾までのアクセス性の向上等）を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。（土木部）

（重要業績指標）

【土木】高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km（R2）→150.4km（R7）

・別紙事業一覧 土木－道建1

【土木】国県道の供用延長（累計）－（R2）→37.6km（R7）

・別紙事業一覧 土木－道建2

【土木】県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 38.6km（R2）→46.5km（R7）

・別紙事業一覧 土木－道維1

【土木】道路斜面等の要対策箇所の対策完了箇所数 128箇所（R2）→206箇所（R7）

・別紙事業一覧 土木－道維2

【土木】トンネルの補修実施橋梁数 8施設（R2）→59施設（R7）

・別紙事業一覧 土木－道維3

【土木】橋梁の補修実施橋梁数 87橋（R2）→197橋（R7）

・別紙事業一覧 土木－道維4

【土木】国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長（R2～R7の累積） 0km（R2）→150km（R7）

・別紙事業一覧 土木－道維6

【土木】海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25%（R2）→83%（R7）

・別紙事業一覧 土木－港湾2

【土木】老朽化対策による港湾施設の整備率 14%（R2）→69%（R7）

・別紙事業一覧 土木－港湾4

【土木】高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸（R2）→338戸（R7）

・別紙事業一覧 土木－港湾5

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸（R2）→755戸（R7）

・別紙事業一覧 土木－河川3

【土木】LCCを考慮した砂防関係施設の長寿命化計画の策定完了数 0箇所（R2）→1,500箇所（R7）

・別紙事業一覧 土木－砂防2

【土木】土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸（R2）→56,200戸（R7）

・別紙事業一覧 土木－砂防3

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-6 食料等の安定供給の停滞

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ①-1 食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。（産業労働部）
- ①-2 水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域BCPの策定を促進する必要がある。また、農業水利施設を管理する土地改良区等においても、業務継続計画の策定を促進する必要がある。（水産部）
- ②-1 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。（産業労働部）
- ②-2 大規模災害時においても円滑な食料供給食品流通に係る事業を維持するため、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進する必要がある。（水産部）
- ③ 農林水産業に係る生産基盤等については、機能保全計画に基づき、災害対応力強化に向けた取り組みを推進する必要がある。（水産部、農林部）
- ④ 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。（農林部、土木部）
- ⑤ 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する必要がある。（土木部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ①② 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、食料等の一連の生産・流通過程に係るBCPの策定等を促進する。（産業労働部）
- ③ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設管理者の業務継続体制の確立、農地保全及び治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。（水産部、農林部）
- ④ 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、国県道の計画的な整備、港湾、空港等の老朽化・耐震対策等を推進する。水産物の生産・流通機能を有する港湾については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるよう港湾施設の整備を推進する。（農林部、土木部）
- ⑤ 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。特に、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、西九州自動車道・九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組を実施するとともに、災害時において複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。（土木部）

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-6 食料等の安定供給の停滞

⑥ 避難拠点や流通拠点となりうる漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域の形成を目指していく。（水産部）

⑥ 避難拠点や流通拠点となりうる漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域を形成する。（水産部）

（重要業績指標）

- 【水産】 水産物の生産・流通機能を有する港の整備数 0漁港（R2）→25漁港（R7）
 - ・別紙事業一覧 水産－漁港2
- 【水産】 老朽化対策により災害対応力を維持させる港の整備数 0漁港（R2）→30漁港（R7）
 - ・別紙事業一覧 水産－漁港3
- 【農林】 緊急避難道路に位置づけられた農道橋の耐震対策整備率 30%（R2）→100%（R7）
 - ・別紙事業一覧 農林－農整2
- 【農林】 農業水利施設等の長寿命化・防災減災対策
 - ・別紙事業一覧 農林－農整3
- 【農林】 老朽ため池及び山地災害危険地区（Aランク）の整備着手箇所数 804箇所（R1）→933箇所（R7）
 - ・別紙事業一覧 農林－森整1
- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km（R2）→150.4km（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－道建1
- 【土木】 国県道の供用延長（累計） —（R2）→37.6km（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－道建2
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25%（R2）→83%（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－港湾2
- 【土木】 水産物の生産・流通機能を有する港の整備率 35%（R2）→80%（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－港湾3
- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14%（R2）→69%（R7）
 - ・別紙事業一覧 土木－港湾4

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 現行の用水供給施設能力を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の漏水防止等の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する必要がある。（県民生活環境部）
- ② 長崎県は、地形的に流域の保水能力が少ないため渇水の影響を受けやすく、昭和53年や平成6年に代表されるような長期におよぶ生活用水の供給途絶が懸念される。（県民生活環境部）
- ③ 上水道、農業水利施設の耐震化が進められているが、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。（県民生活環境部、農林部）
- ④ 老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。（県民生活環境部、農林部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 現行の用水供給施設能力を超える渇水等に対応するため、水道事業者へ水資源関連施設の漏水防止対策等の強化を働きかけるとともに、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する。また、災害時における用水供給の確保に対応するため、貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。（県民生活環境部）
- ② 不足する水道水源等を確保するため水資源関連施設等の整備を促進する。（県民生活環境部）
- ③ 上水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。（県民生活環境部、農林部）
- ④ 老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。（県民生活環境部、農林部）

（重要業績指標）

なし

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。（危機管理監）
- ② エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。（産業労働部、県民生活環境部）
- ③ 公共交通機関が脆弱な離島では、日常生活を営むうえでの重要な移動手段として石油製品を燃料とする自家用車を使用しているが、石油製品は島外から輸送されてくるものに依存しており、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合は、県民生活が停滞するおそれがあることから、移動手段の確保による安定した県民生活の維持が必要である。（産業労働部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① エネルギー供給施設の災害に備え関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。（危機管理監）
- ②-1 エネルギー供給源の多様化のため、「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」に基づき、太陽光、木質バイオマス、潮流、洋上風力、地熱など本県の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。（産業労働部）
- ②-2 災害時における太陽光発電や蓄電池・電気自動車（EV）の活用を促進することで、レジリエンス（防災・減災）の向上を推進する。（県民生活環境部）
- ③ 島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した県民生活が維持できるよう、EV・PHEV車が活用可能な電力供給体制を維持するため、エネルギーマネジメントシステムの構築を支援する。（産業労働部）

（重要業績指標）

なし

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 上水道、簡易水道施設等の耐震化が進められているが、基幹管路の延長が長いことなどから、現状でその耐震適合率は28.3%（H30）にとどまっており、老朽化対策を合わせて耐震化を促進する必要がある。（県民生活環境部）
- ② 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備・活用するとともに、雨水や再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。（県民生活環境部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 水道施設の耐震化については、水道事業者に対して、施設の耐震性能の把握とともに耐震計画の策定により計画的な整備を働きかける。また地下水や雨水、再生水などの多様な水源の利用を働きかける。併せて、上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業者へ国の補助制度を活用した施設整備を働きかけていくとともに、水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。（県民生活環境部）
- ②-1 県と水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進するため、OJT（On The Job Training：実務経験を積むことにより業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法）による若手技術者への技術継承とあわせ、外部研修会への派遣等水道技術者育成に向けた取り組みを行う。（県民生活環境部）
- ②-2 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するため、九州・山口9県災害時相互応援等の広域的な応援体制を整えるとともに、日本水道協会の応援体制を活用する。併せて、貯留施設の設置等による雨水の利用や下水処理水の再利用等水資源の有効利用等を普及・促進する。（県民生活環境部）

(重要業績指標)

なし

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 下水道施設の耐震化を早急に進める必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた計画的維持管理を進める必要がある（県民生活環境部）
- ② 農業・漁業集落排水施設の老朽化に対する調査を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。（県民生活環境部、水産部）
- ③ 施設の耐震化等の推進とあわせて、災害時の代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。（県民生活環境部）
- ④ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併処理浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳システムについては、県システムと指定検査機関のシステムを連携させ、設置・管理状況の把握を効率化する必要がある。（県民生活環境部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 市町と連携して下水道施設の耐震化を推進していくとともに、老朽化が進む施設についてはストックマネジメント計画等による計画的な改築更新の推進を図る。（県民生活環境部）
- ②③ 市町に対して、農業・漁業集落排水施設の老朽化調査に基づく、老朽化対策を着実に推進できるよう、また、施設の耐震化等の推進とあわせて、災害時の代替性の確保及び公共下水道と農業集落排水事業等との連携、民間活用導入による管理体制の強化等の情報提供に努めていく。（県民生活環境部、水産部）
- ④ 市町に対して、老朽化した単独処理浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併処理浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進するように指導していく。また、浄化槽台帳システムについては、県システムと指定検査機関のシステムを連携させ、設置・管理状況の把握を効率化する。（県民生活環境部）

(重要業績指標)

- 【県環】 老朽化調査に基づく、施設の機能保全 3箇所（25%）（R2）→12箇所（100%）（R7）
- 【県環】 浄化槽台帳システム整備 100%（R2）→100%（R7）
- 【県環】 スtockマネジメント計画改定率 約41%（R2）→約100%（R7）
 - ・別紙事業一覧 県環-水対1
- 【県環】 重要な幹線における管渠耐震化率 約50%（R2）→約53%（R7）
 - ・別紙事業一覧 県環-水対1

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等や、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。(水産部、土木部)
- ② 離島・半島の海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進するとともに航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が必要であり、それらの取組を推進する必要がある。(水産部、土木部)
- ③ 島内の生活圏と空港・港湾とを結ぶ道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を進めているが、進捗が途上であること、島内で大規模の災害が発生した場合に現状の施策では、十分に対応出来ないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに、対応対策を検討する必要がある。(土木部)
- ④ 発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(土木部、警察本部)
- ⑤ 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には当該道路網及びその代替・補完路の道路啓開・災害復旧を国が代行し、迅速な機能回復を図る必要がある。(地域振興部)
- ⑥ 災害により被害を受けた自動車のユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する必要がある。(総務部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 行政機関の機能を守る周辺対策(道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組み、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)の着実な進捗を図る。(水産部、土木部)
- ② 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(水産部、土木部)
- ③ 離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策(国県道の計画的な整備、道路の防災、耐震対策、空港・港湾までのアクセス性の向上等)を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。(土木部)
- ④ 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、長崎県建設業協会等との協定に基づく訓練を実施する。(土木部、警察本部)
- ⑤ 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には地方管理道路において道路種別を問わず、必要に応じ国が道路啓開・災害復旧を代行し、道路の迅速な機能回復を図る。(地域振興部)
- ⑥ 災害により被害を受けた自動車のユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する。(総務部)

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(重要業績指標)

- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建1
- 【土木】 国県道の供用延長 (累計) — (R2) →37.6km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建2
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 38.6km (R2) →46.5km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維1
- 【土木】 道路斜面等の要対策箇所の対策完了箇所数 128箇所 (R2) →206箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維2
- 【土木】 トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維3
- 【土木】 橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維4
- 【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R2～R7の累積) 0km (R2) →150km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維6
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾2
- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾4
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾5
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―河川3
- 【土木】 LCCを考慮した砂防関係施設の長寿命化計画の策定完了数 0箇所 (R2) →1,500箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―砂防2
- 【土木】 土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―砂防3

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 海岸堤防などの防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に整備を進めるとともに、水門等の老朽化点検、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。(土木部)
- ② 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、防災、減災のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。(土木部)
- ③ 総合防災情報システム、河川砂防情報システム (NAKSS) 等により、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。(土木部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 海岸堤防等の防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に整備を進めるとともに、水門等の老朽化点検、海岸防災林等の整備を推進する。(土木部)
- ② 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、防災、減災のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。(土木部)
- ③ 総合防災情報システム、河川砂防情報システム (NAKSS) 等により、関係機関における情報共有を円滑に進める。(土木部)

(重要業績指標)

- 【土木】 老朽化対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →81戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-港湾6
- 【土木】 ダム管理中における人的被害人数 0人 (R2) →0人 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-河川2
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-河川3
- 【土木】 土砂災害警戒区域・特別警戒区域内での土砂災害による死者数ゼロ 2人 (R2) →0人 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-砂防1

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に推進する必要がある。（危機管理監、福祉保健部、警察本部）
- ② 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な道路が狭くて緊急車両が入れない斜面地にある密集市街地等の改善整備については、長崎、佐世保両市において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により市町と連携して計画的な解消を図る必要がある。（土木部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ①-1 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。（危機管理監）
- ①-2 災害拠点病院等に「日本DMAT 隊員養成研修」や九州・沖縄ブロックで開催される研修・訓練の受講を促すことで災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を図る。（福祉保健部）
- ①-3 災害現場での人名救助能力の向上のため、警察災害派遣隊の訓練速度の向上を図るための訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新を推進する。（警察本部）
- ②-1 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な斜面地にある密集市街地等の改善整備については、長崎市、佐世保両市において実施の老朽住宅等の建替えと公共施設の整備促進（住宅市街地総合整備事業：密集市街地整備型）と連携し、住宅の不燃化・耐震化等により計画的な改善を図る。（土木部）
- ②-2 都市の中心市街地等において、細分化された建築物や敷地を集約化する市街地再開発事業・土地区画整理事業等により、不燃化及び耐震化することで、災害に強いまちづくりを推進する。（土木部）

(重要業績指標)

- 【土木】住宅市街地総合整備事業
・別紙事業一覧 土木－住宅1
- 【土木】市街地再開発事業
・別紙事業一覧 土木－住宅2

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る必要がある。(危機管理監)
- ② 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。(危機管理監、県民生活環境部、福祉保健部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。(危機管理監)
- ② 火災、煙、有害物質等の流出により、佐世保市・松浦市・新上五島町に立地するコンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。(危機管理監、県民生活環境部、福祉保健部)

(重要業績指標)

【危機】 石油コンビナート等総合防災訓練の実施回数 1回 (R2) →1回 (R7)

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、県内自治体等が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。(土木部、警察本部)
- ② 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。(警察本部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ①-1 地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」「耐震改修計画作成」「改修工事」への補助事業を整備する。(土木部)
- ①-2 県内行政機関等(警察・消防を含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練をおこなう等の取組を推進する。また、被災市町への県職員の派遣など、大規模災害時における広域的な応援体制の構築を推進する。(危機管理監、総務部、警察本部)
- ② 自動車の民間プローブ情報の活用と信号機電源付加装置の整備を推進して、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する。(警察本部)

(重要業績指標)

- 【土木】耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 79% (R1) →90% (R7)
・別紙事業一覧 土木-建築1

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① ため池について、一斉点検結果に基づき、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の対策を実施する必要がある。(農林部)
- ② ため池の耐震化対策については、優先度を考慮して順次進めていく必要がある。(農林部)
- ③ 土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の災害等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、関係機関・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。(危機管理監、農林部、土木部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① ため池について、一斉点検結果に基づき、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の対策を推進する。(農林部)
- ② ため池の耐震化対策については、優先度を考慮して順次進めていく必要がある。(農林部)
- ③ 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。(危機管理監、農林部、土木部)

(重要業績指標)

【農林】ため池整備及び山地災害危険地区(Aランク)着手箇所数 804箇所(R1)→933箇所(R7)
・別紙事業一覧 農林-農整1

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、引き続き国など関係機関と連携して対応する必要がある。(県民生活環境部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、国など関係機関と連携して対応する。(県民生活環境部)

(重要業績指標)

なし

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。(農林部)
- ② 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する必要がある。(農林部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 山地災害については、航空レーザ計測等の ICT も活用した発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や機能強化・老朽化対策、森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。特に、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を現地の状況に応じて複合的に組み合わせた治山対策を進めるとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を推進する。(農林部)
- ② 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。(農林部)

(重要業績指標)

- 【農林】 老朽ため池及び山地災害危険地区 (Aランク) の整備着手箇所数 804箇所 (R1) →933箇所 (R7)
・別紙事業一覧 農林-森整1
- 【農林】 搬出間伐面積 (ha) 1,760ha (R2) →3,000ha (R7)
・別紙事業一覧 農林-森整2

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 県及び市町の災害廃棄物処理計画に基づき、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。(県民生活環境部)
- ② 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報の把握をする必要がある。(県民生活環境部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 県及び市町の災害廃棄物処理計画に基づき、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図っていく。(県民生活環境部)
- ② 必要に応じ市町と連携して、PCBやアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握する。(県民生活環境部)

(重要業績指標)

【県環】市町及び一部事務組合職員に対する災害廃棄物処理にかかる教育・訓練を年1回以上実施 100% (R2) →100% (R7)

【県環】有害物質把握実施率 集計中 (R2) →100% (R7)

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結や広域的な支援協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取り組みが必要である。（土木部）
- ② 大規模災害時に緊急輸送道路の早期確保のため、道路啓開を実施することが重要であるが、現在のところ本県において具体的な行動計画がない。（土木部）
- ③ 県内行政機関等（警察・消防含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。また、職員の参集状況・初動対応状況の点検や各部・各地方本部のマニュアルの周知、見直し等について検証する必要がある。（危機管理監、総務部、警察本部）
- ④ 市町庁舎の耐震化率については、全国平均75.5%（H27）に対し、本県は52-2%（H27）で全国最下位。災害対策本部が設置される本庁舎が未改修も令和2年8月時点で7市町ある。（土木部）
- ⑤ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。（企画部）
- ⑥ より良い復興を果たすために、地域や職場における防災の核となる人材を養成する必要がある。また、過去に養成した者に対して、最新の防災に関する知識を提供する等フォローアップを行う必要がある。（危機管理監）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、将来に向けての担い手確保を図るための取組を推進する。（土木部）
- ② 雲仙活断層群を震源とした地震等が発生した際、道路においては倒壊した家屋等のがれき、斜面等の崩壊、放置された車両により、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた具体的な道路啓開計画を策定する。（土木部）
- ③ 県内行政機関等（警察・消防含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組を推進する。また、被災市町への県職員の派遣など、大規模災害時における広域的な応援体制の構築を推進する。（危機管理監、総務部、警察本部）
- ④ 災害時に防災拠点となる市町庁舎については、長崎県耐震改修促進計画による要安全確認計画記載建築物に指定することにより、耐震診断結果の報告を義務付け、その結果を公表し、防災拠点の耐震化を推進する。（土木部）
- ⑤ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。（企画部）
- ⑥ 県内全域でまんべんなく地域防災の核となる人材を養成するため、各地において防災推進員養成講座を開催する。また、過去に受講を完了した者を対象としたフォローアップ研修会も開催し、地域防災力の維持向上を図る。（危機管理監）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

（重要業績指標）

【危機】 地域・職場の防災の担い手となる防災推進員の新規養成者数 112人（R2）→120人（R7 ※毎年度）

・別紙事業一覧 危管－危機3

【土木】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 79%（R1）→90%（R7）

・別紙事業一覧 土木－建築1

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(土木部)
- ② 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。(教育庁)
- ③ 博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録(デジタル化)し、アーカイブしておく必要がある。(文化観光国際部、教育庁)
- ④ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。(企画部)
- ⑤ 住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができるように、地域の生活や暮らしを守る活動について、行政だけではなく、自治会やNPOなど地域活動を行う多様な主体が参画し、支えあいながら、地域住民が主体となって取り組むことができる体制を構築しておく必要がある。(地域振興部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。(土木部)
- ② 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。(教育庁)
- ③ 博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録(デジタル化)し、アーカイブするなど、文化財の保護対策を図る。(文化観光国際部、教育庁)
- ④ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組など、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組を進める。(企画部)
- ⑤ 住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができるように、地域の生活や暮らしを守る活動について、行政だけではなく、自治会やNPOなど地域活動を行う多様な主体が参画し、支えあいながら、地域住民が主体となって取り組むことができる体制を構築する。(地域振興部)

(重要業績指標)

なし

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 災害後の円滑な復旧・復興を図るためには、災害発生前の段階で予め土地の境界を明確にしておくことが重要であり、地籍調査は、法務局が行う「登記所備付地図作成作業」とともに大きな役割を担っている。国においては、令和2年度を初年度とする「第7次国土調査事業十箇年計画」を策定し、土地所有者が不明等の場合でも調査を進めることができるような新たな調査手続を導入しながら、防災対策や社会資本整備、都市整備等に資する地域の地籍調査を優先的に進めることとしており、県としても国の考え方に沿って地籍調査事業を着実に進めるとともに、実施にあたっては可能な限り筆界の特定に努める必要がある。(地域振興部)
- ② 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就業環境の改善等を図る必要がある。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS 過疎地問題の解決に向けた対策を進める必要がある。(土木部)
- ③ 高齢人口が増加し、今後大量の相続が発生する時期を迎える中、所有者不明土地が一層増加することが見込まれる。このため、所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するよう必要がある。(土木部)
- ④ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての県内自治体への啓発を継続するとともに、県内自治体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。(土木部)
- ⑤ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、内閣府と連携して住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 地籍調査事業を着実に進めるため、実施主体である市と連携を図りながら、国の優先採択地域の考え方に則した事業計画を策定し、必要な事業費を確保する。また、調査を進めるにあたっては、固定資産課税台帳記録情報等を活用した土地所有者の探索、所有者等が不明の場合の公告による筆界案調査、現地立会の代替としての図面送付等による調査など、新たな調査手続の活用について、実施市を指導し可能な限り境界の特定に努める。(地域振興部)
- ② 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS 過疎地問題の解決に向けた対策として、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び、島原天草長島連絡道路の早期実現をに向けた取組みを着実に進めるとともに、災害時においてける複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。(土木部)
- ③ 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。(土木部)
- ④ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての県内自治体への啓発を継続するとともに、県内自治体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する。(土木部)
- ⑤ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、内閣府に要請し、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会を開催する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。(総務部、福祉保健部、土木部)

⑥ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促していく必要がある。(福祉保健部、土木部)

⑦ 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化や、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取り組んでいく必要がある。(土木部)

活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、地方公共団体に方向性を示す。(総務部、福祉保健部、土木部)

⑥ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。(福祉保健部、土木部)

⑦ 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化などや、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取組を進める。(土木部)

(重要業績指標)

【地域】 地籍調査進捗率 67.3% (R2) →72.7% (R7)

・別紙事業一覧 地域－土対1

【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)

・別紙事業一覧 土木－道建1

【土木】 国県道の供用延長(累計) — (R2) →37.6km (R7)

・別紙事業一覧 土木－道建2

【土木】 昭和56年5月31日以前の木造戸建住宅のうち耐震性を有するものの割合 85% (R2) →95% (R7)

・別紙事業一覧 土木－住宅3

8. 社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

① 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策及び老朽化対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。(土木部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

① 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策及び老朽化対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。(土木部)

(重要業績指標)

【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木－港湾5

【土木】 老朽化対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →81戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木－港湾6

【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木－河川3

8. 社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-6 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 本県が被災した際に組織的、迅速に建物や土地の危険度判定に取り掛かれる体制が整っていない。(熊本被災地では擁壁等の倒壊により道路が機能していなかった。長崎県内の住宅地は道路幅員が狭小な地区が多く、避難救助活動等に支障が生じるものと考えられる。(土木部)
- ② 各市町(長崎市を除く)において仮設住宅用地となりうる候補地を選定しているが、すぐに建設可能な土地かの確認が必要である。また、応急仮設建設については、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう平時からの準備が必要である。(福祉保健部、土木部)
- ③ 被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務を迅速に行う必要がある。(総務部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行い、判定活動の実施体制を確立するため、市町と連携した協議会を組織し、関係団体との協定を推進する。なお、判定の結果は、その後の罹災証明及び被災度区分の基礎資料となるため、関係機関との情報共有のあり方を検討する。(土木部)
- ② 災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を行い、仮設住宅用地の確保に努める。また、災害時に迅速かつ的確に応急仮設建設ができるよう応急仮設建設ガイドラインの策定を進める。(福祉保健部、土木部)
- ③ 市町の罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務に関する研修会等を国の防災担当機関と連携して実施する。(総務部)

(重要業績指標)

【土木】耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 79% (R1) →90% (R7)

・別紙事業一覧 土木-建築1

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 大規模災害発生による、本県の貴重な自然環境への影響について、正確な情報を収集し、必要に応じ関係機関へ情報提供を行っていく必要がある。(県民生活環境部)
- ② 平時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)における災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を確認し、関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組行う地方公共団体等の対応力向上を図る必要がある。(水産部、土木部)
- ③ 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCP等の策定及びその実効性の確保が必要であることから、関係機関と連携しながら、BCP等の作成や、その実効性の検証等を実施していく必要がある。(産業労働部)
- ④ 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、製造業、物流事業者のBCP等の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCP等の策定を促進する必要がある。(産業労働部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 大規模災害発生による、本県の貴重な自然環境への影響について、正確な情報を収集し、必要に応じ関係機関へ情報提供を行っていく。(県民生活環境部)
- ② 平時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)における災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を確認し、関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組行う地方公共団体等の対応力向上を図る。(水産部、土木部)
- ③ 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCP等の策定及びその実効性の確保が必要であることから、関係機関と連携しながら、BCP等の作成や、その実効性の検証等を実施していく。(産業労働部)
- ④ 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、製造業、物流事業者のBCP等の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCP等の策定を関係機関と連携しながら促進していく。(産業労働部)

(重要業績指標)

なし

9. 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 離島内で道路の寸断により孤立集落が発生した場合は資材・装備・人員が乏しい地域もあり、復旧への時間がかかり孤立化が長期化する危険性を孕んでいるため、対応方を検討する必要がある。(土木部)
- ② 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。多くの離島半島を有する本県における港においては、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性能を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。(地域振興部、水産部、土木部)
- ③ 孤立離島の発生の抑制と長期化を回避するため、本土離島間及び離島間に就航している定期航路が利用する港湾の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ④ 離島・半島の海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進するとともに航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が必要であり、それらの取組を推進する必要がある。(土木部)
- ⑤ 離島における港湾BCPの実効性を高める検討をおこなう必要がある。(土木部)
- ⑥ 島内の生活圏と空港・港湾とを結ぶ道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を進めているが、進捗が途上であること、島内で大規模の災害が発生した場合に現状の施策では、十分に対応出来ないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに、対応策を検討する必要がある。(土木部)
- ⑦ 半島地域は、県中枢からも遠く離れた交通不便地にあり、物流・交通ネットワークとしては、陸上交通施設が主となっている。このため、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、道路の防災、震災対策、リダンダンシーの向上を進めているが、半島地域においては、地形的要因もあり、進捗が途上であること、広域かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があ

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ①② 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部)
- ③④ 離島地域における行政機関の機能を守る周辺対策(防災機能の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等)を実施し、既存の国県道の強靱化、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)の着実な進捗を図る。(土木部)
- ⑤ 離島における台風等による高潮・高波・暴風等への対応を追加し、また毎年大規模災害を想定した訓練を実施していく等、港湾BCPの実効性を高める検討をおこなう。(土木部)
- ⑥ 離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策(国県道の計画的な整備、道路の防災、耐震対策、空港・港湾までのアクセス性の向上等)を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。(土木部)
- ⑦ 半島における交通施設の災害対応力を強化するための、西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みの実施によるリダンダンシーの向上を着実に推進する。さらに、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を

9. 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

るため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。(土木部)

- ⑧ 公共交通機関が脆弱な離島では、日常生活を営むうえでの重要な移動手段として石油製品を燃料とする自家用車を使用しているが、石油製品は島外から輸送されてくるものに依存しており、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合は、県民生活が停滞するおそれがあることから、移動手段の確保による安定した県民生活の維持が必要である。(産業労働部)
- ⑨ 離島の自治体や警察・消防等防災機関職員の被災により、救出救助等災害応急対策をおこなう要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。(福祉保健部、警察本部ほか)
- ⑩ 離島・半島の自治体や警察・消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対策の拠点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。(総務部、警察本部ほか)
- ⑪ 半島においても、沿岸部を通る国道・県道等が地震・津波によって、また山間部を通る国道・県道等が地震・土砂災害によって破壊され孤立するおそれがある。更に、道路の損壊状況によっては、支援要員の到着に時間を要する。(警察本部)

実施し、既存の国県道の強靱化を図る。(土木部)

- ⑧ 島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した県民生活が維持できるよう、EV・PHEV車が活用可能な電力供給体制を維持するため、エネルギーマネジメントシステムの構築を支援する。(産業労働部)
- ⑨ 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄をおこなう。(危機管理監、福祉保健部、警察本部ほか)
- ⑩⑪ 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。(総務部、警察本部ほか)

(重要業績指標)

- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建1
- 【土木】 国県道の供用延長(累計) — (R2) →37.6km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建2
- 【土木】 道路斜面等の要対策箇所の対策完了箇所数 128箇所 (R2) →206箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維2
- 【土木】 トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維3
- 【土木】 橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維4
- 【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R2～R7の累積) 0km (R2) →150km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維6

9. 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

(重要業績指標)

- 【土木】海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
・別紙事業一覧 土木－港湾2
- 【土木】老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
・別紙事業一覧 土木－港湾4
- 【土木】高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木－港湾5
- 【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木－河川3
- 【土木】土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木－砂防3

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現状	目標	実施主体	リスクシナリオ
危管-危機1	溶岩ドーム崩壊対応訓練	1回実施	1回実施(毎年度)	県	1-5
危管-危機2	SNSを活用した災害情報収集システム導入事業	-	導入	県	4-3
	新総合防災情報システム・Lアラート改修事業	-	導入	県	
	防災行政無線衛星系設備改修事業	予算措置	完了(R5)	県	
	震度情報ネットワークシステム更新事業	-	完了	県	
危管-危機3	長崎県防災推進員養成講座	2回開催	2回開催(毎年度)	県	8-2
	自主防災リーダーキャッチアップ研修会	予算措置	1回開催(毎年度)	県	
地域-土対1	地籍調査事業	67.3%	72.7%	市町 (現在、11市実施)	8-4
県環-水対1	大村湾南部流域下水道事業	事業実施中	事業実施中	県	2-6、6-3
福祉-福保1	地域保健医療等推進事業(地域健康危機管理対策事業)			県	2-5、2-6
	・保健医療科学院、日本公衆衛生協会が開催する研修派遣事業	3回(R1)		県	
	・DHEAT人材養成事業(養成基礎研修、リーダー養成研修)	2回(R1)	毎年度実施を維持	県	
	・保健所訓練の支援事業	2回(R1)	0回	県	
	・保健医療活動支援チームとの合同訓練事業	1回(R1)	年1回	県	
	・被災地保健所へのDHEAT応援派遣事業	1回(R1)	要請時	県	
福祉-こ未1	幼稚園耐震化緊急整備事業	81.7%(R1)	100%	県	1-1
水産-漁港1	長崎漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	1-3
	野母漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	樺島漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	式見漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	有喜漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	加津佐漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	楠泊漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	星鹿漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	阿翁浦漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	前津吉漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	宮ノ浦漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	生月漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	館浦漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	薄香湾漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	田助漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	度島漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	大根坂漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	平漁港海岸整備事業	工事施工中	完了(R5)	県	
	小値賀漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	斑漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	丸尾漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	鯛ノ浦漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	浜串漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
	岩瀬浦漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県	
奈良尾漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県		
神部漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県		
上五島漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県		
奈摩漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県		
奈留漁港海岸整備事業	-	新規事業化	県		

個 別 事 業 一 覧

事業番号	個 別 事 業 名	現 状	目 標	実 施 主 体	リスクシナリオ
水産一漁港 1	戸岐漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	1 - 3
	奥浦漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	崎山漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	荒川漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	三井楽漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	芦辺漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	大島（舌岐）漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	泉漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	小鹿漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	佐賀漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	鴨居瀬漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	三浦湾漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	阿須湾漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	豆酸漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
	久根浜漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県	
伊奈浜漁港海岸整備事業	—	新規事業化	県		
水産一漁港 2	長崎漁港整備事業	工事施工中	完了（R6）	県	5 - 6
	野母漁港整備事業	—	新規事業化	県	
	榊島漁港整備事業	—	新規事業化	県	
	式見漁港整備事業	—	新規事業化	県	
	有喜漁港整備事業	—	新規事業化	県	
	加津佐漁港整備事業	事業開始（R3）	完了（R5）	県	
	楠泊漁港整備事業	工事施工中	完了（R7）	県	
	田助漁港整備事業	事業開始（R3）	完了（R5）	県	
	前津吉漁港整備事業	事業開始（R3）	完了（R4）	県	
	薄香湾漁港整備事業	事業開始（R3）	完了（R4）	県	
	宮ノ浦漁港整備事業	—	新規事業化	県	
	生月漁港整備事業	工事施工中	完了（R5）	県	
	館浦漁港整備事業	—	新規事業化	県	
	阿翁浦漁港整備事業	工事施工中	完了（R8）	県	
	星鹿漁港整備事業	工事施工中	完了（R8）	県	
	小値賀漁港整備事業	工事施工中	完了（R11）	県	
	平漁港整備事業	工事施工中	完了（R10）	県	
	斑漁港整備事業	工事施工中	完了（R5）	県	
	神の浦漁港整備事業	—	新規事業化	県	
	大根坂漁港整備事業	—	新規事業化	県	
	度島漁港整備事業	工事施工中	完了（R5）	県	
	奥浦漁港整備事業	工事施工中	完了（R5）	県	
	三井楽漁港整備事業	—	新規事業化	県	
	奈留漁港整備事業	工事施工中	完了（R5）	県	
	崎山漁港整備事業	—	新規事業化	県	
	荒川漁港整備事業	工事施工中	完了（R4）	県	
丸尾漁港整備事業	—	新規事業化	県		
鯛ノ浦漁港整備事業	—	新規事業化	県		
奈摩漁港整備事業	—	新規事業化	県		

個別事業一覽

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクナリオ
水産一漁港 2	上五島漁港整備事業	－	新規事業化	県	5 - 6
	浜申漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	岩瀬浦漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	神部漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	佐尾漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	奈良尾漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R6)	県	
	芦辺漁港整備事業	工事施工中	完了 (R11)	県	
	大島漁港整備事業	事業開始	完了 (R6)	県	
	泉漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	阿須湾漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	久根浜漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R4)	県	
	琴漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	小鹿漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R4)	県	
	佐賀漁港整備事業	工事施工中	完了 (R5)	県	
	鴨居瀬漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R4)	県	
	三浦湾漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	一重漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県	
	伊奈漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	水崎漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	美津島漁港整備事業	－	新規事業化	県	
豆酸漁港整備事業	事業開始	完了 (R6)	県		
水産一漁港 3	長崎漁港整備事業	工事施工中	完了 (R6)	県	5 - 6
	野母漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	榊島漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	式見漁港整備事業	事業開始 (R5)	完了 (R7)	県	
	有喜漁港整備事業	工事施工中	完了 (R5)	県	
	加津佐漁港整備事業	事業開始 (R4)	完了 (R8)	県	
	楠泊漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	田助漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	前津吉漁港整備事業	事業開始 (R5)	完了 (R7)	県	
	薄香湾漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	宮ノ浦漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県	
	生月漁港整備事業	事業開始 (R7)	完了 (R9)	県	
	館浦漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県	
	阿翁浦漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R4)	県	
	星鹿漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	小値賀漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県	
	平漁港整備事業	工事施工中	完了 (R5)	県	
	斑漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	神の浦整備事業	事業開始 (R7)	完了 (R9)	県	
	大根坂漁港整備事業	事業開始 (R5)	完了 (R7)	県	
度島漁港整備事業	－	新規事業化	県		
奥浦漁港整備事業	事業開始 (R4)	完了 (R6)	県		
三井楽漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県		
奈留漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
水産－漁港 3	崎山漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	5 - 6
	荒川漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	丸尾漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	鯛ノ浦漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	奈摩漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県	
	上五島漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県	
	浜申漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	岩瀬浦漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	神部漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	佐尾漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	奈良尾漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県	
	芦辺漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R13)	県	
	大島漁港整備事業	－	新規事業化	県	
	泉漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	阿須湾漁港整備事業	工事施工中	完了 (R5)	県	
	久根浜漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	琴漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県	
	小鹿漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	佐賀漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県	
	鴨居瀬漁港整備事業	－	新規事業化	県	
三浦湾漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県		
一重漁港整備事業	事業開始 (R4)	完了 (R6)	県		
伊奈漁港整備事業	工事施工中	完了 (R4)	県		
水崎漁港整備事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県		
美津島漁港整備事業	－	新規事業化	県		
豆酸漁港整備事業	工事施工中	完了 (R6)	県		
農林－農整 1	大村北部地区 城田ため池	施工中	完了 (R4)	県	1 - 5、7 - 4
	諫早北部地区 兵糧谷ため池	施工中	完了 (R3)	県	
	西出口地区 西出口ため池	施工中	完了 (R3)	県	
	諫早北部 2 期地区 山ノ神ため池	施工中	完了 (R5)	県	
	諫早北部 2 期地区 鬼取ため池	未着手	完了 (R6)	県	
	諫早北部 2 期地区 原ため池	未着手	完了 (R6)	県	
	藤の棟地区 藤の棟ため池	施工中	完了 (R4)	県	
	赤似田地区 赤似田ため池	未着手	完了 (R6)	県	
	新地地区 新地ため池	未着手	完了 (R6)	県	
	姥ノ懐地区 姥ノ懐ため池	未着手	完了 (R8)	県	
	観音谷地区 観音谷ため池	未着手	完了 (R8)	県	
	佐尾地区 佐尾ため池	未着手	完了 (R9)	県	
	波佐見地区 舟倉ため池	未着手	完了 (R9)	県	
	波佐見地区 狸山 (上) ため池	未着手	完了 (R9)	県	
	南島原地区 五島田ため池	未着手	完了 (R4)	県	
	南島原地区 平田ため池	未着手	完了 (R5)	県	
	南島原地区 大平ため池	施工中	完了 (R3)	県	
南島原地区 新池ため池	施工中	完了 (R3)	県		
雲仙地区 赤松ため池	施工中	完了 (R3)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
農林一農整 1	雲仙地区 加例川下ため池	未着手	完了 (R5)	県	1 - 5、7 - 4
	雲仙地区 加例川上ため池	施工中	完了 (R3)	県	
	島原地区 寺中ため池	未着手	完了 (R4)	県	
	島原地区 山之内ため池	施工中	完了 (R3)	県	
	島原地区 古屋ため池	未着手	完了 (R3)	県	
	島原地区 清水ため池	未着手	完了 (R3)	県	
	島原地区 植松ため池	未着手	完了 (R7)	県	
	南島原 2 期地区 新堤ため池	未着手	完了 (R7)	県	
	南島原 2 期地区 大丸新堤ため池	未着手	完了 (R9)	県	
	南島原 2 期地区 高野ため池	未着手	完了 (R8)	県	
	雲仙 2 期地区 大久保ため池	未着手	完了 (R9)	県	
	雲仙 2 期地区 阿母山ため池	未着手	完了 (R8)	県	
	雲仙 3 期地区 岡ため池	未着手	完了 (R9)	県	
	大島地区 轟第 2 ため池	未着手	完了 (R3)	県	
	大島地区 長田 (親) ため池	未着手	完了 (R7)	県	
	大島地区 唐池ため池	未着手	完了 (R5)	県	
	大島地区 平川山ため池	未着手	完了 (R9)	県	
	佐世保地区 赤新田ため池	施工中	完了 (R4)	県	
	平戸地区 波江の本ため池	施工中	完了 (R4)	県	
	佐々地区 帽子田ため池	施工中	完了 (R3)	県	
	松浦 2 期地区 矢櫃ため池	未着手	完了 (R3)	県	
	松浦 2 期地区 中堤ため池	未着手	完了 (R5)	県	
	佐世保 2 期地区 鳥越ため池	未着手	完了 (R4)	県	
	佐世保 2 期地区 道清田ため池	施工中	完了 (R3)	県	
	佐世保 2 期地区 二反田ため池	施工中	完了 (R3)	県	
	平戸 2 期地区 鴨山ため池	未着手	完了 (R4)	県	
	平戸 2 期地区 黒岩ため池	未着手	完了 (R6)	県	
	平戸 2 期地区 平原ため池	未着手	完了 (R8)	県	
	流矢地区 流矢ため池	未着手	完了 (R4)	県	
	松浦 3 期地区 明賀谷下ため池	未着手	完了 (R7)	県	
	佐世保 3 期地区 前原ため池	未着手	完了 (R9)	県	
	平戸 3 期地区 瑞穂ため池	未着手	完了 (R8)	県	
	平戸 3 期地区 上の原ため池	未着手	完了 (R9)	県	
	松浦 3 期地区 八手原ため池	未着手	完了 (R8)	県	
	富江地区 大堤ため池	施工中	完了 (R4)	県	
	富江地区 新堤ため池	施工中	完了 (R4)	県	
	富江地区 永田上ため池	未着手	完了 (R4)	県	
	富江地区 貝ノ木越ため池	施工中	完了 (R4)	県	
	五島地区 津木ため池	未着手	完了 (R4)	県	
	五島地区 長沢ため池	未着手	完了 (R4)	県	
郷ノ浦地区 檉尾ため池	施工中	完了 (R3)	県		
郷ノ浦地区 川坂ため池	未着手	完了 (R4)	県		
郷ノ浦地区 竹ノ内ため池	未着手	完了 (R5)	県		
芦辺地区 貝畑ため池	施工中	完了 (R3)	県		
芦辺地区 川内ため池	未着手	完了 (R4)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
農林－農整1	芦辺地区 堂山ため池	未着手	完了 (R4)	県	1－5、7－4
	沓岐地区 東ノ木ため池	未着手	完了 (R5)	県	
	沓岐地区 高尾ため池	未着手	完了 (R4)	県	
	沓岐地区 木堂第二ため池	未着手	完了 (R6)	県	
	沓岐地区 辻山ため池	未着手	完了 (R7)	県	
農林－農整2	大村レインボークロード地区	施工中	完了 (R6)	県	5－6
農林－農整3	地すべり対策事業 座木地区	施工中	完了 (R3)	県	5－6
	地すべり対策事業 大野地区	事業開始 (R3)	完了 (R7)	県	
	農地耕作条件改善事業 有馬2期地区	施工中	完了 (R3)	県	
	海岸保全施設整備事業 簿山地区	施工中	完了 (R4)	県	
	海岸保全施設整備事業 大崎地区	施工中	完了 (R4)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 田平地区	施工中	完了 (R3)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 小値賀地区	事業開始 (R3)	完了 (R4)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 R3三井楽地区	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 三会原地区	施工中	完了 (R3)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 島原・深江地区	施工中	完了 (R3)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 西海第2地区	施工中	完了 (R4)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 芦辺地区	施工中	完了 (R4)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 郷ノ浦地区	施工中	完了 (R4)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 平成諫早湾干拓地区	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 小野地区	未着手	完了 (R8)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 宇久ダム地区	未着手	完了 (R8)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 鷹島ダム地区	未着手	完了 (R8)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 富江地区	未着手	完了 (R8)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 芦辺2期地区	未着手	完了 (R7)	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 郷ノ浦2期地区	未着手	完了 (R7)	県	
	地方創生道整備推進交付金 川棚西部地区	施工中	完了 (R6)	県	
	農山漁村地域整備交付金 伊木力第3地区	施工中	完了 (R4)	県	
	農山漁村地域整備交付金 立石地区	施工中	完了 (R4)	県	
	農山漁村地域整備交付金 宇良田井原地区	施工中	完了 (R5)	県	
	農山漁村地域整備交付金 久賀地区	施工中	完了 (R5)	県	
	農地中間管理機構関連農地整備事業 木田地区	施工中	完了 (R8)	県	
	農地中間管理機構関連農地整備事業 柳新田地区	事業開始 (R3)	完了 (R8)	県	
	農業競争力強化農地整備事業 駄野地区	施工中	完了 (R4)	県	
	農業競争力強化農地整備事業 寺脇地区	施工中	完了 (R6)	県	
	農業競争力強化農地整備事業 有喜南部地区	施工中	完了 (R4)	県	
	農業競争力強化農地整備事業 向月地区	施工中	完了 (R5)	県	
	農業競争力強化農地整備事業 大野地区	施工中	完了 (R8)	県	
	農業競争力強化農地整備事業 横田地区	事業開始 (R3)	完了 (R9)	県	
農業競争力強化農地整備事業 中原・寺中地区	未着手	完了 (R11)	県		
農業競争力強化農地整備事業 釜田川地区	未着手	完了 (R9)	県		
水利施設等保全高度化事業 山田原第2地区	施工中	完了 (R3)	県		
水利施設等保全高度化事業 三会原第3地区	施工中	完了 (R3)	県		
水利施設等保全高度化事業 空池原地区	施工中	完了 (R5)	県		
水利施設等保全高度化事業 見岳地区	施工中	完了 (R6)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
農林一農整3	水利施設等保全高度化事業 針陽地区	施工中	完了 (R3)	県	5 - 6
	水利施設等保全高度化事業 白崎地区	施工中	完了 (R4)	県	
	水利施設等保全高度化事業 愛津原地区	施工中	完了 (R6)	県	
	水利施設等保全高度化事業 三会原第4地区	施工中	完了 (R4)	県	
	水利施設等保全高度化事業 桃山田地区	施工中	完了 (R6)	県	
	水利施設等保全高度化事業 宮田地区	施工中	完了 (R8)	県	
	水利施設等保全高度化事業 正久寺地区	施工中	完了 (R5)	県	
	水利施設等保全高度化事業 岡南部地区	施工中	完了 (R6)	県	
	水利施設等保全高度化事業 小迎地区	施工中	完了 (R5)	県	
	水利施設等保全高度化事業 宮長地区	施工中	完了 (R5)	県	
	水利施設等保全高度化事業 面高地区	施工中	完了 (R6)	県	
	水利施設等保全高度化事業 馬場地区	施工中	完了 (R7)	県	
	水利施設等保全高度化事業 津波見地区	施工中	完了 (R11)	県	
	水利施設等保全高度化事業 富江・日の出地区	施工中	完了 (R7)	県	
	水利施設等保全高度化事業 鈴田・内倉地区	未着手	完了 (R8)	県	
	水利施設等保全高度化事業 長田東部地区	未着手	完了 (R11)	県	
	水利施設等保全高度化事業 下岳地区	未着手	完了 (R10)	県	
水利施設等保全高度化事業 長与地区	未着手	完了 (R10)	県		
農林一森整1	宗津地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R6)	県	1 - 3、1 - 5、 2 - 2、5 - 6、 7 - 6
	城山台地区復旧治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R5)	県	
	奥浦地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	大音琴地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	木場地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	石木地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	三川地区復旧治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県	
	丸田谷・皆前地区復旧治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県	
	荒瀬地区復旧治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R5)	県	
	久良原地区復旧治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R5)	県	
	長谷地区復旧治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	中岳地区復旧治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R6)	県	
	善住寺地区復旧治山事業	事業開始 (R4)	完成 (R5)	県	
	大迫地区復旧治山事業	事業開始 (R4)	完成 (R6)	県	
	霧関地区復旧治山事業	事業開始 (R6)	完成 (R7)	県	
	防ノ久地区復旧治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R6)	県	
	白石地区復旧治山事業	事業開始 (R4)	完成 (R6)	県	
	中ノ場地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	小串地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R4)	県	
	藪田地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	舟志地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	位ノ端地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	河内地区復旧治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R6)	県	
豊地区復旧治山事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県		
阿連地区復旧治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県		
布巻地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県		
溝陸地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現状	目標	実施主体	リスクシナリオ
農林一森整 1	面高地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	1-3、1-5、 2-2、5-6、 7-6
	下湯無田地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	籠原地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	福島地区緊急予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	心野地区緊急予防治山事業	事業開始 (R4)	完成 (R5)	県	
	赤坂地区緊急予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R6)	県	
	春明地区緊急予防治山事業	事業開始 (R6)	完成 (R7)	県	
	古川地区緊急予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県	
	内野地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	田平地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	山の寺地区緊急予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	飛子地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	平山地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	白新田地区緊急予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	飯岳地区緊急予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R5)	県	
	刈水地区緊急予防治山事業	事業開始 (R2)	完成 (R4)	県	
	目付石地区緊急予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	若松地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R6)	県	
	松山地区緊急予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県	
	横浦地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	津柳地区緊急予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R6)	県	
	県北部地区山地災害重点地域総合対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	平田地区奥地保安林保全緊急対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	小値賀地区海岸防災林造成事業	工事施工中 (R2)	完成 (R6)	県	
	大瀬地区地すべり防止事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	坂野地区地すべり防止事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	石倉地区地すべり防止事業	工事施工中 (R2)	完成 (R6)	県	
	雇尾地区地すべり防止事業	工事施工中 (R2)	完成 (R6)	県	
	川内谷地区地すべり防止事業	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	大抜地区地すべり防止事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	原福連地区緊急機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	湯の崎地区緊急機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	平山・大瀬地区保育事業	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	小値賀地区保育事業	事業開始 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	五島地区保育事業	工事施工中 (R1)	工事施工中 (R7)	県	
	上五島地区保育事業	工事施工中 (R1)	工事施工中 (R7)	県	
	壱岐地区保育事業	工事施工中 (R1)	工事施工中 (R7)	県	
	下小迎地区予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	中尾地区予防治山事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R6)	県	
	西泊地区予防治山事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R4)	県	
虹ヶ丘地区予防治山事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県		
木津地区予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県		
貝瀬地区予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県		
与茂作地区予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R6)	県		
岩下地区予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R5)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
農林一森整 1	奥浦地区予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	1-3、1-5、 2-2、5-6、 7-6
	矢神地区予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R6)	県	
	大瀬地区予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R4)	県	
	築地地区予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R4)	県	
	串山地区予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県	
	田地区予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	志多浦地区予防治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	西泊地区予防治山事業	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	女連地区予防治山事業	事業開始 (R6)	完成 (R7)	県	
	立石地区地域防災対策総合治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	雲仙地区地域防災対策総合治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	横道地区地域防災対策総合治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R4)	県	
	犬ヶ浦地区地域防災対策総合治山事業	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	榊地区山地防災力強化総合対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	佐賀地区山地防災力強化総合対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	轟地区奥地保安林保全緊急対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	県央地区効果促進事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	県北地区効果促進事業	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	島原地区効果促進事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	雪浦地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R4)	県	
	湯野尾地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	西長谷地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	炭小屋地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R5)	県	
	樽川内地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R5)	完成 (R7)	県	
	春日地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	馬込地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	黒髪地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R5)	完成 (R6)	県	
	古川地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	榎山地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	菰田・小川内地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	宮の浦地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	赤木地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	皆瀬地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	瀬戸越地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	迎木場地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	上野原地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R3)	県	
	檜巻地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	田原地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	内裏地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
	元触地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
田ノ平地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県		
船唐津地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県		
猪渡谷地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県		
湯河内地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県		
権田地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
農林－森整1	東宮地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R4)	県	1－3、1－5、 2－2、5－6、 7－6
	大抜地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	三軒屋地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	田平地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	辻坂地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R7)	完成 (R7)	県	
	道運寺地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	大宝地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R4)	県	
	飯ノ瀬戸地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R5)	県	
	潮道越地区機能強化・老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完成 (R2)	県	
	七目地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R5)	完成 (R6)	県	
	小串地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	立串地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	岩瀬浦地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
	久和地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R4)	完成 (R5)	県	
	島山地区機能強化・老朽化対策事業	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
	治山事業 (長崎南部地域森林計画)	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県、市町	
	治山事業 (長崎北部地域森林計画)	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県、市町	
	治山事業 (五島舌岐地域森林計画)	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県、市町	
	治山事業 (対馬地域森林計画)	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県、市町	
	農林－森整2	森林環境保全整備事業など	事業実施中 (R2)	事業実施中	
森林・山村多面的機能発揮対策交付金		事業実施中 (R2)	事業実施中		
道整備交付金 (内藪線)		事業実施中 (R2)	完成 (R4)	長崎市	
農山漁村地域整備交付金 (上五島縦貫線)		事業実施中 (R2)	完成 (R2)	長崎県	
農山漁村地域整備交付金 (南部憩坂線)		事業実施中 (R2)	完成 (R3)	長崎県	
農山漁村地域整備交付金 (川原線)		事業実施中 (R2)	完成 (R3)	五島市	
農山漁村地域整備交付金 (内閣線)		事業実施中 (R2)	完成 (R4)	五島市	
農山漁村地域整備交付金 (鶏知焼松線)		事業実施中 (R2)	完成 (R5)	対馬市	
農山漁村地域整備交付金 (賀谷塩浜線)		事業実施中 (R2)	完成 (R4)	対馬市	
農山漁村地域整備交付金 (一重鳴滝線)		事業実施中 (R2)	完成 (R5)	対馬市	
農山漁村地域整備交付金 (ザレガシ線)		事業開始 (R3)	完成 (R7)	五島市	
道整備交付金 (田代支線)		事業開始 (R3)	完成 (R6)	佐世保市	
道整備交付金 (瀬替線)		事業開始 (R3)	完成 (R6)	佐世保市	
道整備交付金 (安満岳線)		事業開始 (R3)	完成 (R5)	平戸市	
道整備交付金 (宇戸線)		事業開始 (R5)	完成 (R6)	平戸市	
農山漁村地域整備交付金 (岩谷線)		事業開始 (R4)	完成 (R11)	五島市	
農山漁村地域整備交付金 (横峯線)		事業開始 (R5)	完成 (R9)	五島市	
農山漁村地域整備交付金 (大瀬良線)		事業開始 (R5)	完成 (R9)	新上五島町	
農山漁村地域整備交付金など (林道事業)		事業実施中 (R2)	事業実施中		
土木－都市1		宅地耐震化推進事業 (第二次スクリーニング計画)	0	100%	県
	宅地耐震化推進事業 (具有施設の第二次スクリーニング調査)	0	100%	県	
土木－道建1	島原道路 (森山拡幅)	工事施工中(R2)	早期完成	国	2－2、2－4、 3－2、4－3、 5－1、5－2、 5－5、5－6、 6－4、8－4、 9－1
	西九州自動車道 (松浦佐々道路)	工事施工中(R2)	早期完成	国	
	東彼杵道路	-	新規事業化	国	
	島原道路 (長野～栗面工区)	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	
	島原道路 (出平有明バイパス)	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一建1	西彼杵道路（時津工区）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	2-2、2-4、 3-2、4-3、 5-1、5-2、 5-5、5-6、 6-4、8-4、 9-1
	島原道路（瑞穂吾妻バイパス）	用地取得中(R2)	完成(R7)	県	
	島原道路（有明瑞穂バイパス）	測量設計中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町）	-	新規事業化	県	
	西彼杵道路（大串～日並間）	-	新規事業化	県	
	九州横断自動車道（4車線化）（長崎～長崎芒塚間）	工事施工中(R2)	完成(R3)	西日本高速道路㈱	
	西九州自動車道（4車線化）（佐々～佐世保大塔間）	工事施工中(R2)	工事施工中(R7)	西日本高速道路㈱	
	西九州自動車道（4車線化）（佐世保大塔～武雄南間）	-	新規事業化	西日本高速道路㈱	
土木一建2	一般国道34号（大村拡幅）	工事施工中(R2)	早期完成	国	2-2、2-4、 3-2、4-3、 5-1、5-2、 5-5、5-6、 6-4、8-4、 9-1
	一般国道34号（大村諫早拡幅）	測量設計中(R2)	早期完成	国	
	一般国道205号（針尾バイパス4車線化）	工事施工中(R2)	早期完成	国	
	一般国道206号（時津工区）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	
	一般国道499号（栄上拡幅）	工事施工中(R2)	完成(R5)	県	
	一般国道499号（岳路拡幅）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	
	一般国道324号（滑川工区）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	
	一般国道207号（佐瀬拡幅）	事業開始(R3)	工事施工中(R7)	県	
	一般県道207号（東長田拡幅）	用地取得中(R2)	完成(R7)	県	
	一般国道389号（国見拡幅）	工事施工中(R2)	完成(R7)	県	
	一般国道389号（多比良バイパス）	工事施工中(R2)	完成(R5)	県	
	一般国道389号（坂上下拡幅）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	
	一般国道251号（小川交差点）	用地取得中(R2)	完成(R4)	県	
	一般国道202号（浦頭拡幅）	工事施工中(R2)	完成(R7)	県	
	一般国道383号（草積拡幅）	工事施工中(R2)	完成(R6)	県	
	一般国道384号（黒瀬拡幅）	用地取得中(R2)	完成(R4)	県	
	一般国道384号（白魚バイパス）	測量設計中(R2)	完成(R5)	県	
	一般国道384号（青方拡幅）	測量設計中(R2)	完成(R7)	県	
	一般国道382号（畠ヶ浦バイパス）	測量設計中(R2)	完成(R6)	県	
	一般国道382号（美止々～佐護バイパス）	測量設計中(R2)	完成(R7)	県	
	一般国道382号（櫻滝拡幅）	工事施工中(R2)	完成(R7)	県	
	主要地方道長崎南環状線（新戸町～江川町工区）	工事施工中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	主要地方道野母崎宿線（飯香浦工区）	用地取得中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	主要地方道神ノ浦港長浦線（神浦向工区）	工事施工中(R2)	完成(R5)	県	
	一般県道奥ノ平時津線（日並工区）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	
	主要地方道諫早飯盛線（土師野尾～飯盛工区）	測量設計中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	主要地方道諫早飯盛線（栗面工区）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	
	主要地方道有喜本諫早停車場線（松里工区）	測量設計中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	一般県道諫早外環状線（長野工区）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	
	一般県道諫早外環状線（栗面工区）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	
	一般県道久山港線（久山工区）	工事施工中(R2)	完成(R5)	県	
	一般県道富川溪線（富川工区）	用地取得中(R2)	完成(R4)	県	
一般県道田結久山線（飯盛里工区）	測量設計中(R2)	工事施工中(R7)	県		
主要地方道小浜北有馬線（大亀～矢代工区）	工事施工中(R2)	工事施工中(R7)	県		
一般県道礫石原松尾町停車場線（西工区）	用地取得中(R2)	完成(R5)	県		
一般県道礫石原松尾町停車場線（大手原工区）	用地取得中(R2)	完成(R4)	県		
一般県道雲仙有家線（中山工区）	用地取得中(R2)	完成(R6)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一建2	主要地方道佐々鹿町江迎線（鹿町工区）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	2-2、2-4、 3-2、4-3、 5-1、5-2、 5-5、5-6、 6-4、8-4、 9-1
	主要地方道佐々鹿町江迎線（楠泊～矢岳工区）	工事施工中(R2)	完成(R5)	県	
	主要地方道佐世保吉井松浦線（栢木工区）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	
	主要地方道平戸田平線（田平工区）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	
	主要地方道平戸田平線（向月工区）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	
	一般県道平瀬佐世保線（広田工区）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	
	一般県道平瀬佐世保線（早岐工区）	事業開始(R3)	工事施工中(R7)	県	
	一般県道嬉野川棚線（木場工区）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	
	一般県道佐世保世知原線（板山工区）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	
	一般県道俵ヶ浦日野線（赤崎工区）	測量設計中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	一般県道以善田平港線（坊田工区）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	
	一般県道ハウステンボス線（ハウステンボス工区）	測量設計中(R2)	完成(R6)	県	
	一般県道南風崎停車場指方線（指方工区）	測量設計中(R2)	完成(R6)	県	
	一般県道星鹿港線（御厨工区）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	
	一般県道上志佐今福停車場線（今福工区）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	
	主要地方道玉之浦大宝線（立谷工区）	測量設計中(R2)	完成(R5)	県	
	主要地方道福江空港線（上大津工区）	工事施工中(R2)	完成(R4)	県	
	主要地方道福江空港線（上大津Ⅱ工区）	測量設計中(R2)	完成(R6)	県	
	主要地方道福江富江線（浜工区）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県	
	主要地方道福江富江線（吉田工区）	事業開始(R3)	工事施工中(R7)	県	
	一般県道玉之浦岐宿線（幾久山工区）	用地取得中(R2)	完成(R4)	県	
	主要地方道有川新魚目線（榎津工区）	工事施工中(R2)	完成(R7)	県	
	主要地方道有川新魚目線（青砂ヶ浦工区）	工事施工中(R2)	完成(R5)	県	
	一般県道渡良浦初瀬線（坪触工区）	工事施工中(R2)	完成(R5)	県	
	一般県道渡良浦初瀬線（渡良浦工区）	用地取得中(R2)	完成(R5)	県	
	一般県道湯ノ本芦辺線（中野～芦辺工区）	測量設計中(R2)	完成(R6)	県	
	主要地方道巖原豆酸美津島線（尾浦～安神工区）	工事施工中(R2)	完成(R6)	県	
	主要地方道巖原豆酸美津島線（吹崎工区）	測量設計中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	主要地方道上対馬豊玉線（位ノ端工区）	測量設計中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	一般県道大浦比田勝線（豊工区）	測量設計中(R2)	完成(R6)	県	
一般県道比田勝港線（西泊工区）	用地取得中(R2)	完成(R7)	県		
都市計画道路滑石町線（大神宮工区）	工事施工中(R2)	完成(R6)	県		
都市計画道路池田沖田線（竹松工区）	工事施工中(R2)	完成(R3)	県		
都市計画道路新山本町線	工事施工中(R2)	完成(R4)	県		
都市計画道路春日瀬戸越線	事業開始(R3)	工事施工中(R7)	県		
土木一建1	一般国道499号電線共同溝事業	工事施工中 (R1)	完了 (R3)	県	1-1、1-3、 1-6、2-2、 2-4、3-2、 4-1、5-5、 6-4
	一般国道207号電線共同溝事業	工事施工中 (R1)	完了 (R5)	県	
	一般国道382号電線共同溝事業	工事施工中 (R1)	完了 (R5)	県	
	一般国道204号電線共同溝事業	工事施工中 (R1)	工事施工中 (R7)	県	
	一般国道251号電線共同溝事業	事業開始 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	一般国道206号電線共同溝事業	工事施工中 (R1)	工事施工中 (R7)	県	
	主要地方道長崎空港線電線共同溝事業	工事施工中 (R1)	完了 (R5)	県	
	一般県道長崎式見港線電線共同溝事業	工事施工中 (R1)	完了 (R4)	県	
	一般国道444号電線共同溝事業	工事施工中 (R1)	工事施工中 (R7)	県	
	一般県道田ノ浦平戸港線電線共同溝事業	事業開始 (R2)	工事施工中 (R7)	県	

個別事業一覽

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一道路2	一般国道202号道路災害防除事業 (長崎市)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	2-1、2-2、 3-2、4-3、 5-5、6-4、 9-1
	一般国道499号道路災害防除事業 (長崎市戸町～以下宿町)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	主要地方道野母崎道路災害防除事業 (長崎市宮宿町～飯香浦町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般国道324号道路災害防除事業 (長崎市田上町～茂木町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道長崎式見港線道路災害防除事業 (長崎市向町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道東長崎長与線道路災害防除事業 (長崎市畦別当町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道南環状線道路災害防除事業 (長崎市新戸町)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般県道長崎漁港村松線道路災害防除事業 (長崎市松崎町)	工事中 (R1)	完成 (R1)	県	
	一般県道形上宮浦港線道路災害防除事業 (西海市西彼町)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般県道多良岳公園線道路災害防除事業 (諫早市高来町)	工事中 (R2)	完成 (R4)	県	
	一般国道202号道路災害防除事業 (佐世保市～西海市)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般国道206号道路災害防除事業 (西海市西彼町)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般県道俵ヶ浦日野線道路災害防除事業 (佐世保市庵ノ浦町～赤崎町)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般県道佐世保世知原線道路災害防除事業 (佐世保市知見寺町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道南風崎停車場指方線道路災害防除事業 (佐世保市指方町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道奥ノ平時津線道路災害防除事業 (西海市西彼町)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	主要地方道佐世保日野松浦線災害防除事業 (佐世保市皆瀬町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道七ヶ釜西彼線道路災害防除事業 (西海市西海町～西彼町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道平戸田平線道路災害防除事業 (平戸市野子町～春日町)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	主要地方道佐々鹿町江迎線道路災害防除事業 (佐世保市小佐々町～鹿町町)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般国道251号道路災害防除事業 (雲仙市南串山町～南島原市加津佐町)	工事中 (R1)	一部完成 (R3)	県	
	一般国道251号道路災害防除事業 (南島原市加津佐町～西有家町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般国道251号道路災害防除事業 (雲仙市小浜町～南串山町)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般国道251号道路災害防除事業 (雲仙市国見町～南串山町)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般国道389号道路災害防除事業 (雲仙市国見町～南島原市南有馬町)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般県道北野千々石線道路災害防除事業 (雲仙市小浜町～千々石町)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般県道雲仙千々石線道路災害防除事業 (雲仙市千々石町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道平石千々石線道路災害防除事業 (雲仙市千々石町)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般国道384号道路災害防除事業 (五島市玉之浦町)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	主要地方道福江富江線道路災害防除事業 (五島市三尾野町～増田町)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	主要地方道富江岐宿線道路災害防除事業 (五島市富江町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道玉之浦岐宿線道路災害防除事業 (五島市玉之浦町)	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	一般県道奈留島線道路災害防除事業 (五島市奈留町)	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	一般県道日ノ島猿浦線道路災害防除事業 (新五島町間伏郷～若松郷)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道佐尾港線道路災害防除事業 (新上五島町奈良尾郷)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般県道岩瀬浦港線道路災害防除事業 (新上五島町岩瀬浦郷)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道太田有川港線道路災害防除事業 (新上五島町太田郷～有川郷)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	主要地方道上五島空港線道路災害防除事業 (新上五島町小河原郷)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道有川魚目線道路災害防除事業 (新上五島町稷津郷～似田首郷)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般県道津和崎立串線道路災害防除事業 (新上五島町立串郷～津和崎郷)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
一般県道湯ノ本戸辺線道路災害防除事業 (壱岐市戸辺町)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一道路2	一般国道382号道路災害防除事業 (荻崎市勝本町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	2-1、2-2、 3-2、4-3、 5-5、6-4、 9-1
	一般県道渡良浦初瀬線道路災害防除事業 (荻崎市石田町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道勝本石田線道路災害防除事業 (荻崎市勝本町～芦辺町)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	主要地方道木坂佐賀線道路災害防除事業 (対馬市峰町)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	主要地方道厳原豆飯美津島線道路災害防除事業 (対馬市厳原町～美津島町)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	主要地方道棧原小茂田線道路災害防除事業 (対馬市厳原町)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般県道瀬浦厳原港線道路災害防除事業 (対馬市厳原町)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般国道382号道路災害防除事業 (対馬市上対馬町～上県町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道上対馬豊玉線道路災害防除事業 (対馬市上対馬町)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	主要地方道上県小鹿港線道路災害防除事業 (対馬市上県町～上対馬町)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般県道鹿見港線道路災害防除事業 (対馬市上県町)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般県道舟志宮原線道路災害防除事業 (対馬市上県町)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般県道比田勝港線道路災害防除事業 (対馬市上対馬町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道舟志須奈線道路災害防除事業 (対馬市上対馬町～上県町)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般国道207号道路災害防除事業 (長与町岡郷)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般県道田結久山線道路災害防除事業 (諫早市久山町)	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	一般県道松島循環線道路災害防除事業 (西海市大瀬戸町)	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	一般県道扇山公園線道路災害防除事業 (西海市大瀬戸町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道千綿溪線道路災害防除事業 (東彼杵町八反田郷)	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	主要地方道佐世保吉井松浦線道路災害防除事業 (佐世保市吉井町)	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	一般国道204号道路災害防除事業 (佐々町～松浦市今福町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道獅子津吉線道路災害防除事業 (平戸市神ノ川町)	事業開始 (R3)	完成 (R6)	県	
	主要地方道福江荒川線道路災害防除事業 (五島市玉之浦町)	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	一般県道河務福江線道路災害防除事業 (五島市岐宿町)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般国道384号道路災害防除事業 (新上五島町奈良尾郷～荒川郷)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般県道青方港魚目線道路災害防除事業 (新上五島町生奈摩郷)	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県	
	一般県道初瀬印通寺線道路災害防除事業 (荻崎市郷ノ浦町)	事業開始 (R3)	完成 (R5)	県	
	一般県道唐崎岬線道路災害防除事業 (対馬市豊玉町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
一般国道382号道路災害防除事業 (対馬市峰町～厳原町)	事業開始 (R3)	完成 (R5)	県		
一般県道大浦比田勝線道路災害防除事業 (対馬市上対馬町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県		
土木一道路3	一般国道202号道路災害防除事業 (蝶ヶ崎トンネル、飽ノ浦トンネル、小江小浦トンネル、板浦トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	2-1、2-2、 3-2、4-3、 5-5、6-4、 9-1
	主要地方道南環状線道路災害防除事業 (魚見山トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	主要地方道長崎畝刈線道路災害防除事業 (滑石トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般県道長崎式見港線道路災害防除事業 (宮摺トンネル、式見隧道)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般県道伊王島香焼線道路災害防除事業 (香焼トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般県道長崎芒塚インター線道路災害防除事業 (日見トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般国道444号道路災害防除事業 (平谷黒木トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般県道田結久山線道路災害防除事業 (花ノ木トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般国道389号道路災害防除事業 (吹越トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般県道北野千々石線道路災害防除事業 (富津トンネル、千々石第一トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	主要地方道柚木三川内線道路災害防除事業 (川谷トンネル、里美トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクナリオ
土木一道路3	主要地方道栗木吉井線道路災害防除事業 (小塚岳トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	2-1、2-2、 3-2、4-3、 5-5、6-4、 9-1
	主要地方道佐世保吉井松浦線道路災害防除事業 (妙観寺トンネル、子産坂トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	主要地方道佐々鹿町江迎線道路災害防除事業 (歌ヶ浦トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	主要地方道大島太和田線道路災害防除事業 (呼子トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般国道384号道路災害防除事業 (丹奈トンネル、高浜トンネル、大曲トンネル、打折第一トンネル、打折第二トンネル、打折第三トンネル、白良ヶ浜トンネル、大川原トンネル、川原浦トンネル、こんびらトンネル、今里トンネル、荒川トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	主要地方道福江富江線道路災害防除事業 (増田トンネル、地蔵坂トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	主要地方道福江荒川線道路災害防除事業 (猪掛トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般県道玉之浦岐宿線道路災害防除事業 (折口トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般県道奈留島線道路災害防除事業 (遠命寺トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	主要地方道勝本石田線道路災害防除事業 (大石トンネル、山形トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般国道382号道路災害防除事業 (豊玉トンネル、賀谷トンネル、八割トンネル、鶏知トンネル、浪人坂トンネル、小室トンネル、大久保トンネル、厳原トンネル、新弓張トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	主要地方道上対馬豊玉線道路災害防除事業 (地蔵峠トンネル、志多賀トンネル、シナエトンネル、千尋瀬トンネル、長江トンネル、アノセ坂トンネル、琵琶坂トンネル、鳴滝トンネル、小鹿トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	主要地方道厳原豆酸美津島線道路災害防除事業 (安神トンネル、阿連坂トンネル、一倉坂トンネル、新久田トンネル、向山トンネル、久田トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	主要地方道木坂佐賀線道路災害防除事業 (新佐賀トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般県道唐崎岬線道路災害防除事業 (卯麦トンネル、ハロウ坂トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般県道大浦比田勝線道路災害防除事業 (泉隧道、ひとつばたごトンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	一般県道津和崎立串線道路災害防除事業 (高峯トンネル)	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
土木一道路4	一般国道382号橋梁補修事業 (清水橋、万関橋、大船越橋、戸ヶ浦2号ボックス、馬場先橋)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	2-1、2-2、 3-2、4-3、 5-5、6-4、 9-1
	一般国道383号橋梁補修事業 (大狩橋、平戸大橋、大狩橋、ボックス、江立橋、種田橋、千里ヶ浜2号、千里ヶ浜1号)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般国道251号橋梁補修事業 (矢上大橋、今木場橋、金洗橋、瑞穂橋、島原深江道路橋、中尾川大橋、三杉大橋、新栄橋、浜中橋、無名橋3、権現橋)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般国道204号橋梁補修事業 (高岩橋、松浦大橋、春日町歩道橋、岩川町歩道橋、江迎橋、江迎ボックス、口石橋、妙見橋、甲頭橋側道橋、浦橋側道橋上、蓮田橋側道橋下、甲猪新田橋)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般国道202号橋梁補修事業 (稲佐橋、西海橋、木場橋側道橋、荒川橋、四谷河内橋、新神浦橋、木場橋側道橋、宝町歩道橋、無名橋)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
	主要地方道若松白魚線橋梁補修事業 (若松大橋)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	主要地方道平戸生月線橋梁補修事業 (生月大橋)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	主要地方道佐々鹿町江迎線橋梁補修事業 (楠泊橋、祝ヶ浦橋、戸ノ崎橋)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	主要地方道崎戸大島線橋梁補修事業 (崎戸橋、中戸大橋、本郷橋)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道郷ノ浦港線橋梁補修事業 (郷ノ浦大橋)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道栗木吉井線橋梁補修事業 (吉井橋)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	主要地方道上五島空港線橋梁補修事業 (頭ヶ島大橋、無名橋)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	主要地方道大島太和田線橋梁補修事業 (大島大橋)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道斑浜津線橋梁補修事業 (斑大橋)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道鷹島肥前線橋梁補修事業 (鷹島肥前大橋)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道佐世保鹿町線橋梁補修事業 (相浦港大橋、沖見橋、津豆屋橋)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道伊王島香焼線橋梁補修事業 (伊王島大橋)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
一般県道脇岬樺島線橋梁補修事業 (樺島大橋)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県		
一般県道日ノ島猿浦線橋梁補修事業 (漁生浦橋)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一道路4	一般県道小ヶ倉田上線橋梁補修事業 (小ヶ倉橋1号橋、新戸町歩道橋)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	2-1、2-2、 3-2、4-3、 5-5、6-4、 9-1
	一般県道喜内瀬鍋串辻線橋梁補修事業 (福島大橋、無名橋2)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般国道384号橋梁補修事業 (鯉川橋、赤崎橋(旧)、布浦橋、無名橋、無名橋)	事業開始 (R2)	完成 (R3)	県	
	一般国道207号橋梁補修事業 (元釜橋、長田橋、無名橋)	事業開始 (R2)	完成 (R3)	県	
	一般国道206号橋梁補修事業 (銭座橋、大子橋、大江橋、六地藏歩道橋、岩屋歩道橋、無名橋、柚香橋)	事業開始 (R2)	完成 (R3)	県	
	主要地方道佐世保日野松浦線橋梁補修事業 (床並橋)	事業開始 (R2)	完成 (R3)	県	
	主要地方道川棚有田線橋梁補修事業 (江川橋、新橋、丸尾橋)	事業開始 (R2)	完成 (R6)	県	
	主要地方道上対馬豊玉線橋梁補修事業 (坂ノ口橋、宿橋、榎2号ボックス、小学橋、ボックス2)	事業開始 (R2)	完成 (R5)	県	
	主要地方道厳原豆殿美津島線橋梁補修事業 (久根橋、一の谷橋、コオロシ橋、無名橋)	事業開始 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般県道南崎崎停車場指方線橋梁補修事業 (新針尾橋)	事業開始 (R2)	完成 (R3)	県	
	一般県道長崎式見港線橋梁補修事業 (浦上川高架橋)	事業開始 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般県道河務福江線橋梁補修事業 (戸岐大橋、第2戸崎橋)	事業開始 (R2)	完成 (R6)	県	
	一般国道499号橋梁補修事業 (瓜生橋、無名橋、無名橋)	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	主要地方道有川奈良尾線橋梁補修事業 (無名橋、無名橋、浦橋)	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	主要地方道野母崎宿線橋梁補修事業 (無名橋、無名橋)	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	主要地方道獅子津吉線橋梁補修事業 (くしの橋、ボックス、ボックス)	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	主要地方道諫早飯盛線橋梁補修事業 (山口橋)	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁補修事業 (下の橋、宮崎橋)	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	主要地方道香焼江川線橋梁補修事業 (無名橋)	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	主要地方道愛野島原線橋梁補修事業 (狸山橋)	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	一般県道野田島原線橋梁補修事業 (北浦橋)	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	一般県道北野千々石線橋梁補修事業 (上町橋)	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	一般県道平瀬佐世保線橋梁補修事業 (金石橋)	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	一般県道佐世保世知原線橋梁補修事業 (上野原橋)	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	一般県道嬉野川棚線橋梁補修事業 (桜追橋)	事業開始 (R4)	完成 (R4)	県	
	主要地方道平戸田平線橋梁補修事業 (1号ボックス(河川)、2号ボックス(人道)、飯田橋)	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	主要地方道大村嬉野線橋梁補修事業 (無名橋、大切間橋、第二郡岳橋、第三六ヶ宗橋、第二六ヶ宗橋)	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	主要地方道棧原小茂田線橋梁補修事業 (つるの橋、床谷橋)	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	主要地方道壱岐空港線橋梁補修事業 (筒城橋)	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	一般県道俵浦日野線橋梁補修事業 (庵ノ浦無名橋、小島橋)	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	一般県道奈留島線橋梁補修事業 (無名橋、青木浦橋、殿口橋(旧道))	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	一般県道志方江迎線橋梁補修事業 (忠古谷橋)	事業開始 (R5)	完成 (R5)	県	
	一般国道444号橋梁補修事業 (久良原橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
	一般国道324号橋梁補修事業 (無名橋、城山橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
主要地方道柚木三川内線橋梁補修事業 (曲目橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県		
主要地方道有川新魚目線橋梁補修事業 (無名橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県		
主要地方道東長崎長与線橋梁補修事業 (三号橋、四号橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県		
主要地方道長崎多良見線橋梁補修事業 (坂井出橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県		
主要地方道上県小鹿港線橋梁補修事業 (関ノ川橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県		
一般県道諫早停車場線橋梁補修事業 (諫早駅前横断歩道橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県		
一般県道長崎芒塚インター線橋梁補修事業 (高野町歩道橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一道維4	一般県道諫早多良岳線橋梁補修事業 (無名橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	2-1、2-2、 3-2、4-3、 5-5、6-4、 9-1
	一般県道唐崎岬線橋梁補修事業 (唐洲橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
	一般県道星鹿港線橋梁補修事業 (神園橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
	一般県道舟志宮原線橋梁補修事業 (御獄橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
	一般県道黒瀬馬込港線橋梁補修事業 (恵比寿橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
	一般県道久賀島線橋梁補修事業 (BOX)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
	一般県道大村外環状線橋梁補修事業 (諏訪の前橋)	事業開始 (R6)	完成 (R6)	県	
土木一道維5	一般国道202号 (福田本町)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	1-3
	一般国道202号 (長崎駅前)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道奥ノ平時津線 (火籠)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道長崎多良見線 (平木場)	調査中 (R1)	完成 (R6)	県	
	主要地方道野母崎宿線 (野母)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道昭和馬町線 (馬町)	事業開始 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般国道206号 (琴海パーキング)	事業開始 (R2)	完成 (R3)	県	
	一般国道207号 (宇都)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般国道251号 (有喜)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般国道207号 (長田)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般国道207号 (伊木力)	調査中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般国道444号 (久良原)	調査中 (R1)	完成 (R6)	県	
	主要地方道大村貝津線 (西部)	調査中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般国道202号 (有福)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道川棚有田線 (中組)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般県道重尾長畑線 (城間)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般国道204号 (田原)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道佐世保世知原線 (田原)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道平瀬佐世保線 (広田)	調査中 (R1)	完成 (R7)	県	
	一般国道498号 (柚木)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道重尾長畑線 (宮)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道佐世保嬉野線 (宿)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般国道204号 (西江迎)	工事中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般国道204号 (口石)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般国道204号 (調川)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般国道383号 (水垂～中野大久保)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道佐世保吉井松浦線 (下直谷)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道平戸田平線 (山中)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	主要地方道鹿町江迎線 (歌ヶ浦)	調査中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般国道383号 (宝亀)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般国道204号 (小手田)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道佐々鹿町江迎線 (白ノ浦)	工事中 (R1)	完成 (R3)	県	
一般国道202号 (雪ノ浦憩いの広場)	事業開始 (R2)	完成 (R3)	県		
一般国道251号 (布津新田)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一道維5	一般国道251号 (木指～金浜)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般国道251号 (亀の甲～大手原)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般国道251号 (片町)	事業開始 (R2)	完成 (R6)	県	
	一般国道251号 (後山～板引)	工事中 (R1)	完成 (R2)	県	
	一般国道251号 (多比良)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道雲仙深江線 (深江)	調査中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般県道北野千々石線 (対向車接近装置)	調査中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般国道251号 (権田パーキング)	事業開始 (R2)	完成 (R3)	県	
	主要地方道富江岐宿線 (松尾)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般県道大浜福江線 (下崎山)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道福江富江線 (本山)	調査中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般県道貝津岳浜ノ畔線 (里)	調査中 (R1)	完成 (R5)	県	
	主要地方道有川新魚目線 (小串)	調査中 (R1)	完成 (R5)	県	
	一般県道日ノ島猿浦線 (若松)	事業開始 (R2)	完成 (R4)	県	
	一般国道382号 (池田東)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	主要地方道勝本石田線 (諸吉)	調査中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般国道382号 (宮谷)	調査中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般国道382号 (中村)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般国道382号 (鶏知～千馬ヶ原)	調査中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般国道382号 (万閑憩いの広場)	事業開始 (R2)	完成 (R3)	県	
	主要地方道徹原豆酸美津島線 (門型標識補修)	事業開始 (R2)	完成 (R2)	県	
	一般国道382号 (御岳公園)	事業開始 (R2)	完成 (R2)	県	
	一般県道嬉野川棚線 (石木)	工事中 (R1)	完成 (R4)	県	
	一般国道207号主要地方道大村貝津線 (自転車走行環境整備)	調査中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般国道384号主要地方道若松白魚線主要地方道有川新魚目線主要地方道上五島空港線 一般県道青方港魚目線 主要地方道福江空港線 主要地方道福江富江線 一般県道大浜福江線 一般県道河務福江線 一般県道貝津岳浜ノ畔線	調査中 (R1)	完成 (R3)	県	
	一般国道206号 (子々川工区)	用地取得中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般国道382号 (平人触工区)	工事中 (R1)	完成 (R6)	県	
	主要地方道佐世保嬉野線 (新行江工区)	用地取得中 (R1)	完成 (R6)	県	
	主要地方道東長崎長与線 (間の瀬工区)	用地取得中 (R1)	完成 (R6)	県	
	一般国道202号 (小浦工区)	事業開始 (R3)	事業中 (R8)	県	
	一般県道小長井線 (小川原浦工区)	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県	
	主要地方道佐世保嬉野線 (深添工区)	事業開始 (R3)	事業中 (R8)	県	
	一般県道佐世保鹿町線 (田原～平原工区)	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県	
	一般国道204号 (平戸口工区)	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県	
一般県道島原湊停車場線 (津町工区)	事業開始 (R3)	完成 (R6)	県		
一般国道251号 (平江工区)	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県		
主要地方道上五島空港線 (上有川工区)	事業開始 (R3)	事業中 (R8)	県		
一般国道382号 (東触～本村触工区)	事業開始 (R3)	完成 (R7)	県		

個別事業一覽

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一道路5	自転車走行環境整備事業 (島原市他2市)	事業開始 (R3)	完成 (R5)	県	1-3
土木一道路6	一般国道202号舗装補修事業 (長崎市永田町~三重田町)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	2-1、2-2、 3-2、5-5、 6-4、9-1
	一般国道206号舗装補修事業 (長与町)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般国道251号舗装補修事業 (長崎市)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般国道499号舗装補修事業 (長崎市三和町~江川町)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般都道府県道小ヶ倉田上線舗装補修事業 (長崎市)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	主要地方道東長崎長与線舗装補修事業 (長与町)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般県道長与大橋町線舗装補修事業 (長崎市文教町~昭和町)	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	一般国道207号舗装補修事業 (諫早市)	工事施工中 (R2)	完成 (R7)	県	
	一般国道251号舗装補修事業 (諫早市)	工事施工中 (R2)	完成 (R7)	県	
	一般国道444号舗装補修事業 (大村市)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	主要地方道有喜本諫早停車場線舗装補修事業 (諫早市)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般国道202号舗装補修事業 (佐世保市)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般国道204号舗装補修事業 (佐世保市~佐々町)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般国道206号舗装補修事業 (西海市)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般国道202号舗装補修事業 (西海市)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般国道204号舗装補修事業 (松浦市~平戸市)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般国道383号舗装補修事業 (岩の上)	事業開始 (R3)	完成 (R4)	県	
	一般国道251号舗装補修事業 (雲仙市~南島原市)	工事施工中 (R2)	完成 (R5)	県	
	一般国道384号舗装補修工事 (五島市)	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
	一般国道384号舗装補修工事 (新上五島町)	事業開始 (R3)	完成 (R3)	県	
道路舗装調査事業 (路面性状調査、路面下空洞調査)	事業中 (R2)	事業中 (R3)	県		
土木一道路7	西海橋公園長寿命化対策事業	工事中 (R1)	完了 (R10)	県	3-2
	県立総合運動公園長寿命化対策事業	工事中 (R1)	完了 (R10)	県	
	平戸公園長寿命化対策事業	工事中 (R1)	完了 (R10)	県	
	田平公園長寿命化対策事業	工事中 (R1)	完了 (R10)	県	
	百花台公園長寿命化対策事業	工事中 (R1)	完了 (R10)	県	
土木一港湾1	長崎港改修事業	事業開始 (R2)	一部完成(R7)	県	2-5
	川棚港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R6)	県	
	松浦港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R6)	県	
土木一港湾2	長崎港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	国・県	2-1、2-2、 2-4、3-2、 5-1、5-4、 5-5、5-6、 6-4、9-1
	厳原港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	国・県	
	郷ノ浦港改修事業	-	新規事業化	県	
	多比良港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	島原港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	口ノ津港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R4)	県	
	高島港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	池島港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	瀬戸港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R4)	県	
	松島港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	肥前大島港改修事業	完了(R2)	-	県	
	大村港改修事業	事業開始(R2)	一部完成(R7)	県	
	松浦港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R6)	県	

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一港湾2	比田勝港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	2-1、2-2、 2-4、3-2、 5-1、5-4、 5-5、5-6、 6-4、9-1
	勝本港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R5)	県	
	有川港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	相の浦港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R4)	県	
	富江港改修事業	完了(R2)	-	県	
土木一港湾3	長崎港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	5-6
	厳原港改修事業	工事施工中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	郷ノ浦港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	福江港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R5)	県	
	小長井港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	島原港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	堂崎港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	須川港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	口ノ津港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	茂木港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	瀬戸港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R4)	県	
	肥前大島港改修事業	完了(R2)	-	県	
	川棚港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	早岐港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	平戸港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	調川港改修事業	-	新規事業化	県	
	福島港改修事業	-	新規事業化	県	
	比田勝港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R6)	県	
	鹿見港改修事業	事業開始(R2)	完了(R6)	県	
	佐須奈港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R6)	県	
	小茂田港改修事業	事業開始(R2)	完了(R6)	県	
	勝本港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	印通寺港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	青方港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R5)	県	
相の浦港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県		
玉ノ浦港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R3)	県		
土木一港湾4	長崎港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	2-1、2-2、 2-4、3-2、 5-4、5-5、 5-6、6-4、 9-1
	厳原港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	郷ノ浦港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	福江港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	小長井港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	西郷港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	神代港改修事業	工事施工中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	多比良港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	島原港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	堂崎港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	須川港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	口ノ津港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	茂木港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	

個別事業一覽

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一港湾4	脇岬港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	2-1、2-2、 2-4、3-2、 5-4、5-5、 5-6、6-4、 9-1
	伊王島港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	神ノ浦港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	池島港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	高島港改修事業	事業着手(R3)	完了(R7)	県	
	瀬戸港改修事業	工事施工中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	彼杵港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	川棚港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R4)	県	
	早岐港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	臼ノ浦港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	江迎港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	田平港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	調川港改修事業	事業着手(R3)	完了(R7)	県	
	川内港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	平戸港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R2)	県	
	松浦港改修事業	工事施工中(R2)	工事施工中(R7)	県	
	福島港改修事業	-	新規事業化	県	
	大島港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	仁位港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	佐須奈港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R6)	県	
	竹敷港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	勝本港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	印通寺港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	榎津港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県	
	有川港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
	若松港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県	
郷ノ首港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県		
青方港改修事業	工事施工中(R2)	一部完成(R7)	県		
相の浦港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R4)	県		
椀島港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R3)	県		
富江港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R7)	県		
玉ノ浦港改修事業	工事施工中(R2)	完了(R3)	県		
土木一港湾5	長崎港海岸高潮対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	1-3、2-1、 2-2、2-4、 3-2、4-1、 5-5、6-4、 8-5、9-1
	東望港海岸高潮対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	島原港海岸高潮対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県	
	小浜港海岸高潮対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R7)	県	
	面高港海岸高潮対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	福島港海岸高潮対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	玉ノ浦港海岸高潮対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R7)	県	
	形上海岸高潮対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県	
	年崎海岸高潮対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	県	
	香焼西海岸高潮対策事業	-	新規事業化	県	
土木一港湾6	高島海岸老朽化対策事業	事業開始 (R2)	完了 (R7)	県	1-3、2-1、 6-5、8-5
	亀浦海岸老朽化対策事業	事業開始 (R2)	完了 (R7)	県	
	榎津海岸老朽化対策事業	事業開始 (R2)	工事施工中 (R7)	県	

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクナリオ
土木-港湾6	貝鮒海岸老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	県	1-3、2-1、 6-5、8-5
	濃部海岸老朽化対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	島山海岸老朽化対策事業	事業開始 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	位ノ端海岸老朽化対策事業	事業開始 (R2)	完了 (R6)	県	
	海岸長寿命化計画策定事業	-	完了 (R5)	県	
土木-河川1	本明川ダム建設事業	工事実施中	早期完成	国	1-4
	石木ダム建設事業	工事実施中	早期完成	県	
	長崎水害緊急ダム事業 (浦上ダム)	設計中	早期完成	県	
土木-河川2	式見ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	6-5
	黒浜ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	中山ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	長与ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	鹿尾ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	小ヶ倉ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	鳴見ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	西山ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	中尾ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	宮崎ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	高浜ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	本河内高部ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	本河内低部ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	神浦ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	萱瀬ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	土師野尾ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	船津ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	伊木カダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	つづらダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	笛吹ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	青方ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	宮ノ川ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	勝本ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	永田ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	男女岳ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	小浦ダム情報基盤総合整備事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	野々川ダム堰堤改良事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	猫山ダム堰堤改良事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	江永ダム堰堤改良事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
	樋口ダム堰堤改良事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	
雪浦ダム堰堤改良事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県		
福江ダム堰堤改良事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県		
ヶ知ダム堰堤改良事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県		
仁田ダム堰堤改良事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一河川2	目保呂ダム堰堤改良事業	維持管理中	安定的な維持管理及び施設等の機能向上	県	6-5
土木一河川3	中島川広域河川改修事業	工事実施中 (R2)	完了 (R4)	県	1-4、2-2、 3-2、4-3、 5-1、5-2、 5-5、6-4、 6-5、8-5、 9-1
	時津川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	江川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	完了 (R7)	県	
	高田川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	完了 (R6)	県	
	鹿尾川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	郡川大規模特定河川事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	郡川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	中山西川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	完了 (R3)	県	
	江ノ浦川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	江ノ浦川大規模特定河川事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	有喜川大規模特定河川事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	有喜川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	仁反田川特定構造物改築事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	山田川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	須川川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	湯江川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	日野川広域河川改修事業	工事実施中 (R2)	完了 (R5)	県	
	相浦川広域河川改修事業	工事実施中 (R2)	完了 (R5)	県	
	早岐川広域河川改修事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	早岐川大規模特定河川事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県	
	川棚川広域河川改修事業	工事実施中 (R2)	完了 (R4)	県	
	佐々川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	完了 (R5)	県	
	宮村川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	完了 (R5)	県	
	日宇川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	完了 (R5)	県	
	雪浦川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	完了 (R6)	県	
	日野川特定構造物改築事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	小野川特定構造物改築事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	相浦川特定構造物改築事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	江迎川総合流域防災事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県	
	牟田川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	完了 (R3)	県	
	後の川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	釣道川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	完了 (R6)	県	
	釣道川大規模特定河川事業	工事実施中 (R2)	完了 (R6)	県	
佐護川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県		
久根川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県		
田川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	完了 (R7)	県		
加志川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県		
瀬川総合流域防災事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県		
長崎南圏域総合流域防災事業 (情報基盤)	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県		
長崎北圏域総合流域防災事業 (情報基盤)	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県		
長崎離島圏域総合流域防災事業 (情報基盤)	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	県		
江川川都市基盤河川改修事業	工事実施中 (R2)	完了 (R3)	市		
大井手川都市基盤河川改修事業	工事実施中 (R2)	完了 (R5)	市		
よし川都市基盤河川改修事業	工事実施中 (R2)	工事施工中 (R7)	市		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一砂防1	長崎北圏域総合流域防災事業（基礎調査）	業務委託中	業務完了	県	1-5、6-5
	長崎南圏域総合流域防災事業（基礎調査）	業務委託中	業務完了	県	
	長崎離島圏域総合流域防災事業（基礎調査）	業務委託中	業務完了	県	
	長崎北圏域総合流域防災事業（情報基盤）	工事実施中（R2）	工事実施中（R7）	県	
	長崎南圏域総合流域防災事業（情報基盤）	工事実施中（R2）	工事実施中（R7）	県	
	長崎離島圏域総合流域防災事業（情報基盤）	工事実施中（R2）	工事実施中（R7）	県	
土木一砂防2	長崎南圏域総合流域防災事業（長寿命化）（砂防）	0箇所	400箇所	県	2-2、5-5、 6-4
	長崎北圏域総合流域防災事業（長寿命化）（砂防）	0箇所	100箇所	県	
	長崎離島域総合流域防災事業（長寿命化）（砂防）	0箇所	240箇所	県	
	長崎南圏域総合流域防災事業（長寿命化）（地すべり）	0箇所	30箇所	県	
	長崎北圏域総合流域防災事業（長寿命化）（地すべり）	0箇所	100箇所	県	
	長崎離島域総合流域防災事業（長寿命化）（地すべり）	0箇所	10箇所	県	
	長崎南圏域総合流域防災事業（長寿命化）（急傾斜）	0箇所	300箇所	県	
	長崎北圏域総合流域防災事業（長寿命化）（急傾斜）	0箇所	120箇所	県	
長崎離島域総合流域防災事業（長寿命化）（急傾斜）	0箇所	200箇所	県		
土木一砂防3	草住川事業間連携砂防等事業（砂防）	用地取得中（R2）	完了（R5）	県	1-5、2-2、 3-2、4-3、 5-2、5-5、 6-4、9-1
	千代讓川（二）通常砂防事業	工事施工中（R2）	完了（R4）	県	
	竿浦川（八）通常砂防事業	用地取得中（R2）	完了（R7）	県	
	櫛が丘川（八）通常砂防事業	事業開始（R3）	工事施工中（R7）	県	
	水頭川火山砂防事業	工事施工中（R2）	完了（R5）	県	
	矢の平川火山砂防事業	工事施工中（R2）	完了（R7）	県	
	大宮川（二）火山砂防事業	工事施工中（R2）	完了（R3）	県	
	三川川（又）火山砂防事業	工事施工中（R2）	完了（R3）	県	
	紅葉谷川（口）火山砂防事業	工事施工中（R2）	完了（R5）	県	
	紅葉谷川（イ）火山砂防事業	用地取得中（R2）	工事施工中（R7）	県	
	立岩川（ハ）火山砂防事業	工事施工中（R2）	完了（R4）	県	
	立岩川（ホ）火山砂防事業	用地取得中（R2）	完了（R5）	県	
	小ヶ倉川（イ）火山砂防事業	用地取得中（R2）	完了（R6）	県	
	小江小浦川（ホ）火山砂防事業	用地取得中（R2）	完了（R6）	県	
	小江原川（二）火山砂防事業	用地取得中（R2）	完了（R7）	県	
	鳴見川（子）火山砂防事業	用地取得中（R2）	完了（R7）	県	
	小江小浦川（イ）火山砂防事業	事業開始（R3）	工事施工中（R7）	県	
	大坂川（二）火山砂防事業	工事施工中（R2）	完了（R2）	県	
	田子ノ浦川事業間連携砂防等事業（砂防）	工事施工中（R2）	完了（R2）	県	
	畝刈川事業間連携砂防等事業（砂防）	工事施工中（R2）	完了（R2）	県	
	荒平川（イ）火山砂防事業	用地取得中（R2）	完了（R6）	県	
	荒平川（ハ）火山砂防事業	事業開始（R3）	工事施工中（R7）	県	
	崎ノ谷川事業間連携砂防等事業（砂防）	工事施工中（R2）	完了（R5）	県	
	寺畑川事業間連携砂防等事業（砂防）	工事施工中（R2）	完了（R5）	県	
	山口谷川事業間連携砂防等事業（砂防）	工事施工中（R2）	完了（R4）	県	
	西泊川（イ）火山砂防事業	工事施工中（R2）	完了（R6）	県	
小角川事業間連携砂防等事業（砂防）	工事施工中（R2）	完了（R5）	県		
下長瀬川事業間連携砂防等事業（砂防）	用地取得中（R2）	完了（R7）	県		
脇の谷川事業間連携砂防等事業（砂防）	工事施工中（R2）	完了（R4）	県		
浦川火山砂防事業	工事施工中（R2）	完了（R7）	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一砂防3	北村西台川火山砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R7)	県	1-5、2-2、 3-2、4-3、 5-2、5-5、 6-4、9-1
	大川事業間連携砂防等事業 (砂防)	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	県	
	松山川通常砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R6)	県	
	中原川通常砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R6)	県	
	琴石川通常砂防事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	妙泉寺川通常砂防事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	後川 (イ) 通常砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	県	
	中木場川通常砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	県	
	旅手越川(口)通常砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	県	
	土井浦川通常砂防事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	県	
	新港川 (口) 通常砂防事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県	
	榎田川(イ)通常砂防事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県	
	中尾川 (ハ) 通常砂防事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	継子川通常砂防事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	宮ノ上川通常砂防事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	生ノ川 (口) 通常砂防事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	生ノ川 (ハ) 通常砂防事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	新港川 (イ) 通常砂防事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県	
	先小路川通常砂防事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県	
	浜田川通常砂防事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	花川通常砂防事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県	
	一重川通常砂防事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	県	
	佐須瀬在家川通常砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	県	
	加藤川 (口) 通常砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	県	
	加藤川 (二) 通常砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	県	
	坂ノ間川 (イ) 通常砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R7)	県	
	卯麦浜川通常砂防事業	用地取得中 (R2)	完了 (R6)	県	
	上黒崎地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	曾段田地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	県	
	以下宿地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R7)	県	
	寺坂地区事業間連携砂防等事業 (地すべり)	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	宮ノ原地区事業間連携砂防等事業 (地すべり)	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	穴越地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	県	
	大野地区事業間連携砂防等事業 (地すべり)	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	県	
	鷲尾岳地区事業間連携砂防等事業 (地すべり)	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	白井岳地区事業間連携砂防等事業 (地すべり)	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	立岩地区事業間連携砂防等事業 (地すべり)	工事施工中 (R2)	完了 (R7)	県	
	里地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県	
	星鹿地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	端免地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	県	
	木浦原地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	県	
坊ノ上地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県		
石宗地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県		
牧の地地区特定緊急地すべり対策事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	県		
鶴山下地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一砂防3	仲知地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	1-5、2-2、 3-2、4-3、 5-2、5-5、 6-4、9-1
	谷江地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	東山下地区地すべり対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	三川 (3) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	田中(2)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	小ヶ倉 1 丁目 (4) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県	
	赤迫 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	多以良 (4) 急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	県	
	滑石 3 丁目 (4) 急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	県	
	大宮 (3) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県	
	若竹 (4) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	大園 (4) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	川平 (1) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	県	
	金堀 (6) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	西北 (5) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	滑石 3 丁目 (5) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	県	
	金堀 (1) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R6)	県	
	田中 (61) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	県	
	大浜 (19) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R7)	県	
	滑石 5 丁目 (6) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	松山 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	県	
	戸町 2 丁目 (7-1) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	戸町 2 丁目 (7-2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	現川地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	大園 (3) 地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県	
	葉山 2 丁目 (4) 地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県	
	三重 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県	
	上開田地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R7)	県	
	陣の内 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	有福 (3) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	県	
	白岳 (1 1) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	梅田 (3) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R4)	県	
	大和 (8) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	県	
	黒髪 (4) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	県	
	松瀬 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	山手 (1 5) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	県	
	瀬戸越 (6) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	矢岳 (5) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	相浦 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	小西浦地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	県	
勝海 (5) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県		
小島 (9) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R7)	県		
名切 (1 6) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県		
長坂 (1 5) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県		
折橋 (1 1) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R7)	県		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現状	目標	実施主体	リスクシナリオ
土木一砂防3	黒髪(122)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	1-5、2-2、 3-2、4-3、 5-2、5-5、 6-4、9-1
	白岳(5)地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	県	
	大黒(2)地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R4)	県	
	鹿子前(6)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	花高(4)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	天神地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R6)	県	
	日野地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	庵浦(1)地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	吉福(2)地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	有福(76)地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	長坂(9)地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	東浜(11)地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	指方地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	南串地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	多以良地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	県	
	小川原地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県	
	戸楽(2)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県	
	小奈良尾地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	県	
	今井崎地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	県	
	三根依炭地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	県	
	白川地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R7)	県	
	賀谷(1)地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	長崎南圏域砂防設備等緊急改築事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	長崎北圏域砂防設備等緊急改築事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	長崎離島圏域砂防設備等緊急改築事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	長崎南圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	長崎北圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業	-	工事施工中 (R7)	県	
	長崎離島圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業	-	工事施工中 (R7)	県	
	長崎南圏域総合流域防災事業(砂防事業等)	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	県	
	長崎北圏域総合流域防災事業(砂防事業等)	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県	
	長崎離島圏域総合流域防災事業(砂防事業等)	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	県	
	塩町地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	市	
	古賀(1)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
	三川(8)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	市	
	東町地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	市	
	田上(6)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	市	
	平間(2)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
	深堀5丁目地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R6)	市	
	三川(16)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
	深堀4丁目地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
小峰(1)地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市		
入船(7)地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	市		
木鉢2丁目(3)地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	市		
女ノ都2丁目(2)地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	完了 (R6)	市		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木一砂防3	金堀町地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	市	1-5、2-2、 3-2、4-3、 5-2、5-5、 6-4、9-1
	木秀地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
	土師野尾 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	市	
	釜 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
	仲間地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	市	
	源八 (1) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
	草原地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	市	
	梅林地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	市	
	香田 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	市	
	西平地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
	岩下地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
	長坂 (16) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	市	
	針尾北 (4) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	市	
	瀬戸越3丁目 (1) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
	日宇 (9) 地区急傾斜地崩壊事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	市	
	幸和 (1) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市	
	神島 (3) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	市	
	針尾西 (1) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R4)	市	
	藤原 (9) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	市	
	鹿子前 (15) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	市	
	大和 (1) (3) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	市	
	有福 (4) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	市	
	戸尾地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	市	
	熊野 (9) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R5)	市	
	高梨 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R4)	市	
	赤崎 (8) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	工事施工中 (R7)	市	
	黒髪 (3) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R4)	市	
	権常寺地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R4)	市	
	石坂 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R5)	市	
	折橋 (5) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R7)	市	
	西郷地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	工事施工中 (R7)	市	
	勝海 (2) 地区急傾斜地崩壊対策事業	用地取得中 (R2)	完了 (R3)	市	
	中今福地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	市	
	白南風 (7) 地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	完了 (R7)	市	
三川内地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	市		
西今福地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	完了 (R5)	市		
黒髪 (67) 地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	完了 (R7)	市		
日宇 (19) 地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	工事施工中 (R7)	市		
高地 (3) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R7)	市		
江里地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市		
田端地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R2)	市		
木ヶ津 (小田) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	市		
新谷 (15) 地区急傾斜地崩壊対策事業	事業開始 (R3)	完了 (R7)	町		
浜ノ浦 (1) 地区急傾斜地崩壊対策事業	工事施工中 (R2)	完了 (R3)	町		

個別事業一覧

事業番号	個別事業名	現 状	目 標	実施主体	リスクシナリオ
土木-建築1	長崎県大規模建築物耐震化支援事業	79% (R1)	90%	市町(民間)	3-2、7-3、 8-2、8-6
土木-住宅1	住宅市街地総合整備事業(江平地区)	実施中	継続	長崎市	1-1、1-2、 7-1
	住宅市街地総合整備事業(稲佐・朝日地区)	実施中	継続	長崎市	
	住宅市街地総合整備事業(北大浦地区)	実施中	継続	長崎市	
	住宅市街地総合整備事業(南大浦地区)	実施中	継続	長崎市	
	住宅市街地総合整備事業(水の浦地区)	実施中	継続	長崎市	
	住宅市街地総合整備事業(立神地区)	実施中	継続	長崎市	
	住宅市街地総合整備事業(立山地区)	実施中	継続	長崎市	
	住宅市街地総合整備事業(戸尾・松川地区)	実施中	継続	佐世保市	
	住宅市街地総合整備事業(東山地区)	実施中	継続	佐世保市	
土木-住宅2	市街地再開発事業(諫早駅東地区)	実施中	継続	諫早市	1-1、7-1
	市街地再開発事業(新大工町地区)	実施中	継続	市町(組合)	
	土地区画整理事業(長崎駅周辺地区)	実施中	継続	長崎市	
	土地区画整理事業(新大村駅周辺地区)	実施中	継続	大村市	
	土地区画整理事業(高田南地区)	実施中	継続	長与町	
	土地区画整理事業(時津中央第2地区)	実施中	継続	時津町	
	土地区画整理事業(西ノ原地区)	実施中	継続	波佐見町	
	優良建築物等整備事業	実施中	継続	市町(民間)	
土木-住宅3	長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業	実施中	継続	市町(民間)	1-1、8-4
	公営住宅等整備事業	実施中	継続	県及び市町	
	公営住宅等ストック総合改善事業	実施中	継続	県及び市町	
	住宅地区改良事業等	実施中	継続	県及び市町	
	地域住宅政策推進事業	実施中	継続	県及び市町	
教育-教環1	諫早特別支援学校改築・改修・グラウンド整備事業	実施中	完成(R6)	長崎県	1-1、2-1、 2-5、3-2
	大村特別支援学校防災機能強化事業(外壁の改修)	実施中	完成(R3)	長崎県	
	川棚特別支援学校大規模改造(空調)事業	—	完成(R3)	長崎県	
	虹の原特別支援学校大規模改造(空調)事業	—	完成(R3)	長崎県	
	佐世保特別支援学校大規模改造(空調)事業	—	完成(R3)	長崎県	
教育-教環1	虹の原特別支援学校改修事業	—	完成(R3)	長崎県	1-1、2-1、 2-5、3-2
警察-交規1	停電時における信号機滅灯防止のための信号機電源付加装置整備	190	215	警察本部	2-3、3-2
警察-崎装1	諫早警察署非常用発電機改修	—	R4	警察本部	3-2
	浦上警察署非常用発電機改修	—	R5	警察本部	
	大浦警察署非常用発電機改修	—	R6	警察本部	
	時津警察署非常用発電機改修	—	R7	警察本部	